文京区教育センター紀要

（第 60 号）



令和７年度版

文京区教育センター

あ　い　さ　つ

保護者の皆様、そして地域の皆様には、日頃より文京区の教育活動に温かいご理解と多大なるご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

本センターでは、文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現に向けて、様々な事業を展開するとともに、子どもたちの健やかな育ちを支える拠点として、児童の発達支援や各種相談事業に全力を注いでまいりました。これまで、増加傾向にある不登校児童・生徒への支援を喫緊の課題と捉え、校内居場所（別室）対応指導員の配置拡充やNPOと連携したオンライン学習支援を実施するなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサポートの充実に努めてまいりました。

さらに、子どもたちの自然科学や情報科学への興味・関心を高めるための講座や出前授業の開催、区立幼稚園・小・中学校教職員の資質・能力向上を図るための各種研修の充実、教育アドバイザーの派遣など、多様なアプローチから本区の教育力向上を牽引してまいりました。また、教育相談や発達相談の実施をはじめ、児童発達支援「そよかぜ」及び放課後等デイサービス「ほっこり」の運営などを通じて、乳幼児期から学齢期まで「切れ目のない支援」を展開いたしました。

続く令和７年度は、これまでの成果をさらに発展させるべく、「子どもの学び支援事業」として校内居場所（別室）対応指導員のさらなる配置拡充を進めております。あわせて、各事業のさらなる充実に職員一同、力を合わせて取り組んでいるところであり、本冊子が、皆様に教育センターの取り組みをより深くご理解いただく一助となれば幸いです。

引き続き、子どもたちの笑顔と確かな成長のために、より一層の努力を重ねてまいりますので、皆様の温かいご理解と変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年８月

文京区教育センター

所長　木内　恵美

第１章　概要 1
１　設置の目的 1
２　基本方針 1
３　沿革 1
４　組織 3
５　当初予算 4
６　施設の概要 5
７　施設利用状況 8
第２章　総合相談事業 9
１　概要 9
２　総合相談室 10
３　発達支援巡回相談事業 15
４　文京版スターティング・ストロング･プロジェクト（BSSP） 18
５　スクールカウンセラー（SC）の配置 20
６　スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置 21
７　巡回相談員の派遣（特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談） 22
８　療育指導派遣事業 22
９　学校と家庭の連携推進事業 23
10　教育支援センター（ふれあい教室） 23
11　不登校対応チーム 24
12　校内居場所（別室）対応指導員 24
13　オンラインシステム「room-K」を活用した支援 25
14　保護者向けの進路説明会 25
第３章　児童発達支援センター事業 26
１　概要 26
２　児童発達支援（そよかぜ） 26
３　放課後等デイサービス（ほっこり） 27
４　障害児相談支援（なないろ） 28
第４章　教員研修・研究事業 29
１　概要 29
２　教育アドバイザー事業 29
３　教育課題研修 30
第５章　教育資料室・教科書センター運営 33
１　概要 33
２　実施状況 33

第６章　自然科学教育事業 34
１　概要 34
２　専門指導員の学校派遣 34
３　児童・生徒対象の科学講座 35
第７章　情報科学教育事業 38
１　概要 38
２　子どもパソコン教室 38
３　親子タブレット教室 39
４　幼児プログラミング教室 39
５　小学生プログラミング講座 39
６　中学生プログラミング講座 40
７　小学校プログラミング授業支援 40
８　親子スマートフォン教室 42
第８章　健康・体力増進事業 43
１　概要 43
２　健康・体力向上事業 43
第９章　地域大学等連携事業 46
１　概要 46
２　地域大学等連携事業 46
第１０章　小・中学校連合行事 49
１　概要 49
２　実施状況 49

資料 51
文京区教育センター条例 51
文京区教育センター条例施行規則 54
文京区教育センター処務規則 60
文京区教育センター運営委員会要領 64
文京区教育センター総合相談事業運営要綱 65
文京区教育支援センター運営要領 68
文京区スクールソーシャルワーカー運営要領 76
学校と家庭の連携推進事業実施要領 77
文京区児童発達支援センターが提供する支援に関する要綱 78
文京区児童発達支援センターにおける児童発達支援事業運営要綱 79
文京区児童発達支援センターにおける放課後等デイサービス事業運営要綱 84
文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱 89
文京区児童発達支援センター医療的ケア判定会設置要綱 104
文京区児童発達支援センター虐待防止委員会設置運営要綱 107
文京区児童発達支援センター身体拘束等適正化対策検討委員会設置運営要綱 109
文京区児童発達支援センター指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業運営規程 111
文京区児童発達支援センター給食事業実施要綱 113
文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領 116
文京区教育センター科学教育事業実施要領 118
文京区教育センター防犯カメラの設置及び運用に関する要綱 120

【注】各条例等は最新版を掲載しているため、各事業実績と相違する場合があります。

第１章　概要

１　設置の目的

文京区における教育の充実・振興を図る。

２　基本方針

・教職員、児童、生徒を対象として、活用できるものであること。
・教育現場に密着したもので、常に学校側から積極的に活用されるものであること。
・センター全体をとおして、区としての特色を発揮できるものであること。

３　沿革

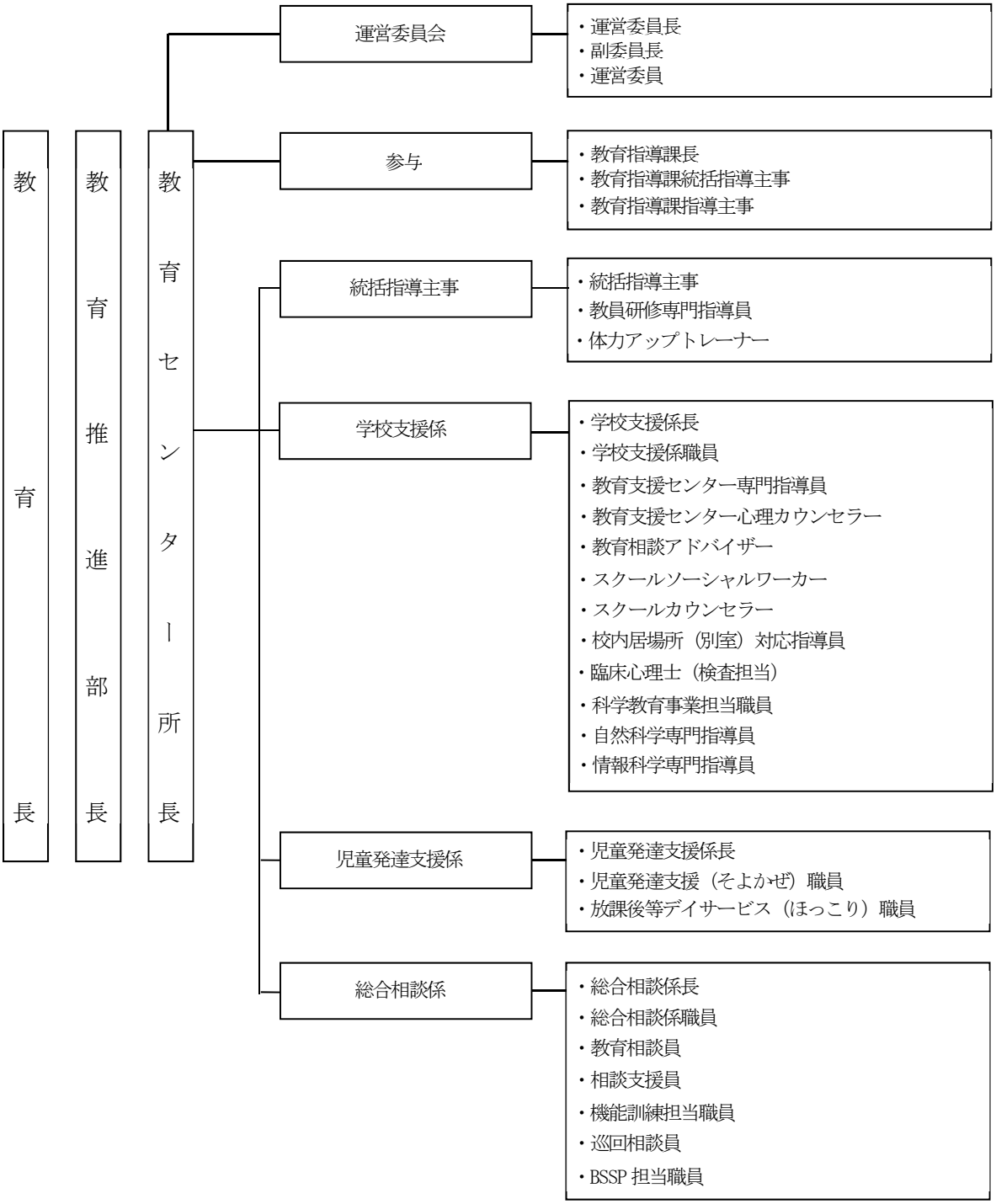
昭和29年4月 1日	文京区小学校教育研究会児童研究部が教育相談開始
6月 1日	文京区教育研究所が発足し、文京区の特殊学級「あおば学園(旧礫川小学校舎)」開設
昭和31年4月 1日	教育相談部、特殊教育部の二部制を採用
昭和32年6月 1日	研究調査部を加え、三部制をとる
昭和33年4月 1日	教育研究所に運営委員会を設置
	文京区小学校科学教育センターを窪町小学校、千駄木小学校に設置
	文京区中学校科学教育センターを第四中学校に設置
昭和36年2月 1日	教育研究所を汐見小学校内に移転
	機構を庶務部、研究調査部、教育相談部の三部制に改組
昭和38年12月	文京区教育センター設置の方針決定
昭和39年2月 8日	教育研究所を元町小学校内に移転
3月 30日	教育センター設置調査研究委員会発足
昭和40年8月 4日	教育センター建設工事着工
昭和41年4月 1日	教育センター準備室設置
4月 28日	教育センター設立調査研究委員会を教育センター準備委員会に改組
10月 7日	区議会において文京区教育センター設置条例可決
10月 11日	教育委員会において文京区教育センターの管理運営に関する規則
	文京区教育センター処務規則制定
10月 12日	教育センター落成
10月 15日	教育センター開所
	科学教育センター、教育研究所を移転、統合
	科学教育部、調査研究部、資料部、教育相談部の四部制で活動開始
昭和42年1月 23日	小・中学校理科移動教室開始
昭和44年10月 17日	中学校技術科移動教室開始
昭和46年2月 14日	プラネタリウム新設工事着工
7月 19日	プラネタリウム竣工
10月 1日	プラネタリウム移動教室開始
昭和48年9月 17日	隣地731.3㎡をセンター用地として取得
昭和51年7月 14日	幼児教育部設置、五部制
昭和53年6月 1日	文京区教育史編纂室開設、五部一室制、「文京区教育史」編纂事務開始
昭和54年3月 23日	教育センター増築工事着工
昭和55年3月 31日	教育センター増築工事竣工
4月 25日	音楽教育部、教育機器研究部、教育資料室(資料部廃止)設置、六部二室制、
5月 15日	教育センター別館開所
6月 25日	電話教育相談室開設、
9月 1日	音楽移動教室開始
昭和58年3月 31日	「文京区教育史」刊行、文京区教育史編纂室閉室
昭和62年5月 1日	視聴覚室一般開放開始(社会教育関係団体)

昭和63年3月31日	中学校理科移動教室閉室
平成 2年2月28日	中学校技術科移動教室閉室
10月23日	コンピュータ教室開室
平成4年10月1日	研修室一般開放開始(社会教育関係団体)
平成 7年 1月4日	いじめ電話相談開設
平成 8年 4月15日	子育てひろば・西片開設(旧西片幼稚園)
平成 9年 4月1日	文京区教育センター設置条例を全面改正 (「文京区教育センター条例」とし関係規則を改正) 研修室一般開放開始(区内在住個人または団体)
平成10年 4月1日	旧西片幼稚園を教育センター分室として引継
平成11年 9月13日	子育てひろば・西片を柳町幼稚園に一時移転(12年 6月まで)
平成12年 5月 8日	子育てひろば・汐見開設(旧汐見幼稚園)
平成13年 4月1日	視聴覚室一般開放開始(区内在住個人または団体)
平成14年 3月31日	小学校理科・プラネタリウム・音楽移動教室閉室
4月1日	教育センター運営組織改正(部・室制廃止)、総合教育相談室設置 自然科学教育事業、情報科学教育事業を開始
平成17年 3月8日	文京区教育センター条例一部改正
平成18年 4月1日	子育てひろば西片・子育てひろば汐見を子育て支援課に移管
平成19年 3月1日	文京区教育センター条例全部改正
3月31日	研修室、視聴覚室の一般開放終了
5月18日	春日一丁目 9番21号(旧小石川保健サービスセンター)へ移転
平成23年3月	文京区教育センター等建物基本プラン策定
4月1日	総合教育相談事業、子ども科学カレッジ開始
平成24年7月7日	東大総合博物館がやってきた「火星-ウソカラデタマコト-」展開催
9月2日	文京区教育センター((仮称)青少年プラザ併設)建設工事着工
平成26年4月1日	地域・大学連携協働デスク事業を開始
平成26年12月11日	文京区教育センター条例全部改正
平成27年 2月27日	文京区教育センター建設工事竣工
3月21日	湯島四丁目7番10号に移転
4月1日	文京区教育センター開設 総合相談事業、児童発達支援センター事業、健康・体力増進事業を開始
6月11日	東京大学総合研究博物館と連携してスクール・モバイルミュージアムを開始
平成29年4月1日	地域大学等連携事業を開始
8月19日	区制70周年記念事業「子ども科学ヴィレッジ～1日限定Science Village～」開催
令和8年3月31日	現在に至る

４　組織

令和７年度　文京区教育センター運営組織表

令和8年3月31日現在



５　当初予算

（千円）

事業別	7年度	6年度	増減	説明
児童発達支援事業	99,909	91,523	8,386	乳幼児を対象とした集団療育の実施
放課後等デイサービス事業	67,870	57,015	10,855	小学生を対象とした集団療育の実施
相談支援事業	176,972	172,804	4,168	臨床心理士、医師等による相談・指導の実施、障害児支援利用計画作成、地域支援事業
発達支援巡回相談事業	30,462	29,719	743	保育園・幼稚園・育成室へ発達支援巡回相談事業
スターティング・ストロング・プロジェクト	24,906	24,453	453	臨床心理士等の専門家チームによる幼稚園・保育園・児童館等への専門的発達支援等
事業運営費	69,866	68,186	1,680	給食委託、給食材料費、バス送迎委託等
自然科学教育事業	35,087	33,363	1,724	子ども科学カレッジ、移動科学教室等
情報科学教育事業	12,392	6,629	5,763	子どもパソコン教室(プログラミング教室委託含む)
教員研修・研究事業	17,086	27,115	△10,029	教員研修
教育資料室・教科書センター運営	3,690	5,012	△1,322	教育資料室資料整備、システム機器賃貸借等
教育相談事業	70,479	64,041	6,438	面接相談・電話相談・いじめ電話相談等の教育相談事業
施設維持管理費	100,398	103,827	△3,429	各種設備保守、総合管理（清掃・設備）委託経費、光熱水費
運営事務費	22,214	17,723	4,491	印刷機借上げ等の教育センター運営事務費
地域大学等連携事業	2,507	2,605	△98	スクール・モバイルミュージアム、講師謝礼、児童交通費等
小学校連合行事	5,769	6,081	△312	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、陸上記録会、連合展覧会、都行事参加
中学校連合行事	7,352	7,570	△218	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、連合演奏会、総合体育大会、都行事参加
健康・体力増進事業	42,129	40,346	1,783	健康教室、体力向上、がん教育
学校と家庭の連携推進事業	5,946	4,453	1,493	家庭と子供の支援員派遣
学校支援関係事業	319,698	257,098	62,600	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等派遣、ふれあい教室運営等
計	1,114,732	1,019,563	95,169	

6　施設の概要

⑴　所在地：文京区湯島四丁目７番１０号

⑵　構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

規模：地上3階建

最高の高さ	14.29 m
敷地面積	4,695.42 ㎡
建築面積	3,184.05 ㎡
延床面積	6,745.31 ㎡

⑶　各階面積表

	床面積	摘　　要
1階	2,713.549 ㎡	人荷用エレベーター2基及び小荷物昇降機1基を積載 北側：定員15名　1,000kg　1基 南側：定員15名　1,000kg　1基
2階	2,481.178 ㎡	
3階	1,529.987 ㎡	
小計	6,724.714 ㎡	建物内床面積
バギー置場	9.880 ㎡	
受水槽ポンプ室等	10.720 ㎡	
合計	6,745.314 ㎡	延床面積

⑷　施設概要

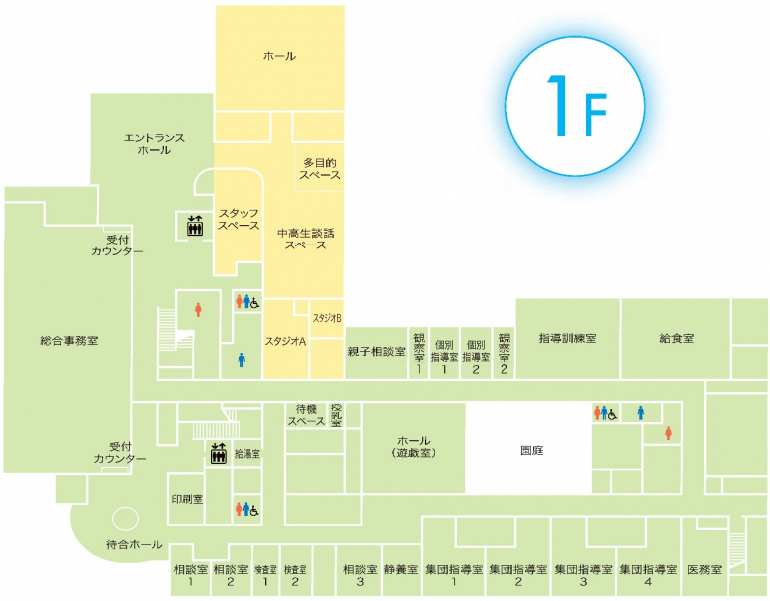
階数	室名	内容
1階	総合事務室	職員執務スペース
	相談室1～3	総合相談の面接相談
	検査室1～2	発達検査等
	静養室	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの相談等
	集団指導室1～4	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	医務室	簡易な怪我の治療、体調不良等のケア
	ホール	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	園庭	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	給食室	集団療育に対する給食等の提供
	指導訓練室	機能訓練等
	個別指導室1～2	総合相談の個別指導相談等
	観察室1～2	個別指導の観察等
	親子相談室	総合相談の面接相談
	b-lab（青少年プラザ）	スタッフスペース、中高生談話スペース、多目的スペース、音楽スタジオA・B、ホール

階数	室名	内容
2階	研修室1～3	教員研修等　※一般貸出可
	大学連携事業室	東京大学総合研究博物館によるスクール・モバイルミュージアム
	健康指導室	健康相談等
	講師控室	教員研修等の講師控室
	ICT準備室	ICT担当事務室・サーバー室
	ICT研修室	ICT研修・パソコン教室等
	教育資料室・教科書センター	教科書展示・教育資料室
	プレイヤード	バスケットボール等
	プレイルーム1～5	遊戯療法等
	ミーティングルーム1～2	ケースカンファレンス等
	面接室1～3	総合相談の面接相談
	相談室4～5	総合相談の面接相談
	検査室3	発達検査等
	個別指導室3～4	総合相談の個別指導相談等
	理学療法室、作業療法室	機能訓練等
3階	科学実験室	科学教室等
	カレッジルーム	子ども科学カレッジ等
	科学準備室	科学担当事務室
	作業室	科学教室の準備等
	エコガーデン	植物栽培等
	軽運動室	ふれあい教室健康スポーツ等
	多目的室	ふれあい教室グループワーク等
	ふれあい教室職員室	ふれあい教室職員事務室
	学習室	個別学習等
	ふれあい教室面接室	ふれあい教室の面接相談
	ふれあいルーム	ランチ及び放課後活動等
	教室1～2	自主学習等

⑸　施設図面


3F
軽運動室
ホワイエ
カレッジルーム
エコガーデン
作業室
科学準備室
科学実験室
多目的室
ふれあい教室
職員室
学習室
面接室
ふれあいルーム
教室1
教室2


2F
研修室3
研修室2
研修室1
プレイヤード
ホワイエ
給湯室
健康指導室
講師控室
ICT準備室
ICT研修室
教育資料室
教科書センター
大学連携事業室
プレイルーム1
ミーティングルーム1
待合スペース
ファイル室
個別待合室
相談室5
プレイルーム2
プレイルーム3
プレイルーム4
プレイルーム5
面接室1
面接室2
面接室3
相談室4
検査室3
個別指導室3
個別指導室4
理学療法室
作業療法室
ミーティングルーム2


1F
ホール
エントランスホール
多目的スペース
スタッフスペース
中高生談話スペース
受付カウンター
総合事務室
スタジオB
スタジオA
親子相談室
観察室1
個別指導室1
個別指導室2
観察室2
指導訓練室
給食室
待機スペース
授乳室
ホール（遊戯室）
庭園
受付カウンター
給湯室
印刷室
待合ホール
相談室1
相談室2
検査室1
検査室2
相談室3
静養室
集団指導室1
集団指導室2
集団指導室3
集団指導室4
医務室

7　施設利用状況

⑴　利用者別

単位：人

月	一　　般	中　学　生	小　学　生	幼稚園児以下	合計
4	186	265	815	1,009	2,275
5	494	332	1,012	1,291	3,129
6	1,197	358	1,266	1,485	4,306
7	1,598	307	1,394	1,610	4,909
8	1,494	195	1,041	1,414	4,144
9	1,523	308	1,073	1,537	4,441
10	1,607	339	1,228	1,668	4,842
11	366	295	1,142	1,213	3,016
12	496	364	1,277	1,497	3,634
1	644	263	965	1,363	3,235
2	577	307	1,050	1,381	3,315
3	670	362	1,076	1,205	3,313
合計	10,852	3,695	13,339	16,673	44,559
前年	6,672	4,803	14,230	17,587	43,292

⑵　事業別

単位：人

月	研修	科学事業	総合相談	専門訓練	児童発達支援（そよかぜ）	放課後等デイ（ほっこり）	大学連携事業	その他	合計
4	0	228	788	519	353	188	41	158	2,275
5	91	266	935	570	503	256	253	255	3,129
6	127	321	1,010	582	546	285	1,054	381	4,306
7	165	282	1,017	640	566	274	1,562	403	4,909
8	107	299	809	540	480	229	1,667	13	4,144
9	45	180	1,116	625	476	218	1,449	332	4,441
10	138	241	1,036	668	543	216	1,581	419	4,842
11	73	314	789	566	422	240	230	382	3,016
12	0	333	1,002	632	478	253	487	449	3,634
1	26	225	884	643	436	143	616	262	3,235
2	40	345	928	619	389	147	515	332	3,315
3	0	111	938	695	241	158	769	401	3,313
合計	812	3,145	11,252	7,299	5,433	2,607	10,224	3,787	44,559
前年	952	3,265	12,622	7,783	5,909	2,622	4,999	5,140	43,292

＊大学連携事業はスクール・モバイルミュージアム、大学・企業等連携講座利用者数を表す。
＊その他は、ふれあい教室、教科書センター・教育資料室、健康・体力増進事業、研修室の利用者数を表す。

第２章　総合相談事業

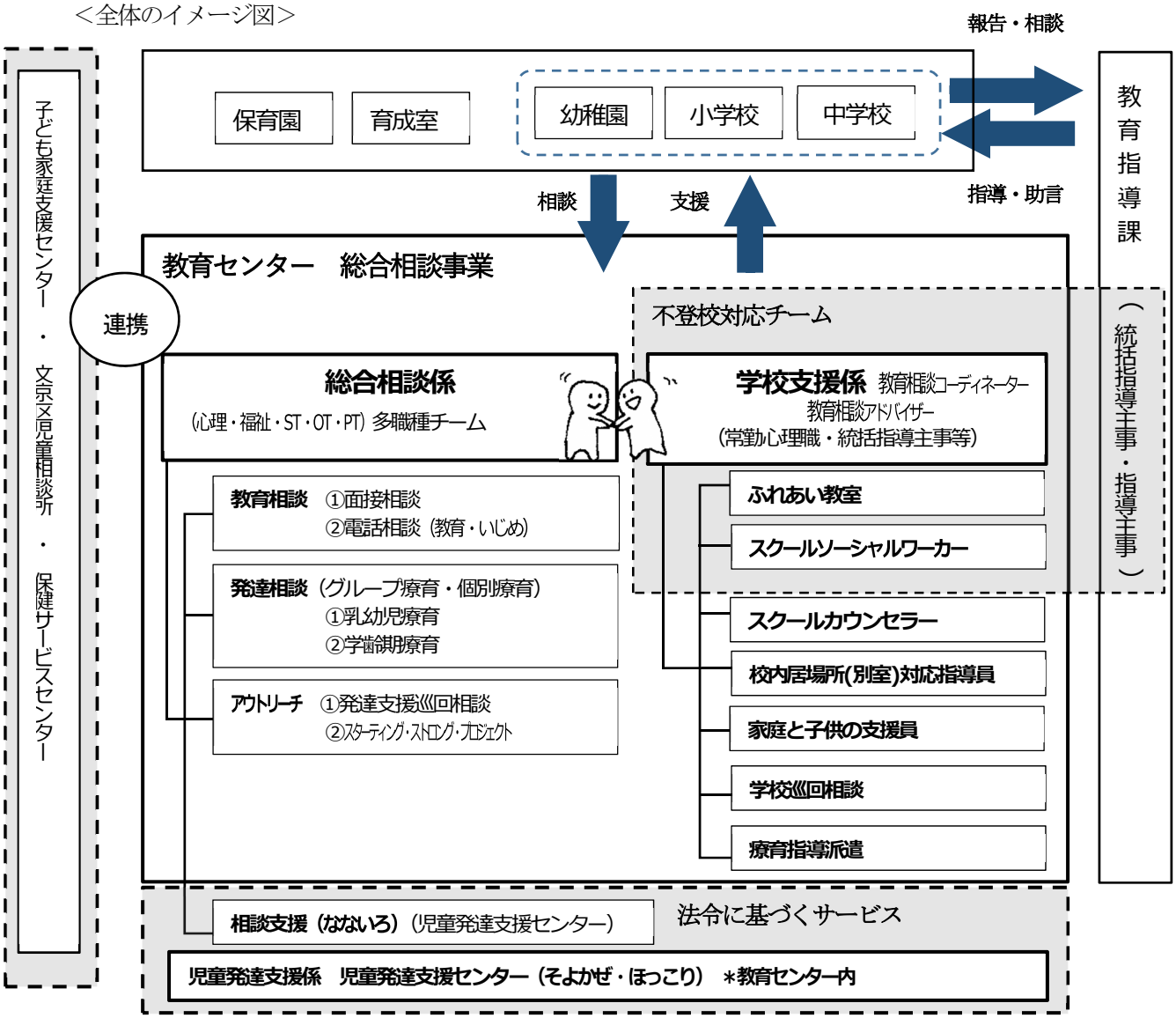
１　概要

乳幼児及び児童・生徒に関する、いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待、発達障害他の心身の障害等の教育・生活に係る悩みや問題の予防・発見・解消及び発達促進に向けて、子どもと保護者及び学校・園への支援をより効果的に行うために、総合相談体制をとっている。

(1)　総合相談事業の各相談機能

①　総合相談室
②　発達支援巡回相談
③　文京版スターティング・ストロング・プロジェクト
④　スクールカウンセラー（SC）の配置及び派遣
⑤　スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置及び派遣
⑥　特別支援教室心理士等巡回相談
⑦　療育指導(ST・OT)派遣
⑧　学校と家庭の連携推進事業
⑨　教育支援センター（ふれあい教室）
⑩　不登校対応チーム

＜全体のイメージ図＞



⑵ 各相談機能間の連絡・情報共有

① 教育相談コーディネーター及び総合相談室担当への情報集約

各相談機能において把握した乳幼児及び児童・生徒の情報のうち、対応や連携が必要と思われるものについては、教育相談コーディネーター及び総合相談室担当が情報集約し、各相談機能への情報提供や対応の検討を行い、また必要に応じて、教育指導課や子ども家庭支援センター等の関係機関と連携して対応している。

② 総合相談連絡会

情報交換及び研修を目的とし、教育相談コーディネーター、都スクールカウンセラー、ふれあい教室専門指導員、スクールソーシャルワーカー、総合相談室担当等が集まり、年３回開催した。

③ 不登校支援連絡会

不登校児童・生徒の状況に関する情報交換及び検討を目的とし、不登校対応チームの構成員である教育相談コーディネーター、ふれあい教室専門指導員、スクールソーシャルワーカー、総合相談室担当、教育相談アドバイザー、及び担当指導主事が集まり、年８回開催した。

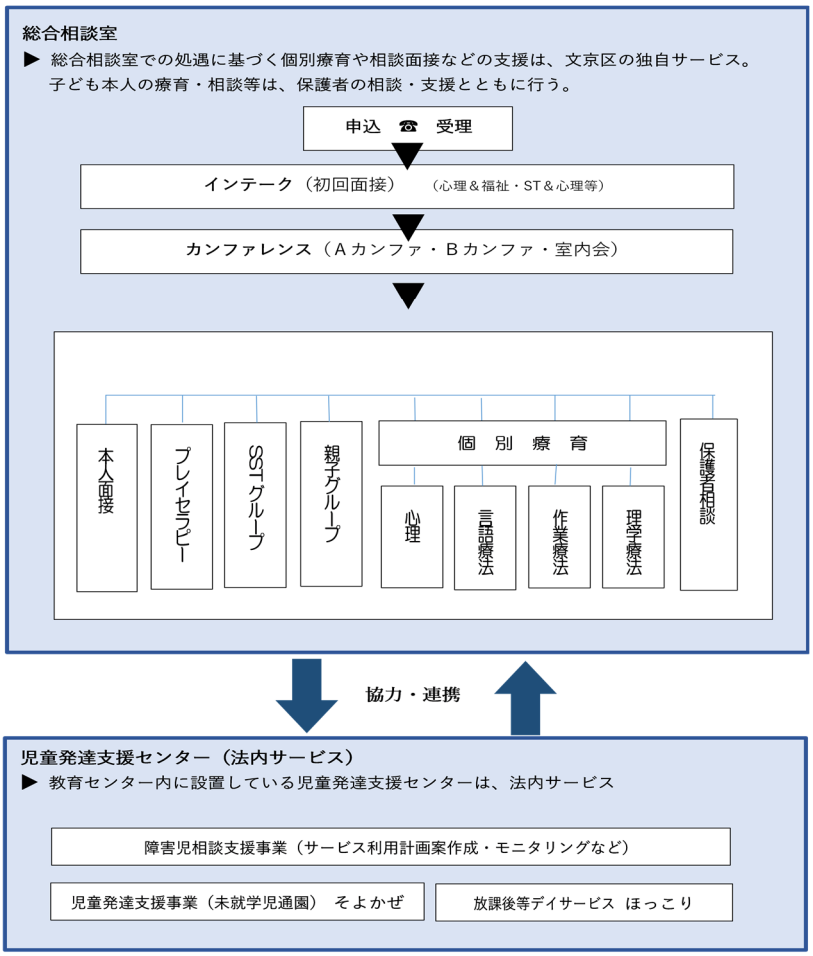
２ 総合相談室

⑴ 概要

総合相談室は、子どもたちの健やかな成長発達と家庭生活の充実を目的とし、0 歳から 18 歳（高校生年齢相当）までの子どもとその保護者を対象に、発達及び教育に係る様々な相談を受け、それぞれのニーズに応じて発達支援や心理的援助を行っている。（月～金曜、第２・第４土曜の午前８時 30 分から午後５時まで　※祝日・年末年始除く）

来所による相談は、原則として保護者からの電話等での事前の申込み後、インテーク（初回面接）の上、受理・処遇会議を経て、予約制で担当者による保護者と子どもそれぞれへの継続的な相談・支援を実施している。

総合相談室イメージ図



⑵ 内容

① 発達相談

ア 乳幼児療育

障害または発達の遅れや偏りのある子どもについて、障害の軽減や生活の質の向上のために、保護者に対し子どもの発達の相談や養育に関する相談を行う。また、子どもの支援ニーズに応じて専門療法士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など）による個別療育、及びグループ療育（親子グループ、社会性やコミュニケーション力を育てるSSTグループなど）により発達支援を行う。

乳幼児療育　新規相談件数【主訴別・年齢別】　(件)

	運動発達の遅れ	ことば・知的発達の遅れ	発音・吃音	行動・社会性	その他	合計	前年度
0歳	18	7	0	1	3	29	19
1歳	2	39	2	7	0	50	49
2歳	4	35	6	19	0	64	89
3歳	2	12	14	39	0	67	79
4歳	1	5	10	35	0	51	68
5歳	2	5	12	28	2	49	53
合計	29	103	44	129	5	310	357
%	9%	33%	14%	42%	2%	100%	

乳幼児療育　新規相談件数【来談経路別】　(件)

	保育園幼稚園	子ども家庭支援センター	保健サービスセンター	医療機関	相談室のお知らせ	HP	区役所（窓口）	知人	その他(電話相談を含む)	合計	前年度
件数	72	7	76	27	7	61	6	15	39	310	357

乳幼児療育　年間実働相談件数　(件)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児（就学猶予児）	合計	前年度
件数	28	68	126	223	236	278	0	959	1,047

乳幼児療育　療育プログラム年間実施延べ回数　(回)

	個別相談	親子グループ	理学療法（PT）	作業療法（OT）	言語療法（ST）	心理指導	SSTグループ	医師診察	合計	前年度
件数	2,477	660	646	1,789	2,881	1,255	0	187	9,895	10,845

［乳幼児療育における件数や相談内容、来談経路の傾向］

新規相談件数は、昨年度に対して47件減少しているが、0～2歳までは“運動発達の遅れ”“ことば・知的発達の遅れ”を主訴とする相談が多く、学年が進むにつれて“行動・社会性”の心配を主訴とする相談が多くなる傾向は引き続きみられている。なお、新規相談の来談経路のうち“その他”には、電話相談からの申し込みや子育てガイドを見ての申し込み等が含まれている。

昨年度末時点の相談利用児実人数は、959人となり令和6年度末より88人減少した。昨年度末時点の継続利用児は596人となり、令和6年度末より58人減少しているが、支援の必要性が高い子どもやその家族の支援ニーズに対して、引き続き多職種による療育を実施し、子どもの発達段階を見極めながら適切な支援を提供していく必要がある。

イ　学齢期療育

小学生から高校生までの障害または発達の遅れや偏りのある子どもに対し、本人の生活の質の向上や社会生活への適応、本人の自己実現を図ることを目的に、保護者との相談や子ども本人への療育プログラムを実施している。併せて学校等との連携も行う。

（＊個別療育は、小学生から中学生までを対象とし、特別支援教育等を補完する形で支援を行うという役割のため、支援目標、指導期間を明確にしたプログラムを実施している。）

学齢期療育　新規相談件数【主訴別・学年別】　（件）

	運動発達の遅れ	ことば・知的発達の遅れ	発音・吃音	行動・社会性	学習	その他	合計	前年度
小学生（低）（小1～小3）	1	8	8	65	47	6	135	110
小学生（高）（小4～小6）	1	0	1	16	26	1	45	40
中学生	0	0	0	7	8	0	15	4
その他（高校生など）	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2	8	9	88	81	7	195	155
%	1%	4%	5%	45%	42%	4%	100%	

※（%）は小数点以下を四捨五入

学齢期療育　新規相談件数【来談経路別】　（件）

	学校	乳幼児療育	子ども家庭支援センター	医療機関	電話相談	相談室のお知らせ	HP	区役所（窓口）	その他	合計	前年度
低学年	55	16	3	5	5	5	14	0	32	135	110
高学年	19	1	1	2	2	0	4	0	16	45	40
中学生	7	0	0	0	0	1	3	0	4	15	4
その他（高校生など）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	81	17	4	7	7	6	21	0	52	195	155
%	42%	9%	2%	4%	4%	3%	11%	0%	27%		

※（%）は小数点以下を四捨五入

学齢期療育　療育プログラム年間実施延べ回数【学年別】　（回）

	個別相談	理学療法（PT）	作業療法（OT）	言語療法（ST）	心理指導	SSTグループ	医師診察	合計	前年度
小学生（低）（小1～小3）	839	18	188	182	12	0	5	1,244	1,321
小学生（高）（小4～小6）	535	30	148	75	55	0	5	848	866
中学生	191	4	8	0	8	0	2	213	200
その他（高校生など）	31	0	0	0	0	0	0	31	47
合計	1,596	52	344	257	75	0	12	2,336	2,434
%	68%	2%	15%	11%	3%	0%	1%	100%	

※（%）は小数点以下を四捨五入

［学齢期療育における件数や相談内容、来談経路の傾向］

学齢期療育の新規相談は昨年度に比べて 40 件増加した。主訴内容は、昨年度同様、「行動・社会性」及び「学習」を主訴とする相談が多く、全体の 80%以上を占めていた。紹介経路別に見ると、

「学校」からの勧めが最も多く、次いで「ホームページ」からや「乳幼児療育」を利用していた方からの申込みが多かった。「その他」は、再来談やきょうだい児が利用している等が含まれている。

相談や療育の年間実施延べ回数の合計は、昨年度より 98 件減少している。専門職による療育プログラム等の実施回数が全体的に減少傾向にあることが影響したと考えられるが、「小学生高学年（4年～6 年)」に対する言語療法の療育プログラム」実施回数については約 10%増加しており、ニーズの高さがうかがえる。

年齢別に見ると、「中学生」に関する個別相談の回数については増加しており、年齢が高くなってからも、相談・支援のニーズがあることがうかがえた。

なお、相談や療育と並行して、日常生活における支援に活かせるよう学校や他機関との連携を行っている。

② 教育相談

ア 面接相談

いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待、発達障害他の心身の障害等の子どもの発達や教育に関する悩みや心配事について、子どもと保護者への心理的援助を行う。小学生等の子どもで不登校や情緒的な不安が見られる場合は、遊びを通して心理的援助を行うプレイセラピーを行うことが多く、中学生以上の場合はゲーム、手芸、工作などを介してのカウンセリング面接が多い。保護者とは、定期的なカウンセリング面接を行っている。保護者の了承を得た上で、必要に応じて学校や園を訪問し、授業（保育）参観や教員との情報交換等を行い、学校や園との円滑な連携による支援も実施している。

教育相談　新規相談件数【主訴別・学年別】　（件）

学年＼主訴	主訴別分類									
	就学・進路		情緒と行動			発達と障害	環境	その他	合計	前年度
	就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校 登校しぶり					
幼児以下	16	0	2	0	0	0	0	0	18	21
小学生	32	1	14	17	61	76	5	0	206	168
中学生	0	1	3	1	18	21	1	1	46	40
一般	0	0	2	1	4	2	0	0	9	15
合計	48	2	21	19	83	99	6	1	279	244
（%）	17	1	8	7	30	35	2	0	100%	

＊「就学・進路」について…「就学・就園」は教育指導課での就学相談によるもの（知能検査の実施)、「進路」は自主来談によるものである。

＊「情緒と行動」について…「非社会的」は集団になじめない、いじめられる、神経症的傾向、緘黙等である。「反社会的」は集団からはみでる、暴力、反抗的、非行、怠学等である。

教育相談　年間相談件数【主訴別・学年別】　（件）

学年＼主訴	主訴別分類									
	就学・進路		情緒と行動			発達と障害	環境	その他	合計	前年度
	就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校登校しぶり					
幼児以下	16	0	3	0	0	2	1	0	22	23
低学年（小1～3）	4	0	14	21	61	93	8	1	202	182
高学年（小4～6）	28	1	22	20	94	100	4	1	270	261
小学生	32	1	36	41	155	193	12	2	472	443
中学生	0	2	19	13	82	93	10	2	221	224
一般	0	0	10	5	54	43	4	2	118	134
来所総件数	48	3	68	59	291	331	27	6	833	824
（%）	4	1	7	8	35	40	4	1	100%	

教育相談　年間相談延べ回数【主訴別・学年別】

学年＼主訴	主訴別分類									
	就学・進路		情緒と行動			発達と障害	環境	その他	合計	前年度
	就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校登校しぶり					
幼児以下	51	0	31	0	0	9	24	0	115	94
小学生	102	1	196	257	1,347	997	107	10	3,017	3,633
中学生	0	7	123	78	541	612	28	3	1,392	1,671
一般	0	0	46	35	255	274	39	9	658	739
合計	153	8	396	370	2,143	1,892	198	22	5,182	6,137
%	3%	0%	8%	7%	41%	37%	4%	0%	100%	

新規相談件数は昨年度と比べて35件増加しているが、学年の内訳で見ると、「小学生」が38件・「中学生」が6件増加し、「幼児」が3件・「一般（高校生年代）」が6件減少している。主訴別では、「就学・就園」が18件増加しており、最多の主訴は「発達と障害」と「不登校・登校しぶり」であった。

年間受け入れ件数は833件であり、昨年度から9件増加した。主訴の内訳では「就学・就園」が18件増加した。

また、年間相談延べ回数は5,182回で、昨年度から955回減少したが、このうち「不登校・登校しぶり」の相談実施回数が最多となっている。

主訴の内訳では、「就学・就園」が45件・「反社会的」が67件増加した一方で、「非社会的」が100件・「不登校・登校しぶり」が660回・「発達と障害」が262回・「環境」が44回減少している。

イ　電話相談

相談したいが顔を見られたくない、氏名や住所を知られたくない、相談に出向く時間的余裕がない等の事情を持つ区民の要望に応え、予約不要で匿名も可能な電話相談を心理専門の相談員が担当し実施しており、民間事業者に業務委託して24時間相談を受ける体制としている。また、必要に応じて他機関の紹介や情報提供も行っている。

＊電話教育相談: 24時間受付/年中無休
＊いじめ電話相談：24時間受付/年中無休

電話教育相談／いじめ電話相談　年間相談延べ回数【主訴別・学年別】　（回）

電話教育相談

区分	就学・進路		情緒・行動			発達と障害	環境		いじめ	情報　提供	その他	合計	前年度
	就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校		家庭	学校					
乳幼児	1	3	1	0	1	56	73	4	2	0	19	160	188
	1	*2*	*1*	*0*	*0*	*26*	*56*	*2*	*0*	*0*	*8*	*96*	*116*
小学校計	0	11	14	1	31	85	79	101	20	2	24	368	341
	0	*6*	*8*	*1*	*11*	*49*	*52*	*60*	*11*	*0*	*13*	*211*	*224*
中学校	0	9	9	0	57	9	43	24	1	0	15	167	194
	0	*8*	*7*	*0*	*46*	*4*	*32*	*13*	*1*	*0*	*6*	*117*	*134*
一　般	0	18	20	1	6	13	40	98	6	0	197	399	240
	0	*14*	*12*	*1*	*3*	*7*	*37*	*48*	*3*	*0*	*119*	*244*	*203*
合計	**1**	**41**	**44**	**2**	**95**	**163**	**235**	**227**	**29**	**2**	**255**	**1,094**	**963**
（うち夜間休日合計）	*1*	*30*	*28*	*2*	*60*	*86*	*177*	*123*	*15*	*0*	*146*	*668*	*677*
%	0	4	4	0	9	15	21	21	3	0	23	100	

いじめ電話相談

いじめ	前年度
0	0
0	*0*
21	19
9	*9*
9	7
5	*5*
14	10
9	*12*
44	**36**
23	*26*

電話教育相談／いじめ電話相談の件数は、昨年度から 139 件増加した。いずれの電話相談においても、半数以上は夜間休日の時間帯であった。学年の内訳では一般（高校生年代）が大幅に増加した。相談主訴については、来所相談と異なり、家庭環境が主訴のものが最も多く、全体の 40%以上を占めている。いずれの電話相談においても、状況に応じて来所相談を案内し、対面での相談・支援につなげている。

いじめ、学校対応についての苦情等があった場合には、適宜学校や教育指導課と連携し、早期対応に努めている。また、件数には含まれていないが、対象外（区外、年齢対象外など）からの電話も多く、必要に応じて適切な相談機関を案内している。

③　その他

ア　特別支援教育相談委員会等への協力

区立幼稚園・小・中学校における就学相談等の特別支援教育や、区立保育園・育成室における要配慮児保育に関して、委員会への参加や検査の実施と資料作成等の協力をしている。

イ　各園・学校・関係機関での講演・研修事業への協力

家庭・学校・地域での保護者や教職員への支援として、園・学校・関係機関からの依頼を受けて、総合相談室の専門職が教職員や保護者を対象に講演・研修を行う。

ウ　園・学校への緊急支援

区内の幼稚園・保育園・小学校・中学校において、緊急に心理職の援助が必要な場合に、教育指導課と連携しながら相談員が訪問相談等を行う。

エ　関係機関との連携

区内外の関係機関との各種会議に出席し、情報交換及び協議を行っている。また、相談事例の必要性に応じて個別に連携を図っている。

3　発達支援巡回相談事業

(1)　概要

保育園・幼稚園・育成室へ、心理士・作業療法士等の専門職が訪問し、発達支援の視点から保育上の必要な配慮について助言を行う。また、必要に応じて保護者相談にもあたっている。

⑵ 保育園・幼稚園巡回相談　実施状況

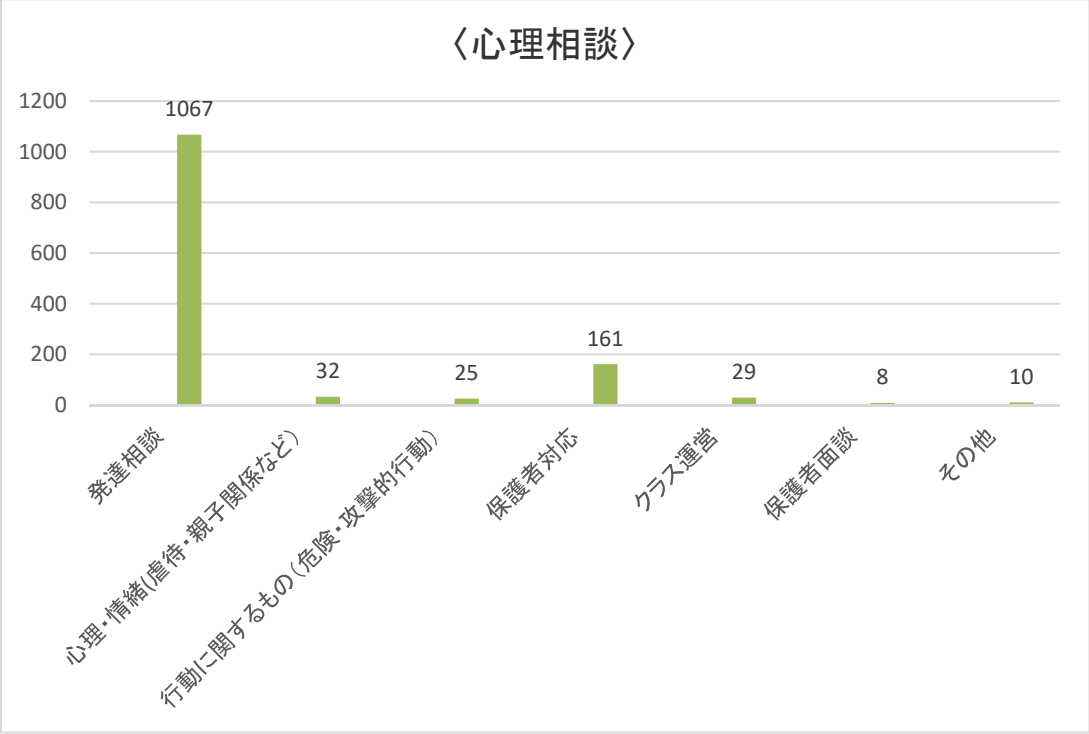
① 実施園数

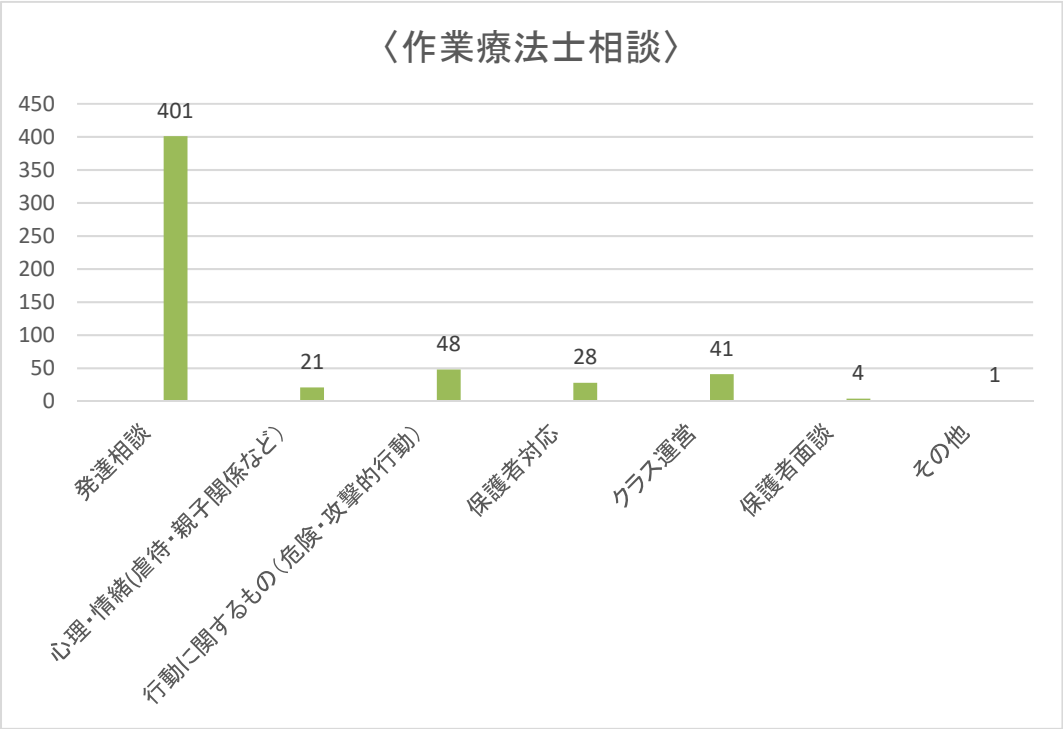
	区立	私立	合計
保育園	18 園	87 園	105 園
幼稚園	10 園	9 園	19 園
合計	28 園	96 園	124 園

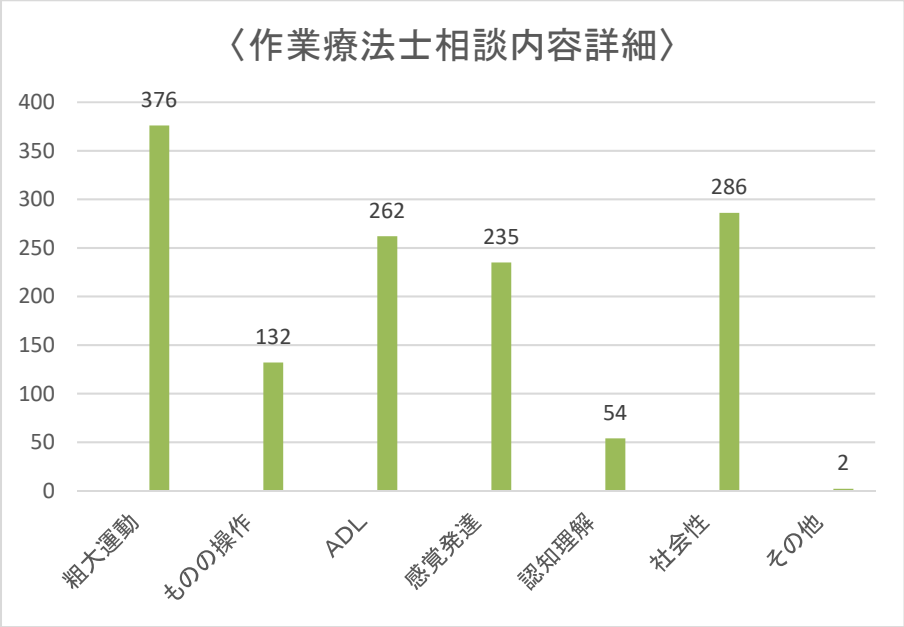
② 実施内訳　(回)

		心理	作業療法士	言語聴覚士	合計
区立	保育園	48	37	0	85
	幼稚園	23	18	0	41
私立	保育園	178	38	6	222
	幼稚園	25	2	1	28
合計		274	95	7	376

③ 相談内容







私立保育園の加配申請が増加し、個別支援が必要な児が増えているため、発達支援巡回のニーズは今後も高まることが予想される。

⑶　育成室巡回相談　実施状況

①　実施育成室数　57 室（全 59 室中）

②　訪問数　114 回　内訳：観察訪問　57 回
　　検討会　57 回
　　保護者面談同席訪問　0 回

③　相談対象児童数　208 人　内訳：特別な支援を必要とする児童　145 人
　（前期後期延べ人数）　　その他気になる児童　63 人

④　相談のべ件数　437 件
　（観察と検討会をあわせた延べ件数）

年度初めに訪問回数の希望を取った上で、前期又は後期のみの巡回を希望した育成室に対しては、希望に応じて訪問をした。相談内容としては引き続き発達の相談が多かったほか、保護者対応に関するものが多かった。今後も育成室が増室され、巡回相談へのニーズも高まることが予想されることから、より効果的・効率的な巡回相談を行っていく必要がある。

⑷ 構成員

会計年度任用職員（計６人）
心理　４人、作業療法士　２人

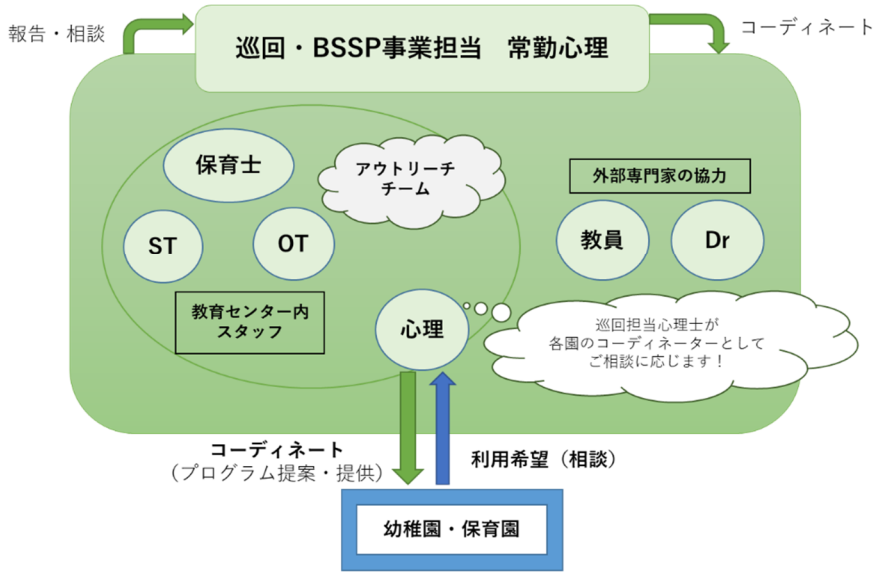
４　文京版スターティング・ストロング･プロジェクト（BSSP）

⑴ 概要

幼児期のごく早期から、子どもの育ちと親の子育てを支援するため、専門家チームが保育園・幼稚園等を訪問し、専門的発達支援を行うことで、子どもの対人コミュニケーション等の社会的スキルの獲得や、親の育児スキルの向上を図る。

⑵ 園支援：保育園・幼稚園訪問　実施状況

組織図



① 実施園数とプログラム実施回数

	実施園数	プログラム 実施回数
区立保育園	17 園	26 回
区立幼稚園	10 園	11 回
私立保育園	24 園	24 回
私立幼稚園	2 園	2 回
合計	53 園	63 回

引き続き、3 期制に分けて申し込みを受け付けた。園支援プログラムはリピート率が高く、実施園数・プログラム数については昨年度と比べて微減に留まった。

また、区内の公私立保育園・幼稚園の保育士・教員を対象とした研修を、教育センターにおいて集合研修で実施し、約 50 人が参加した。

⑶ 子育て支援：児童館・保健サービスセンター等訪問　実施状況

① 実施園数とプログラム実施回数

	実施園数	プログラム実施回数
児童館	10 館	10 回
子育て講座	1 か所	1 回
合計	11 か所	11 回

令和 7 年度は、ニーズに基づいたプログラム実施を行うため、区内を 7 地区に分けて各地区で 1 回プログラムを実施する形態から、従来行っていた希望制に戻してのプログラム実施としたほか、子育てフェスティバルにおける子育て応援講座についても引き続き実施した。

⑷ 構成員

会計年度任用職員（計 4 人）

作業療法士　2 人、言語聴覚士　1 人、福祉（保育士）　1 人

プログラムのコーディネートは、総合相談常勤職員（心理）が担当

5　スクールカウンセラー（SC）の配置

⑴　概要

区立小・中学校の児童・生徒とその保護者及び教員への心理面での支援、啓発活動を行う。区スクールカウンセラーは、区立小・中学校に週２日、１人ずつ（令和７年度はふれあい教室に週４日１人）配置し相談活動を行っている。都スクールカウンセラーは、全区立小・中学校に年間 38 日、１人から２人(小学校２校は週１日２人、小学校１校と中学校１校は週２日１人、中学校１校は週１日１人と週２日１人)配置されている。各担当校において、①児童・生徒面接・保護者面接②児童・生徒観察③児童・生徒の話し相手④児童・生徒へのソーシャルスキルトレーニング⑤教職員との連携・コンサルテーション⑥校内委員会等会議への出席⑦関係機関との連携⑧研修講師（教職員・保護者向け）⑨心理教育（児童・生徒向け）⑩スクールカウンセラーだよりの発行⑪小学５年生と中学１年生への全員面接(学校により他学年も対象)などの活動を行う。

⑵　構成員

区スクールカウンセラー　16 人
都スクールカウンセラー　32 人

⑶　実績件数

対象 / 主訴	児童・生徒		保護者		教員		その他		合計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
不登校	1,635	1,234	1,054	419	2,123	1,525	92	150	4,904	3,328
いじめ	31	17	46	2	109	37	0	0	186	56
友人関係	1,095	189	128	16	1,077	215	5	1	2,305	421
問題行動等	159	36	64	26	332	99	11	3	566	164
情緒不安定	990	560	380	76	1,157	643	36	36	2,563	1,315
性格・行動	1,161	269	569	55	2,542	322	55	51	4,327	697
生活習慣	59	65	27	13	98	61	0	6	184	145
身体・健康	89	87	27	23	108	92	0	4	224	206
学習・進学	399	257	157	39	568	239	7	34	1,131	569
家庭・家族	343	226	162	40	580	271	17	15	1,102	552
虐待	26	4	1	2	71	2	11	1	109	9
対教師	238	14	89	3	266	25	5	6	598	48
部活動	0	40	0	12	0	45	0	1	0	98
自己理解	80	33	1	1	34	28	1	0	116	62
子育て	10	1	185	70	137	46	5	4	337	121
発達障害	194	196	205	65	734	235	40	35	1,173	531
カウンセリング	5	8	2	5	19	26	3	0	29	39
学外との連携	1	8	7	4	31	12	117	50	156	74
話し相手	1,845	530	12	0	411	45	6	0	2,274	575
貧困の問題	0	3	0	0	2	4	0	0	2	7
全員面接	2,873	941	7	20	559	201	4	0	3,443	1,162
その他	104	271	11	27	128	497	92	80	335	875
合　計	11,337	4,989	3,134	918	11,086	4,670	507	477	26,064	11,054

⑷ 実施状況

令和６年度と比較すると件数、傾向ともに大きく変わらなかった。体制に大きな変化がなかったことが背景にあると考えられる。昨年度と同様に、傾向としては、「不登校」の相談が小・中学校で共に多く、児童・生徒本人との相談も多い。各校、校内居場所の設置が進んできているが、まずはスクールカウンセラーの面接につながり、そこから校内居場所やふれあい教室などにつながることも多い。

また、小学校で「性格・行動」が多いが、教員からの相談が不登校とほぼ変わらず、対応に悩む教員のコンサルテーションや相談を多く受けていると思われる。

６　スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

⑴ 概要

社会福祉士・精神保健福祉士等の専門性をもつスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、関係機関等の連携・調整を行い、児童・生徒を取り巻く環境の改善を図る。間接的支援（①学校に対する支援体制づくり②専門的な助言③関係機関との連携の仲介等）と直接的支援（④児童・生徒、保護者への面接⑤家庭訪問⑥関係機関につなぐ等）の双方を効果的に行う。

⑵ 構成員

スクールソーシャルワーカー　11 人

⑶ 実績件数

1.継続・新規別　（件）

	小学校	中学校	計
継続ケース	58	44	102
新規ケース	50	22	72
合計	108	66	174

3.学校訪問回数　（回）

小学校	809
中学校	495
合計	1304

2.主訴別（重複あり）　（件）

	小学校	中学校	計
①不登校	48	52	100
②いじめ	1	1	2
③暴力行為	4	1	5
④児童虐待	2	2	4
⑤友人関係の問題	4	2	6
⑥非行・不良行為	0	0	0
⑦家庭環境の問題	30	22	52
⑧教職員等との関係の問題	7	3	10
⑨心身の健康・保健に関する問題	5	13	18
⑩発達障害等に関する問題	15	6	21
⑪貧困の問題	3	3	6
⑫その他	10	1	11

4.SSWが主としてとった対応（重複あり）　（件）

	小学校	中学校	計
家庭訪問	28	35	63
学校訪問	2	7	9
保護者面接	54	33	87
児童・生徒面接	33	17	50
学校コンサルテーション	7	10	17
関係機関連携	20	9	29
登校支援（学校）	19	5	24
通室支援（ふれあい教室）	1	1	2
医療受診支援	2	0	2
（その他）	3	2	5

⑷ 実施状況

令和６年度と比較すると件数、傾向ともに大きく変わらなかった。令和６年度から、週１日の全校配置が始まり、その体制を継続していることが背景として考えられる。中学校の不登校の数は増えており、スクールカウンセラーだけでなく、まずはスクールソーシャルワーカーが対応するというケースがあると思われる。対応を見ると、家庭訪問が保護者面接に次いで多く、役割として期待されていると思われる。関係機関連携については、昨年度とほぼ変わらないが、今後、新たな役割として、学校外の支援機関との連携をさらに増やしていくことが求められる。

7　巡回相談員の派遣（特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談）

⑴　概要

発達障害の児童・生徒等、特別な指導・支援を必要とする全ての児童・生徒について、学校の求めに応じて、児童・生徒が抱える学習上・生活上の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を学校が実施するための助言を行う。東京都の予算で心理士等が派遣され、各区立小・中学校 40 時間の派遣時間となる。

⑵　構成員

臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士、臨床心理士、公認心理師等　16 人

⑶　実績時間数

派遣時間　小学校（40 時間×20 校）＝　800 時間
　　中学校（40 時間×10 校）＝　400 時間

＊特別支援教室入室のための学校での発達検査実施件数　27 件

⑷　実施状況

学校の実情に合わせて、特別支援教室の在籍者若しくは通常学級での困難を抱えている児童・生徒、又は学級全体を対象として実施している。特別支援教室入室のための学校での発達検査実施件数は、例年に比べると若干少なくなった。発達検査の実施については、総合相談室と連携しながら実施している。

8　療育指導派遣事業

⑴　概要

特別支援学級とことばときこえの教室又は通常の学級に在籍する特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して専門家を派遣し、療育が必要な児童・生徒への専門的な指導を行うための指導方法を教員に助言する。

⑵　構成員

言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士、臨床発達心理士、認定行動分析士

⑶　実績件数

派遣回数　66 回　延べ派遣人数　66 人

月別活動時間数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
派遣時間数	0	8	20	14	0	28	32	31	32	24	28	22	239

⑷　実施状況

令和 6 年度と比較すると実績が 76 時間増えている。例年どおり小学校の特別支援学級（知的障害）での活用が多いが、通常学級に在籍する児童・生徒の活用も増え、特に作業療法士の専門的な助言を必要とする児童・生徒について、学校からの依頼が多かった。

9　学校と家庭の連携推進事業

⑴　概要

区立小・中学校において、別室登校状態にある児童・生徒への学習援助等個別支援、学級復帰支援又は、家庭訪問による児童・生徒及びその保護者の話し相手、相談相手、登校支援などを行い、児童・生徒の登校復帰への支援を行う「家庭と子供の支援員」を配置する。

⑵　構成員

家庭と子供の支援員　　12 人（1 人は 2 校担当）
活用学校数　　小学校 6 校
　　中学校 5 校（2 校は 2 人配置）

⑶　実績件数

月別支援時間数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	前年度
支援時間数	227	257	392	259	0	429	472	400	405	330	425	366	3, 962	3, 470

⑷　実施状況

令和 6 年度の支援時間と比較すると 492 時間増えている。校内居場所（別室）対応指導員を配置していない小学校を中心に、家庭と子供の支援員を配置したため、指導員と同じように別室対応等で複数の児童・生徒に対応した。校内居場所（別室）対応指導員を配置している学校でも、個別対応（家庭訪問等）に家庭と子供の支援員を活用し、不登校児童・生徒へより手厚い支援を行った。

10　教育支援センター（ふれあい教室）

⑴　概要

主に不登校状態にある区立小・中学校に在籍又は区内に住所を有する小学 3 年生～中学生を対象に、不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた居場所、学習支援、小集団活動を行っている。

⑵　構成員

専門指導員（週 4 日）　7 人
ふれあい心理カウンセラー（週 4 日）　3 人
スクールカウンセラー（週 4 日）　1 人
実習生（大学生・大学院生）（週 1 日）　34 人
ボランティア（週 1 日）　1 人

⑶　実績件数

正式通室・体験見学等の人数

		正式通室		
		男	女	計
小学校	3年生	3	3	6
	4年生	4	8	12
	5年生	8	8	16
	6年生	6	7	13
	計	21	26	47
中学校	1年生	4	7	11
	2年生	3	10	13
	3年生	9	10	19
	計	16	27	43
合　計		37	53	90

		見学・体験通室等		
		男	女	計
小学校	3年生	2	0	2
	4年生	3	2	5
	5年生	3	1	4
	6年生	6	8	14
	計	14	11	25
中学校	1年生	4	4	8
	2年生	3	9	12
	3年生	3	5	8
	計	10	18	28
合　計		24	29	53

⑷ 実施状況

令和７年度は６年度と比較すると、正式通室の児童・生徒が増加し、見学・体験通室等の児童・生徒はほぼ変わらなかった。女子が多かったのが、令和７年度の特徴である。男女比は、年度によって異なる。

見学に来たときの男女比の印象によって、正式通室につながる率が変わってくる傾向があり、小学生、中学生比についても同様の傾向となる。令和７年度については、小学生と中学生の数はほぼ変わらなかった。また、民間のフリースクールと連携した職業体験、グループワークなど、日常の学習生活に加えて多様な活動を実施した。

11 不登校対応チーム

⑴ 概要

不登校状態にある児童・生徒に対する登校支援の強化と、不登校の予防及び早期対応をねらいとして、教育相談コーディネーター（統括指導主事、教育センター常勤心理職等）、スクールソーシャルワーカー、ふれあい教室指導員で構成される不登校対応チームによる取り組みを実施する。

⑵ 不登校傾向児童・生徒状況調査

年度ごとに、登校しぶりの段階からの全ての児童・生徒の不登校の状態を把握し、早期対応や登校支援等の適切な介入・支援を検討することを目的として、各区立小・中学校から不登校に関わる「不登校傾向児童・生徒状況調査表」を集約している。また、１年間を通して、データを基に文京区の不登校についての傾向を分析し、次年度への不登校対応の方策の手がかりとするために「文京区不登校対応に関する報告書」を作成している。

⑶ 不登校対応チームによる学校訪問

１学期、２学期ともに、全区立小・中学校を訪問し、主に新規に挙がってきた不登校児童・生徒を中心に聞き取りと今後の手立ての話し合いを行った。ふれあい教室に繋がる児童・生徒も増加する時期のため、通室の可能性のある児童・生徒についての情報も確認している。

⑷ 研修

心理職が各小・中学校の教員を対象とした研修において講師を担当し、教員の不登校対応に必要な資質・能力の向上を目指した。

12 校内居場所（別室）対応指導員

⑴ 概要

校内の別室において学級に馴染めない児童・生徒の対応をする校内居場所（別室）対応指導員（週５日29時間）を区立小・中学校のモデル校に配置する。

⑵ 配置校

令和７年４月時点配置：小学校10校、中学校10校

⑶ 利用人数

		在籍人数
小学校	1年	11
	2年	13
	3年	17
	4年	34
	5年	22
	6年	20
	合計	117
中学校	1年	32
	2年	37
	3年	34
	合計	103
総計		220

⑷ 実施状況

在籍人数、利用延べ人数共に増加している。特に利用延べ人数が増加しており、定期的に利用するようになってきていると考えられる。校内居場所を利用すると、学校内の施設のため、給食は教室で食べる、特定の授業は参加できるなど、学校とのつながりが切れないことの効果が見られる。

13 オンラインシステム「room-K」を活用した支援

⑴ 概要

ＮＰＯが運営するオンラインのシステム「room-K」を活用し、学級に馴染めないと感じている児童・生徒への支援を実施した。

⑵ 利用人数

小学生 10 人、中学生 10 人

⑶ 実施状況

小学生と中学生の利用が同数であった。オンライン上でメンター(担当者)が定期的に面談を重ねていくため、利用者に合わせた個別的の対応が可能である。発達年齢に合わせて対応しているため、小学校低学年の利用もある。顔を出さずにチャットでやり取りすることから始める場合もあり、できるだけ外部と接したくないと考える児童・生徒への支援にもつながる。

14 保護者向けの進路説明会

⑴ 概要

不登校児童・生徒の保護者向けに、高校の進路の説明やグループワークを行う進路説明会を 2 回実施した。

⑵ 参加者数

1 回目 8 人、2 回目 67 人

⑶ 実施状況

1 回目は、講師と参加者がじっくりと話す時間を取ることができるよう少人数で実施した。質問などもしやすい雰囲気であった。

2 回目は、多くの方が参加できるよう、、前半は講義形式で実施し、後半は少人数のグループに分かれて、悩みを語り合ったり、情報交換する場とした。引き続き、保護者の方のご意見やニーズを聞きながら実施方法について工夫及び検討していく。

第３章　児童発達支援センター事業

１　概要

児童発達支援センターでは、身近な地域における通所支援機能である児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援などの地域支援に対応し、切れ目のないサービスの提供を行う。

⑴　児童発達支援センター事業

① 児童発達支援（そよかぜ）
② 放課後等デイサービス（ほっこり）
③ 障害児相談支援（なないろ）（障害児支援利用計画作成）

【児童発達支援センター事業概要】

	児童発達支援センター		
	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援
運営時間	［月～金曜］ 午前９時30分～午後２時 ［第2･4 土曜］ 午前９時30分～午前11時30分	［月～金曜］ 午後２時～午後６時 ［第2･4 土曜･ 学校長期休業日］ 午後１時～午後５時	［月～金曜、第2･4 土曜］ 午前９時～午後５時
活動場所	１階集団指導室等	１階集団指導室等	１・２階相談室等
利用料	無(利用者負担分は国又は区負担)	有（利用料の１割）	無

２　児童発達支援（そよかぜ）

⑴　概要

児童福祉法に基づき、心身の発達に何らかの遅れや偏りのある未就学児を対象に、基本的生活習慣の確立や集団生活への適応能力の向上を図る集団療育を行う。

サービス内容：「児童発達支援ガイドライン」に示された５領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）の視点を網羅した総合的な支援を提供する。

利　用　日		月曜日～金曜日、第2･4 土曜日
利用時間	低年齢児グループ	午前９時30分～午後２時
	単独グループ	
	土曜日単独グループ	午前９時30分～午前11時30分
利用定員（1 日あたり）		30 人

⑵　利用状況

入退所状況

		令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度
年度当初在籍者数		77 人	79 人	83 人	83 人	86 人
年度内	入所者数	1 人	1 人	3 人	2 人	6 人
	延べ在籍者数	78 人	80 人	86 人	85 人	92 人
	退所者数	5 人	5 人	8 人	7 人	7 人
年度末在籍者数		73 人	75 人	78 人	78 人	85 人

年齢別延べ在籍数（各年度4月1日現在の年齢）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
0～1歳	0人	0人	0人	0人	0人
2歳	7人	6人	6人	7人	7人
3歳	32人	24人	42人	43人	49人
4歳	23人	39人	27人	27人	23人
5歳	16人	＊10人	11人	8人	13人

＊6歳児1人含む

3　放課後等デイサービス（ほっこり）

⑴　概要

児童福祉法に基づき、心身の発達に何らかの遅れや偏りのある小学生を対象に、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図る集団療育を行う。

サービス内容：「放課後等デイサービスガイドライン」に示された5領域の視点を網羅した総合的な支援を提供する。

利　用　日		月曜日～金曜日、第2･4土曜日
利用時間	平　　日	午後2時～午後6時
	土　曜　日 学校長期休み	午後1時～午後5時
利用定員（1日あたり）		15人

⑵　利用状況

入退所状況

		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
年度当初在籍者数		165人	165人	165人	161人	149人
年度内	入所者数	4人	4人	2人	2人	0人
	延べ在籍者数	169人	169人	167人	163人	149人
	退所者数	6人	5人	2人	7人	9人
年度末在籍者数		163人	164人	165人	156人	140人

学年別延べ在籍数（各年度4月1日現在の学年）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
小学1年生	38人	41人	35人	37人	55人
2年生	29人	29人	35人	50人	33人
3年生	22人	30人	46人	31人	17人
4年生	27人	36人	25人	20人	16人
5年生	36人	18人	17人	11人	16人
6年生	17人	11人	9人	14人	12人

4　障害児相談支援（ないろ）

⑴　概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障害児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用する利用児の障害児支援利用計画等を作成する。

相談受付：月曜日～金曜日及び第2・第4土曜日（祝日及び年末年始を除く）
午前9時～午後5時

⑵　障害児支援利用計画等の作成状況

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
新規	372件	369件	315件	241件	382件
継続	219件	228件	184件	172件	205件
計	591件	597件	499件	413件	587件

※新規：計画作成件数　継続：モニタリング実施件数

第４章　教員研修・研究事業

１　概要

様々な教育課題を解決するために必要な区立幼稚園・小学校・中学校教職員の資質・能力の向上を図るため、教育アドバイザーの派遣及び集合研修を実施する。

２　教育アドバイザー事業

⑴　初任者等の授業観察及び指導・助言

① 趣　　旨　初任者等が配置されている学校を訪問し、初任者等に対し、悩み、迷いなど内面に寄り添った相談を行うとともに、授業観察等を通して、教員としての質の向上・指導力向上への助言を行う。

② 訪問日数　初任者等一人に対して、事前の打ち合わせを含め年間６回程度、定期的に訪問する。

＜延べ実施回数等（令和７年４月から令和８年３月）＞

	対象教員数（人）	訪問日数（日）	延べ実施回数（回）
計	49	256	256

⑵　文京区立学校３年次授業研究

① 趣　旨　１年間のグループによる授業実践を通して、若手教員育成研修２年次研修を修了した教員の「授業力」の向上を図る。

② 内　容　教育委員会指定日での授業研究のほか、指定日で授業を行わない対象者の授業研究は、日程調整を行い、当該校での授業観察及び指導・助言を行う。

＜教育委員会指定の授業研究日＞

・ａグループ

回	教科等	講　師
1	小学第５学年　国語科	文京区立駒本小学校指導教諭　戸田 敬
2	小学第３学年　社会科	東京学芸大学附属竹早小学校主幹教諭　上野 敬弘

・ｂグループ

回	教科等	講　師
1	小学第４学年　体育科	東京学芸大学附属竹早小学校副校長　佐藤 洋平
2	小学第１学年　体育科	東京学芸大学附属竹早小学校教諭　早川 光洋

・ｃグループ

回	教科等	講　師
1	小学第４学年　理　科	東京学芸大学附属竹早小学校教諭　金田 知之
2	小学第３学年　算数科	東京学芸大学附属竹早小学校主幹教諭　山田 剛史

・ｄグループ

回	教科等	
1	中学第１学年　国語科	お茶の水女子大学附属中学校教諭　藤倉 遼介
2	中学第３学年　社会科	お茶の水女子大学附属中学校教諭　渡邊 智紀

3　教育課題研修

⑴　人権教育研修

①　趣　旨　人権感覚を磨くとともに、様々な人権課題についての理解と認識を深める。

②　対　象　幼稚園、小・中学校１名（悉皆）以上（人権教育担当）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	9月12日(金)	講義・演習　「人権教育プログラムの校内での活用及び“子供”“外国人”“インターネット”による人権教育」に関する実践・指導実例の紹介 講師　東京都教職員研修センター研修部教育開発課 人権教育担当指導主事　古瀬 嵩	45

⑵　教育相談研修

①　趣　旨　問題行動の把握・対応の仕方や解決手法等を習得し、教育相談に関する知見を深める。

②　対　象　小・中学校未受講者（転入者、新規）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月24日(火)	「カウンセリングの技法～3段階の心理教育的援助サービス～」 講師　筑波大学人間系教授　飯田 順子	44
2	7月23日(水)	講義・演習　「チーム学校による教育相談活動の全校的な展開～生徒指導提要より～」 講師　東京都教育庁指導部指導企画課 課長代理　東 雅俊	44
3	11月7日(金)	講義・演習　「多様なニーズに対応する教育相談の役割」 講師　文京区教育センター児童発達支援係公認心理師 主査　石川 仁美	42

⑶　ゲートキーパー・アンガーマネジメント研修

①　趣　旨　「いのちの教育」を推進するために必要な、生命に関わる重大事故の未然防止・相談支援につなぐことができる資質・能力を高めるとともに、怒りを中心とした感情のコントロールの手法を学び、指導力の向上を図る。

②　対　象　幼稚園、小・中学校１名（悉皆）以上　（保健主任等）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月30日(月)	講義・演習【前半】「子どもの自殺防止に向けて」 【後半】「園・学校現場でのアンガーマネジメント」 講師　文京区教育委員会 教育指導課指導主事　吉田 太一	48

⑷　特別支援教育コーディネーター研修

①　趣　旨　校内の特別支援教育を組織的に推進するために必要な資質・能力の向上を図る。

②　対　象　幼稚園、小・中学校１名（悉皆）以上　（特別支援教育コーディネーター等）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	5月13日(火)	講義・演習　「特別支援教育コーディネーターの役割」 「教育センターの機能と連携、事業の案内、特別支援教室に係る発達検査について」 講師　文京区教育委員会 教育指導課統括指導主事　髙橋 拓也 教育センター統括指導主事　柴崎 大輔	40
2	11月20日(木)	講義・演習「ケース検討会（会議）の進め方のコツ」 講師　岐阜大学大学院教育研究科 教職実践開発専攻　教授　　平澤　紀子	31

3	2月13日(金)	講義・演習「今から始める！特別支援教育コーディネーターの１年」 講師　東京コーディネーター研究会　運営委員 調布市立調和小学校主任教諭　尾形 俊亮	32

⑸ 特別支援教育研修

① 趣　旨　幼児・児童・生徒一人一人の学習上や生活上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援について理解を深める。

② 対　象　幼稚園、小・中学校１名（悉皆）以上 未受講者

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	5月9日(金)	講義・演習　「文京区の特別支援教育」 講師　教育指導課統括指導主事　髙橋 拓也	51
2	7月29日(火)	講義・演習　「個別指導計画の作成と活用」 講師　東京学芸大学教職大学院准教授　増田 謙太郎	44
3	10月20日(月)	講義・演習　「子どもの発達障害と支援のしかた」 講師　星槎大学教授　西永 堅	41

⑹ 情報モラル教育研修

① 趣　旨　情報モラル教育について理解を深める。

② 対　象　小・中学校１名（悉皆）以上(未受講者)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	7月23日(水)	講義・演習　「学校教育全体で行う情報モラル教育の進め方」 講師　広島教販ＩＴソリューション事業部 営業推進部　好本 仁朗	47

⑺ プログラミング教材体験研修

① 趣　旨　プログラミング教育で使用できる教材やソフトウエアを体験し、プログラミング教育に対する知見を深める。

② 対　象　小・中学校（希望者）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月21日(木)午前	講義・演習　プログラミング教材体験研修Ａ「スクラッチ」 講師　文京区教育センターＩＣＴ専門指導員　田中 克昌	20
2	8月21日(木)午後	講義・演習　プログラミング教材体験研修Ｂ「アルゴロジック」 講師　元電子情報技術産業協会エキスパート アルゴロジック開発者　大山 裕	19

⑻ 理科実技研修

① 趣　旨　小学３年から６年で扱う実験・観察における具体的・効果的な指導技能を習得するとともに、各分野の連続性・関連性への理解を深める。

② 対　象　小・中学校（希望者）

回	実施日	研修内容	講　師	参加者数
1	8月7日(木)	エネルギー分野	文京区教育センター専門指導員	11
2		粒子分野	大野 惠一郎　鈴木 正章	11
3	8月8日(金)	生命分野	永井 昌美　根城 均	11
4		地球分野	山岸 惠子　中村 直樹	11

(9) 道徳スキルアップ研修

① 趣　旨　学習指導要領における「特別の教科　道徳」について理解を深め、授業力の向上を図る。

② 対　象　小・中学校1名（悉皆）以上（道徳教育推進教師等）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	7月3日(木)	講義　「道徳教育推進教師の役割と実際 ～道徳授業地区公開講座の充実に向けて～」 講師　十文字学園女子大学教育人文学部児童教育学科 教授　浅見 哲也	30
2	10月30日(木)	講義・演習　「考え・議論する道徳科の授業づくりの実際」 講師　十文字学園女子大学　教育人文学部児童教育学科 教授　浅見 哲也	31

(10) 幼児教育研修

① 趣　旨　幼児教育の現状と課題を把握し、教育活動の質的充実を図る。

② 対　象　幼稚園

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月17日(火)	施設見学・講義　「区立幼稚園のこども園化に向けて」 講師　お茶の水女子大学アカデミック・プロダクション寄付講座 教授　宮里 暁美	35
2	10月22日(水)	講義・実技　「コオーディネーショントレーニングの実技研修」 講師　ＪＡＣＯＴ認定講師　小田 俊一	32

(11) 夏季体育実技研修

① 趣　旨　児童の体力の向上や安全な器械運動の実施のために必要な資質・能力の向上を図る。

② 対　象　小学校（希望者）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月4日(月)	講義・実技　すぐに実践できる「安心・安全・合理的な器械運動の指導のコツ！！」 講師　日本体育大学大学院体育科学研究科助教　中村 賢	24

第５章　教育資料室・教科書センター運営

１　概要

⑴　教育資料室

教育関係資料（文京区教育委員会及び文京区立幼稚園・小学校・中学校、各教育研究会が発行する学校教育関係資料等の刊行物、他の自治体の教育関係資料及び市販の教育関係図書）を「文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領」に基づき収集・整理・保管し、区内学校関係者等の利用に供する。

⑵　教科書センター

小・中学校、高等学校及び特別支援学校で使用する教科書を展示し、教職員やその他一般の人々の利用に供することにより、教科書の調査・研究の便を図るとともに、教科書や教科に対してより一層の理解の増進を図る。

なお、教科書センターは、例年６月に開催している「教科書法定展示会」の会場になっており、検定に合格し採択の対象となった教科書を見本として閲覧に供している。

２　実施状況

⑴　教育資料室

文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領に基づき、教育資料の蔵書収集・整備を行った。

①　教育資料の収集・整備

蔵書資料数（教科書・雑誌を除く）	11,027 冊
令和７年度　新規寄贈資料	3 冊
令和７年度　新規購入図書	80 冊

②　教職員への周知

４月に開催する「教育センター事業説明会」を通じて、各幼稚園・学校に周知している。

⑵　教科書センター

①　　常設展示

ア　開室日時

月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始を除く。）

午前９時から午後５時まで

イ　利用者数

41 人

②　特別展示会

小学校用及び中学校用教科書の採択替えの年度のみ行っている東京都教育委員会独自の展示会

令和７年度は、小学校用及び中学校用教科書の採択替えがないため、特別展示は行わない。

②　　法定展示会

教科書発行に関する臨時措置法第５条に基づき、都道府県教育委員会が行う（令和７年度教科書展示会実施要項に基づく）展示会

ア　開催日時

７月１日（火）から７月 16 日（水）まで（日曜を除く 14 日間）

午前９時から午後５時まで

イ　利用者数

28 人

第６章　自然科学教育事業

１　概要

観察や実験、ものづくり等による自然事象の体験を通した、児童の自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むことを目的として、専門指導員の学校派遣や児童・生徒対象の科学講座を実施した。

２　専門指導員の学校派遣

⑴　出前授業

①　ねらい　理科の授業支援や教員対象の理科実技研修への支援及び科学クラブへの指導を行う。

②　内　容　理科の授業支援、教員対象理科実技研修の支援、実験器具の使い方の指導、単元で扱う実験の実技研修、科学クラブでの指導

回	実施日	学校名	内容	参加 児童数	派遣 指導員数
1	6 月 27 日(金)	駕籠町小学校	視覚の不思議	13	2
2	10 月 21 日(火)	千駄木小学校	フライングウイングをつくろう	31	2
3	11 月 7 日(金)	駕籠町小学校	ハンドパワー	15	2
4	12 月 19 日(金)	明化小学校	浮沈子	20	2
5	1 月 30 日(金)	駕籠町小学校	磁石の科学	12	2
6	2 月 13 日(金)	明化小学校	虹色を見よう	19	2
7	2 月 17 日(火)	千駄木小学校	静電気の実験	24	2
計				134	14

⑵　移動科学教室

①　ねらい　区立小学校ＰＴＡ行事として、科学的事象の体験を通して理科や科学のおもしろさを知る機会を提供する。

②　内　容　3 つのコーナー（「製作コーナー」「発見コーナー」「体験コーナー」）で構成する。

製作コーナー：「簡易分光器」を作る。無色透明の光が何色もの光(虹)に分かれることを実際に確かめ、光の成り立ちについての理解を深める。

発見コーナー：「封筒の中を透視」「コインの通り抜け」「ハンドパワーを使って」「ピンポン球に息を吹吹きかけると」の演示から謎を探る。

体験コーナー：「独楽が倒れずに回り続けるしくみ」について、体験を通しながら実感を伴った理解をする。

（所要時間 120 分）

回	実施日	学校名	学年	参加 児童数	参加 保護者数
1	7 月 5 日(土)	駕籠町小学校	1～6 年	32	12
2	9 月 13 日(土)	関口台町小学校	1～6 年	31	17
3	10 月 25 日(土)	大塚小学校	1～6 年	37	22
4	11 月 26 日(水)	小日向台町小学校	1～6 年	57	14
5	12 月 8 日(月)	林町小学校	1～6 年	61	19

回	実施日	学校名	学年	参加 児童数	参加 保護者数
6	1 月 10 日(土)	誠之小学校	1～6 年	31	22
7	2 月 14 日(土)	昭和小学校	1～6 年	61	36
8	3 月 14 日(土)	根津小学校	1～6 年	14	13
計				324	155

3　児童・生徒対象の科学講座

⑴　やってみましょう楽しい実験

①　ねらい　基礎的な自然体験や実験を通して、自然科学に対する興味・関心や知的好奇心を育む。

②　対　象　区内在住、在学の 5 歳以上の幼児、小学生（小学 2 年生以下は保護者同伴）

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	4 月 19 日(土)	午前	○顕微鏡でミジンコを観察しよう ○紙コップローターをつくろう ○タネの不思議	34
		午後		31
2	6 月 14 日(土)	午前	○タンポポの知恵 ○浮沈子をつくろう ○夏の星座	32
		午後		28
3	8 月 23 日(土)	午前	○海ホタルの不思議 ○磁石で遊ぼう ○フライングウイングをつくろう	31
		午後		33
4	10 月 18 日(土)	午前	○シャボン玉の不思議 ○立体紙飛行機を作ろう ○視覚の不思議	27
		午後		26
5	12 月 20 日(土)	午前	○ドライアイスの科学 ○冬の星座 ○チリメンモンスターを分類しよう	29
		午後		26
6	2 月 7 日(土)	午前	○ヘロンの噴水 ○分光器をつくろう ○アニメーションをつくろう	28
		午後		30
計				355

⑵　親子理科教室

①　ねらい　親子でのものづくりを通し自然科学の楽しさを体験し、自然科学への興味・関心を高める。

②　対　象　区内在住、在学の小学 1～3 年生と保護者

回	実施日	時間	実施内容	参加者数
1	5 月 17 日(土)	午前	2 種類の万華鏡をつくろう	14
		午後		14
2	7 月 12 日(土)	午前	染めの科学	18
		午後		15
3	9 月 20 日(土)	午前	空気の力で動かそう	17
		午後		14
4	11 月 8 日(土)	午前	塩の科学	15
		午後		13

回	実施日	時間	実施内容	参加者数
5	1月17日(土)	午前	メッキの科学	14
		午後		17
6	3月 7日(土)	午前	カラフル炎を見よう(炎色反応)	18
		午後		14
計				183

⑶ 科学教室

① ねらい　自然科学に関する発展的な観察や実験、ものづくり等を通して、科学的なものの見方や考え方、創造性を育む。

② 対　象　区内在住、在学の小学3年生～中学生

回	実施日	時間	実施内容	参加者数
1	5月10日(土)	午前	電子工作をしよう	27
		午後		25
2	5月31日(土)	午前	エジソン電球の実験をしよう①	22
		午後		24
3	6月 7日(土)	午前	エジソン電球の実験をしよう②	26
		午後		22
4	6月28日(土)	午前	葉脈標本を作ろう	26
		午後		24
5	7月19日(土)	午前	顕微鏡で細胞を観察しよう	20
		午後		20
6	9月 6日(土)	午前	土中の生物を観察しよう	27
		午後		22
7	10月 4日(土)	午前	いろいろな電池を作ろう	18
		午後		16
8	11月 1日(土)	午前	岩石標本を作ろう	26
		午後		26
9	11月29日(土)	午前	ろうそくの科学①	16
		午後		18
10	12月6日(土)	午前	ろうそくの科学②	13
		午後		15
11	1月24日(土)	午後	プラネタリウム作りと星空の観察 東京大学素粒子物理国際研究センター助教 小貫 良行	11
12	2月21日(土)	午前	石けんを作ろう	27
		午後		20
計				491

⑷ 子ども科学カレッジ

① ねらい　地域大学等と連携し、大学の最新の研究成果に触れるとともに、学術研究の素晴らしさを体験する。

② 対　象　区内在住、在学の小学4年生～中学生

回	実施日	時間	内容・講師	参加者数
1	4月26日(土)	午後	地震に強い建物 東京大学地震研究所准教授　毎田 悠承	28
2	6月21日(土)	午前	私たちヒトや野生の生物たちはいつ、どこから来たのか お茶の水女子大学講師　岩崎 貴也	12
3	6月21日(土)	午後	よく見たからって良く分かるわけではない ーものごとを理解する正しい方法ー 東北大学金属材料研究所名誉教授　川添 良幸	10
4	7月26日(土)	午前	電子レンジは身近で面白い道具 お茶の水女子大学教授　森 義仁	31
5	7月26日(土)	午後	縄文時代の食べ物 東京大学総合研究博物館教授　米田 穣	23
6	8月30日(土)	午前	宇宙の石と太陽系のレシピ 東京大学大学院教授　橘 省吾	28
7	8月30日(土)	午後	月をもっと知ろう！NASAの宇宙飛行士と挑む新たな計画 東京大学大学院教授　宮本 英昭	31
8	10月11日(土)	午前	みんな同じ　動くしくみ 中央大学教授　箕浦 高子	5
9	10月11日(土)	午後	生物の進化は病気と関係しているの？ 東京大学名誉教授　樋口 秀男	12
10	12月13日(土)	午前	宇宙から地球を観察する 東京大学大学院教授　岩崎 晃	43
11	12月13日(土)	午後	私たちの進化の隣人、霊長類から学べること 中央大学准教授　徳山 奈帆子	15
12	1月31日(土)	午前	サンゴと光合成 お茶の水女子大学教授　服田 昌之	20
13	1月31日(土)	午後	水からできた材料ーゲルーについて学んでみよう 東京大学大学院教授　酒井 崇匡	26
14	2月28日(土)	午前	太陽系外の惑星について調べてみよう 日本女子大学教授　奥村 幸子	22
15	2月28日(土)	午後	実験で解き明かす宇宙のなぞ 東京大学素粒子物理国際研究センター助教　小貫 良行	27
計				333

⑸ 夏休み自由研究支援

① ねらい　専門指導員が、自然科学（理科）自由研究等への助言・支援を行う。

② 対　象　区内在住、在学の小・中学生

③ 期　間　7月22日(火)～7月25日(金)・28日(月)午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

④ 利用者数　9人

第７章　情報科学教育事業

１　概要

コンピュータを活用した情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることを目的に、児童・生徒対象の「子どもパソコン教室」「親子タブレット教室」「幼児プログラミング教室」「小・中学生プログラミング講座」を実施した。また、小学校学習指導要領の全面実施に合わせ、区立小学校を対象としたプログラミング教育に係る授業支援を実施した。

２　子どもパソコン教室

① ねらい　児童及び生徒が様々なソフト等を活用してパソコンに慣れ親しみ、パソコン教育に理解を深め、健全な情報リテラシーを身に付ける。

② 対　象　区内在住・在学の小学生及び中学生（小学２年生以下は保護者同伴）

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	4月12日(土)	午前	アルゴロジック（小学３年生～中学生） ～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	17
2	4月19日(土)	午後	アルゴロジック（小学３年生～中学生） ～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	13
3	4月12日(土) 4月19日(土)	午後 午前	スクラッチ初級（小学３・４年生） ～はじめてのスクラッチ～	17
4	5月10日(土)	午前	ビスケット（小学１・２年生） ～イラストを動かしてプログラミングしよう～	16
5	5月10日(土)	午後	スクラッチ中級（小学４～６年生） ～スクラッチでゲームを作って発表しよう～	14
6	5月31日(土)	午前	アルゴロジック（小学３年生～中学生） ～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	13
7	6月7日(土)	午前	ビスケット（小学１・２年生） ～イラストを動かしてプログラミングしよう～	18
8	5月31日(土) 6月 7日(土)	午後	ロボットプログラミング初級（小学４～６年生） ～初めてのロボットプログラミング～	9
9	7月 5日(土)	午前	アワーオブコード（小学１・２年生） ～プログラミングの基礎を学ぼう～	15
10	7月 5日(土)	午後	スクラッチ中級（小学４～６年生） ～スクラッチでゲームを作って発表しよう～	11
11	8月 9日(土)	午前	アルゴロジック（小学３年生～中学生） ～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	18
12	8月 9日(土) 8月23日(土)	午後	ロボットプログラミング中級（小学４～６年生） ～組み立てたブロックをプログラミングで動かそう～	7
13	8月23日(土) 8月30日(土)	午前	スクラッチ初級（小学３・４年生） ～はじめてのスクラッチ～	10
14	8月30日(土) 9月 6日(土)	午後	ロボットプログラミング初級（小学４～６年生） ～初めてのロボットプログラミング～	6
15	9月 6日(土)	午前	ビスケット（小学１・２年生） ～イラストを動かしてプログラミングしよう～	16
16	10月25日(土) 11月 8日(土)	午後	スクラッチ初級（小学３・４年生） ～はじめてのスクラッチ～	9
17	11月15日(土)	午前	パソコンで年賀状をつくろう(小学１年生～中学生)	13
18	12月13日(土)	午前	パソコンで年賀状をつくろう(小学１年生～中学生)	11

回	実施日	時間	内容	参加者数
19	11 月 15 日(土)	午後	アワーオブコード（小学 1・2 年生) ～プログラミングの基礎を学ぼう～	14
20	12 月 13 日(土)	午後	ビスケット（小学 1・2 年生) ～イラストを動かしてプログラミングしよう～	15
21	1 月 17 日(土)	午前	アワーオブコード（小学 1・2 年生) ～プログラミングの基礎を学ぼう～	15
22	2 月 14 日(土)	午前	アワーオブコード（小学 1・2 年生) ～プログラミングの基礎を学ぼう～	13
23	3 月 7 日(土)	午前	スクラッチ中級（小学 3～6 年生) ～スクラッチでゲームを作って発表しよう～	8
24	3 月 14 日(土)	午前	スクラッチ中級（小学 3～6 年生) ～スクラッチでゲームを作って発表しよう～	8
25	3 月 7 日(土) 3 月 14 日(土)	午後	ロボットプログラミング初級（小学 4～6 年生) ～はじめてのロボットプログラミング～	5
計				311

3　親子タブレット教室

① ねらい　親子での学習を通してタブレットに慣れ親しみ、タブレットの活用方法について保護者の理解を深める。

② 対　象　区内在住・在学の年長児と保護者

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	10 月 25 日(土)	午前	知育アプリを使ってみよう	4
2	11 月 8 日(土)	午前		3
計				7

4　幼児プログラミング教室

① ねらい　小学校進学後のことを見据えた講座としてプログラミングに慣れ親しむとともに、情報科学への興味・関心を高める。

② 対　象　区内在住・在学の年長児と保護者

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	1 月 17 日(土)	午前	小学校で必修となったプログラミング学習を体験しよう	6
2	2 月 14 日(土)	午前		10
計				16

5　小学生プログラミング講座

① ねらい　開発現場で使用されている言語に触れ、作品作りを通して本格的なプログラミングを学ぶ。

② 対　象　区内在住・在学の小学生

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	7 月 31 日(木)	1 日	小学生プログラミング講座 「Unity でゲームプログラミング！」	2
2	8 月 1 日(金)			3
計				5

6　中学生プログラミング講座

① ねらい　開発現場で使用されている言語に触れ、作品作りを通して本格的なプログラミングを学ぶ。

② 対　象　区内在住・在学の中学生

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	8月 7日(木)	1日	中学生プログラミング講座 「Unity でゲームプログラミング！」	3
2	8月 8日(金)			3
3	8月 14日(木)			5
4	8月 15日(金)			4
計				15

7　小学校プログラミング授業支援

① ねらい　ICT 専門指導員の派遣や教材の貸出等により、区立小学校におけるプログラミング教育の充実を支援する。(希望校)

② 内　容　・プログラミング教材を活用した授業の実施及び支援
・プログラミングロボットの貸出

③　実　績　（ 17校 ）　学校訪問回数：85回　延べ授業実施回数：294回

回	授業実施日	学校名	内容
1	5月 8日(木)	礫川小学校	ロボットプログラミング
2	5月 8日(木)	礫川小学校	スクラッチ
3	5月 13日(火)		
4	5月 13日(火)	礫川小学校	ロボットプログラミング
5	5月 20日(火)	礫川小学校	スクラッチ
6	5月 29日(木)	礫川小学校	ロボットプログラミング
7	6月 3日(火)	駒本小学校	ロボットプログラミング
8	6月 5日(木)		
9	6月 9日(月)	根津小学校	ロボットプログラミング
10	6月 10日(火)		
11	6月 16日(月)	明化小学校	ロボットプログラミング
12	6月 17日(火)	明化小学校	スクラッチ
13	6月 20日(金)	明化小学校	ロボットプログラミング
14	6月 24日(火)	明化小学校	スクラッチ
15	6月 30日(月)	指ヶ谷小学校	ロボットプログラミング
16	7月 1日(火)		
17	7月 11日(金)	指ヶ谷小学校	スクラッチ
18	7月 14日(月)		
19	7月 15日(火)		
20	9月 4日(木)	金富小学校	ロボットプログラミング
21	9月 8日(月)		

回	授業実施日	学校名	内容
22	9月 9日(火)	金富小学校	ロボットプログラミング
23	9月 11日(木)		
24	9月 18日(木)	大塚小学校	ロボットプログラミング
25	9月 19日(金)		
26	9月 26日(金)	大塚小学校	スクラッチ
27	9月 29日(月)	青柳小学校	スクラッチ
28	9月 30日(火)	青柳小学校	ロボットプログラミング
29	10月 2日(木)	青柳小学校	スクラッチ
30	10月 3日(金)		
31	10月 6日(月)	青柳小学校	ロボットプログラミング
32	10月 7日(火)	青柳小学校	スクラッチ
33	10月 9日(木)	青柳小学校	ロボットプログラミング
34	10月 10日(金)	青柳小学校	スクラッチ
35	10月 14日(火)	小日向台町小学校	スクラッチ
36	10月 16日(木)	小日向台町小学校	ロボットプログラミング
37	10月 17日(金)		
38	10月 20日(月)		
39	10月 21日(火)		
40	10月 23日(木)	小日向台町小学校	スクラッチ
41	10月 28日(火)	林町小学校	ロボットプログラミング
42	11月 4日(火)		
43	11月 6日(木)		
44	11月 10日(月)	柳町小学校	ロボットプログラミング
45	11月 10日(月)	柳町小学校	スクラッチ
46	11月 11日(火)		
47	11月 11日(火)	柳町小学校	ロボットプログラミング
48	11月 13日(木)	柳町小学校	スクラッチ
49	11月 18日(火)	柳町小学校	ロボットプログラミング
50	11月 20日(木)		
51	11月 21日(金)	柳町小学校	スクラッチ
52	11月 25日(火)	汐見小学校	スクラッチ
53	11月 27日(木)		
54	11月 28日(金)	汐見小学校	ロボットプログラミング
55	12月 2日(火)		

回	授業実施日	学校名	内容
56	12月 2日(火)	汐見小学校	スクラッチ
57	12月 3日(水)		
58	12月 3日(水)	汐見小学校	ロボットプログラミング
59	12月 9日(火)	昭和小学校	ロボットプログラミング
60	12月15日(月)		
61	12月19日(金)		
62	12月22日(月)		
63	12月23日(火)		
64	1月13日(火)	誠之小学校	ロボットプログラミング
65	1月15日(木)		
66	1月20日(火)		
67	1月22日(木)		
68	1月26日(月)	本郷小学校	スクラッチ
69	1月29日(木)		
70	1月30日(金)		
71	2月 2日(月)		
72	2月 3日(火)		
73	2月 5日(木)		
74	2月10日(火)	本郷小学校	ロボットプログラミング
75	2月12日(木)		
76	2月17日(火)		
77	2月19日(木)		
78	2月24日(火)	駕籠町小学校	ロボットプログラミング
79	2月26日(木)		
80	2月27日(金)		
81	3月 2日(月)		
82	3月 3日(火)		
83	3月 9日(月)	関口台町小学校	ロボットプログラミング
84	3月10日(火)		
85	3月12日(木)		

※ロボットプログラミングは、全実施校第6学年を対象に実施

※スクラッチは、全実施校第3・4・5学年を対象に実施

8　親子スマートフォン教室

① ねらい　SNSやスマートフォンを安心安全にかつ責任をもって利用できるようにする。

② 実　績　小・中学生と保護者11人（5組）

第８章　健康・体力増進事業

１　概要

日本女子大学や順天堂大学との連携等により、幼児・児童・生徒の健康増進及び体力向上を図る。また、都立駒込病院及び順天堂大学と連携し、小・中学生等を対象としたがん教育を実施し、がんに対する理解促進を図る。

２　健康・体力向上事業

⑴　大学連携による事業

①　日本女子大学との連携

＜内容＞

・区立幼稚園における幼児の運動意欲や体力の向上につなげる保育の向上を図るため、日本女子大学家政学部児童学科教授等を各園に派遣し、各園の体力の維持向上に係る課題の解決に向けた支援を行う。（令和６・７年度で５園ずつ）

・体力向上イベントの開催

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	10 月 4 日(土)	「クライミングにチャレンジしてみよう！」 講師　日本女子大学非常勤講師　西谷 善子	17
2	12 月 6 日(土)	「クライミングにチャレンジしてみよう！」 講師　日本女子大学非常勤講師　西谷 善子	17
計			34

②　順天堂大学との連携

＜内容＞

・小学校における体力向上推進プランの作成・指導

・東京都統一体力テスト結果分析

・体力向上アドバイザーによる小学校への訪問指導（14 回）

・体力向上事例報告会での情報共有（2 月）

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	2 月 20 日(金)	「体力向上の実践報告及び講義」 講師　順天堂大学スポーツ健康科学部先任准教授　河村 剛光	20
計			20

・体力向上イベントの開催

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	11 月 15 日(土)	「はじめてでも楽しめる！あたらしいスポーツをやってみよう！」 講師　順天堂大学スポーツ健康科学部准教授　尾高 邦生	18
2	11 月 29 日(土)	「チームで攻略！動いて考えるスポーツチャレンジ」 講師　順天堂大学スポーツ健康科学部教授　鈴木 宏哉	41
計			59

・健康教室（講演会）の開催

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	11 月 15 日(土)	「身体の中から考える健やかな発育と食事のはなし」 講師　順天堂大学スポーツ健康科学部助教　黒坂 裕香	9
計			9

・健康体力増進啓発コラムの作成（きあら）
学校の教育活動における取組だけでなく、日常的に運動習慣を身に付けていくことが大切であることを保護者に向けて広く啓発を図るため、広報誌（きあら）へのコラム掲載を行う。（きあら 72 号、73 号に掲載）

⑵ 体力アップトレーナーの配置（小学校）
＜内容＞　体育の授業補助や体育的行事等への支援（週 1 日、大規模校は週 2 日）

⑶ テクニカルトレーナーの配置（中学校）
＜内容＞　器械運動及び生徒の実態を踏まえ、学校が必要とする運動領域の授業支援を全中学校にて実施（第 1 学年及び第 2 学年の学級数×10 時間）

⑷ コオーディネーショントレーニング講師派遣（区立幼稚園）
＜内容＞　日本コオーディネーショントレーニング協会公認講師を全園に派遣（年 2 回・2～3 時間）

⑸ がん教育の推進
＜内容＞　がんと喫煙などとの関係や治療方法、健診の重要性に関する知識を身につけるとともに、健康問題や医療の現状、命の大切さなどを総合的に学習する機会の充実を図り、がんに関する知識の普及啓発を進め、児童・生徒の健やかな成長を促す。

①がんの専門医による出前授業

	実施日	実施校	対象	講師
1	5 月 24 日(土)	窪町小学校	6 年	がん・感染症センター都立駒込病院 脳神経外科医師　大谷 亮平
2	6 月 14 日(土)	礫川小学校	6 年	がん・感染症センター都立駒込病院 乳腺外科医師　桑山 隆志
3	6 月 26 日(木)	駒本小学校	6 年	順天堂大学医学部外科学教室・消化器外科学講座（肝・胆・膵外科学） 准教授　平田 義弘
4	6 月 27 日(金)	第九中学校	1 年	がん・感染症センター都立駒込病院 消化器内科医師　神澤 輝実
5	6 月 28 日(土)	柳町小学校	6 年	がん・感染症センター都立駒込病院 臨床研究・治験センター医師　東梅 友美
6	7 月 4 日(金)	文林中学校	2 年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科医師　澤野 友耀
7	7 月 5 日(土)	湯島小学校	6 年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科医師　脊山 泰治
8	10 月 7 日(火)	金富小学校	6 年	順天堂大学大学院医学研究科 下部消化管外科学准教授　髙橋 玄
9	10 月 10 日(火)	本郷台中学校	2 年	がん・感染症センター都立駒込病院 遺伝子診療科医師　山口 達郎
10	11 月 4 日(火)	第三中学校	2 年	がん・感染症センター都立駒込病院 呼吸器外科医師　中川 加寿夫

	実施日	実施校	対象	講師
11	11 月 25 日(火)	指ヶ谷小学校	6 年	順天堂大学大学院医学研究科 産婦人科学教授　寺尾 泰久
12	11 月 28 日(金)	第六中学校	2 年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科医師　脊山 泰治
13	12 月 10 日(水)	関口台町小学校	6 年	がん・感染症センター都立駒込病院 緩和ケア科医師　鶴賀 哲史
14	12 月 10 日(水)	第十中学校	2 年	がん・感染症センター都立駒込病院 臨床研究・治験センター 治験事務局医師　加藤 晃史
15	1 月 17 日(土)	第一中学校	3 年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科医師　中村 萌衣
16	1 月 17 日(土)	茗台中学校	3 年	がん・感染症センター都立駒込病院 医療安全対策室医師　出江 洋介
17	1 月 24 日(土)	大塚小学校	6 年	順天堂大学大学院医学研究科 放射線治療学(放射線腫瘍学・医学物理学) 主任教授　鹿間 直人
18	2 月 2 日(月)	第八中学校	2 年	がん・感染症センター都立駒込病院 歯科口腔外科医師　長谷川 稔洋
19	2 月 7 日(土)	昭和小学校	6 年	順天堂大学医学部内科学教室・ 呼吸器内科学講座准教授　宿谷 威仁
20	2 月 12 日(木)	青柳小学校	6 年	順天堂大学医学部泌尿器科学講座 准教授　永田 政義
21	2 月 16 日(月)	明化小学校	6 年	がん・感染症センター都立駒込病院 消化器内科医師　仲程 純
22	2 月 18 日(水)	本郷小学校	6 年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科医師　冲永 裕子
23	2 月 20 日(金)	林町小学校	6 年	がん・感染症センター都立駒込病院 食道外科医師　春木 茂男
24	3 月 4 日(水)	音羽中学校	3 年	がん・感染症センター都立駒込病院 乳腺外科医師　中津川 智子

第９章　地域大学等連携事業

１　概要

区内大学等の高度な専門性をもつ人材や施設を活用し、科学教育事業や教員研修・研究事業等の拡充を図る。

２　地域大学等連携事業

⑴　スクール・モバイルミュージアム

① 趣　旨　「最先端の学術研究の成果を子どもたちへ」をコンセプトとして、東京大学総合研究博物館の研究成果を教育センター大学連携事業室で展示するとともに、研究者による講座・トークイベント等を実施する。

② 連携先　東京大学総合研究博物館

期	開催期間	内容	入場者数
前期	令和７年 ５月 23 日(金)～ 10 月 25 日(土) 午前９時～ 午後５時	「玉蟲 －生きた宝石－」 展示企画・総指揮：東京大学総合研究博物館講師　矢後 勝也 東京大学総合研究博物館教授　遠藤 秀紀 ◇講演会・イベント ・令和７年６月 28 日（土）午後２時～午後 3 時 「びっくり！きれい！タマムシと昆虫の構造色」 国立科学博物館動物研究部 陸生無脊椎動物研究グループ長　野村 周平 ・令和７年８月９日（土）午後２時～午後３時 「日本産タマムシの楽しみ」 石川県ふれあい昆虫館学芸員　福富 宏和 ・令和７年８月 16 日（土）午後２時～午後３時 「『玉蟲 －生きた宝石－』展ができあがるまで」 東京大学総合研究博物館講師　矢後 勝也 ・令和７年９月 27 日（土）午後２時～午後３時 「アジアのタマムシの魅力」 日本甲虫学会会員　関 章弘	6,685
後期	令和７年 11 月 20 日(木) ～ 令和８年 ３月 31 日(火) 午前９時～ 午後５時	「食の貝」 展示企画：東京大学総合研究博物館准教授　佐々木 猛智 東洋食品研究所研究員　山崎 友資 東京大学総合研究博物館教授　遠藤 秀紀 協力：東洋食品研究所 ◇講演会・イベント ・令和８年１月 10 日（土）午後 2 時～午後 3 時 「食べられる貝、食べられない貝」 東京大学総合研究博物館准教授　佐々木 猛智 ・令和８年１月 17 日（土）午後 2 時～午後 3 時 「暑さを乗り越えられないホタテガイ」 東洋食品研究所研究員　山崎 友資 ・令和８年１月 24 日（土）午後 2 時～午後 3 時 「アサリの色や模様」 東洋食品研究所研究員　大越 健嗣 ・令和８年２月 14 日（土）午後 2 時～午後 3 時 「貝から進化したイカとタコ」 東京大学総合研究博物館准教授　佐々木 猛智	2,185

⑵ インターメディアテク学校対象教育プログラム「アカデミック・アドベンチャー」

① 趣　旨　文京区教育センターと連携している東京大学総合研究博物館による該当施設を活用しての教育活動を支援することを通して、子どもたちに多様で豊かな教育環境を提供する。なお、東京大学総合研究博物館までの児童交通費を助成している。
※令和７年度は、実施あり。

② 連携先　　東京大学総合研究博物館

③ 参加者数　129 人

⑶ 個別学習相談（認知カウンセリング）

① 趣　旨　個別学習相談により、児童・生徒の授業の受け方や家庭での学習の仕方、勉強に対する考え方等を診断し、学習のつまずきが生じた原因そのものを明らかにすることで、児童・生徒が効果的な学習方法を自発的に使えるようにする。

② 連携先　　東京大学大学院教育学研究科　植阪友理研究室

③ 参加者数　10 人

⑷ 探究力育成プロジェクト

① 趣　旨　「お茶の水教師の第三の学び研究会」との協定事業とし、研修や授業交流、自然科学事業等での国公を越境した学び合いを通して、探究学習におけるつまずき分析や指導法開発により資質・能力の向上を図る。

② 連携先　　お茶の水女子大学「お茶の水教師の第三の学び研究会」

実施日	時間	内　容	参加者数
6 月 28 日(土)	午後 2 時～3 時 30 分	デジタル絵本をつくろう	親子 9 組
8 月 2 日(土)	午後 2 時～3 時 30 分	デジタル絵本をつくろう	親子 10 組
12 月 20 日(土)	午後 2 時～3 時 30 分	デジタル絵本をつくろう	親子 7 組

⑸ 科学教室「電子顕微鏡でミクロの世界を探検」

① 趣　旨　　医学生物学電子顕微鏡技術学会と文京区との相互協力に関する協定に基づき、春・夏休みに年 2 回「特別体験科学教室」を医学生物学電子顕微鏡技術学会と連携して開催する。

② 連携先　　医学生物学電子顕微鏡技術学会

実施日	時間	参加者数
7 月 24 日(木)	午前	16
	午後	16
7 月 25 日(金)	午前	17
	午後	18
7 月 26 日(土)	午前	19
	午後	18
3 月 26 日(木)	午前	18
	午後	12
3 月 27 日(金)	午前	21
	午後	13
3 月 28 日(土)	午前	19
	午後	14
計		201

⑹ リフレッシュ理科教室「作って！遊んで！おもしろサイエンス　リフレッシュ理科教室」

① 趣　旨　　児童・生徒が実験や科学に触れる体験を通じて科学に興味関心を持ち、日常生活に関わり合いがある総合的な物の見方を育む教室を実施する。

② 連携先　　応用物理学会

実施日	時間	内　容	参加者数
8月7日(木)	午前10時～11時30分	作って！遊んで！おもしろサイエンス リフレッシュ理科教室	23
	午後2時～4時	雨ふりふり、メッセンジャー！ みんなに知らせよう！	15
計			38

⑺ 印刷博物館「中綴じ製本体験　マイノートをつくろう」

① 趣　旨　　子ども達が印刷と製本についての理解を深め、日常生活における興味・関心の幅を広げる機会を提供する。

② 連携先　　印刷博物館

実施日	時間	内　容	参加者数
4月5日(土)	午前10時～10時30分	中綴じ製本体験 マイノートをつくろう！	10
	午前10時40分～11時10分		5
	午前11時20分～11時50分		6
11月29日(土)	午前10時～10時30分	中綴じ製本体験 マイノートをつくろう！	3
	午前10時40分～11時10分		10
	午前10時20分～11時50分		9
計			43

第１０章　小・中学校連合行事

１　概要

区立の小・中学校の児童・生徒を対象に、令和７年度小学校及び中学校連合行事を、教育委員会・校長会・教育研究会の主催により実施した。

行事は、良質な演劇や音楽の鑑賞教室、体力及び技能の向上を目的とした陸上記録会・展覧会、そして平素の学習成果やクラブ活動の成果を発揮する総合体育大会・連合演奏会・その他発表会等である。

事業の運営は担当部会の教員が担当し、庶務・経理は教育センターが担当した。

２　実施状況

⑴　小学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・点数	内容
音楽鑑賞教室 (5 学年)	6 月 12 日(木) シビックホール	1,719 人	歌劇「カルメン」より前奏曲他 3 曲 楽器紹介 (公財)東京フィルハーモニー交響楽団
陸上記録会 (6 学年)	10 月 23 日(木) 六義公園運動場	1,701 人	100m走・50m走・50mハードル走・ 400mリレー
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2 月 14 日(土)～ 2 月 19 日(木) ※ 2 月 16 日(月) 休館 東京都美術館	66 点	図工科・国語科(書写)

＊陸上記録会：走り高跳び、走り幅跳びの実施なし

＊前年度実施の連合展覧会(区)は、隔年行事のため令和７年度実績なし

⑵ 中学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・点数	内容
吹奏楽講習会 (全学年)	5月11日(日) 音羽中学校	178人	専門家による各楽器の講習
音楽鑑賞教室 (3学年)	5月13日(火) シビックホール	749人	歌劇「アイーダ」より「凱旋行進曲」他3曲 楽器紹介(アンサンブル) (公財)東京フィルハーモニー交響楽団
都行事 吹奏楽コンクール (選抜)	7月30日(水)～ 8月9日(土) 練馬文化センター 府中の森芸術劇場	195人	課題曲・自由曲 全校出場
総合体育大会 (1・2学年)	8月21日(木)～ 8月22日(金) 8月25日(月)～ 8月27日(水) 3月27日(金) 3月30日(月) 小石川運動場・ 総合体育館等	8月 846人 3月 202人	8月 バレーボール・バスケットボール・ バドミントン・卓球・剣道 3月 ソフトテニス・サッカー・野球
連合演奏会 (全学年)	10月4日(土) シビックホール	185人	自由曲
演劇鑑賞教室 (2学年)	10月7日(火) シビックホール	762人	(有)劇団東京芸術座 「医者の玉子」
都行事 アンサンブルコン テスト(選抜)	1月24日(土)～ 1月25日(日) 府中の森芸術劇場	18人	自由曲 第一・第九・文林中学校
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月14日(土)～ 2月19日(木) ※2月16日(月) 休館 東京都美術館	107点	美術科、国語科(書写)、技術・家庭科

＊総合体育大会：柔道の実施なし
＊総合体育大会：3/26は雨天中止。3/27・30のみ実施のため参加人数が減少

資料

文京区教育センター条例

平成二十六年十二月十一日
条例第三十一号

文京区教育センター条例（平成九年三月文京区条例第十三号）の全部を改正する。

（設置）

第一条　教育の充実及び振興を図るため、文京区教育センター（以下「センター」という。）を東京都文京区湯島四丁目七番十号に設置する。

（事業）

第二条　センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一　教員の研修に関すること。

二　子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。

三　科学教育の振興に関すること。

四　教育に関する調査及び研究に関すること。

五　教育に関する資料の整備及び活用に関すること。

六　センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の使用に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めた事業

（職員）

第三条　センターに事務職員その他の必要な職員を置く。

（運営委員会）

第四条　センターの円滑な運営を図るため、文京区教育センター運営委員会を置く。

２　文京区教育センター運営委員会の運営等について必要な事項は、委員会規則で定める。

（休館日）

第五条　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一　日曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第六条　センターの開館時間は、午前八時三十分から午後六時三十分までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第七条　施設等を使用しようとする者は、委員会規則で定めるところにより委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

２　委員会は、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第八条　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の使用の承認をしない。

一　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めたとき。

二　センターの管理上支障があると認めたとき。

三　営利を目的とすると認めたとき。

四　前三号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適当であると認めたとき。

（使用料）

第九条　第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第十条　委員会は、特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第十一条　既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡禁止等）

第十二条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備の変更禁止）

第十三条　使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用承認の取消し等）

第十四条　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

一　使用の目的又は条件に違反したとき。

二　この条例若しくはこれに基づく委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。

三　災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

四　前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

（原状回復の義務）

第十五条　使用者は、使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第十六条　使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

２　委員会は、第十四条第四号に該当するときを除き、第八条に規定する施設等の使用の不承認又は第十四条に規定する施設等の使用の承認の取消し、使用の制限若しくは使用の停止によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

（委任）

第十七条　この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の文京区教育センター条例別表に規定する施設等の使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（文京区暴力団排除条例の一部改正）

３　文京区暴力団排除条例（平成二十四年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

別表（第九条関係）

一　施設の使用料

施設名	使用料	
	午前	午後
研修室１	八〇〇円	一、一〇〇円
研修室２	一、九〇〇円	二、五〇〇円
研修室３	九〇〇円	一、二〇〇円

備考

１　施設を使用することができる日は、月曜日から金曜日までとする。

２　施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、同一施設について午前及び午後を継続して使用する場合は、午前九時から午後五時までとする。

午前　午前九時から午後零時まで

午後　午後一時から午後五時まで

二　附帯設備の使用料

種別	使用単位	使用料
液晶プロジェクター	一式一回	二〇〇円
音響セット	一式一回	五〇〇円

備考

１　附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位に対応する時間とする。

２　附帯設備のみの使用は、認めない。

文京区教育センター条例施行規則

平成二十七年三月二十四日
文教委規則第十七号

文京区教育センター条例施行規則（平成九年三月文京区教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条　この規則は、文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第二条　文京区教育センター（以下「教育センター」という。）の施設利用（条例第七条第一項の規定による施設使用を除く。）は、次の各号に掲げるものとする。

一　文京区立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び小・中学校に勤務する教員が、教育上の研究及び研修を目的として利用する場合

二　文京区立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び小・中学校の園児・児童・生徒に、教育上の目的をもって利用させる場合

三　その他文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合

（使用申請）

第三条　条例第七条第一項の規定により教育センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、文京区教育センター使用・減額・免除申請書（別記様式第一号。以下「使用申請書」という。）により委員会に申請しなければならない。

（申請の受付）

第四条　前条の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の一月前から使用日まで受け付ける。この場合において、使用日の一月前の日が条例第五条に定める休館日に当たるときは、その翌日とする。

２　前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号に定める場合は申請を受け付けることができる。

一　区又は委員会が行政目的のために使用するとき。

二　前号のほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

（使用の承認等）

第五条　施設等の使用の承認は、申請の順序による。ただし、同時の申請があったときは、抽選等の方法による。

２　委員会は、前項の規定により使用の承認（次条第一項の規定による使用の変更の承認を含む。）をしたときは、文京区教育センター使用・減額・免除承認書（別記様式第二号。以下「承認書」という。）を交付する。

３　施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を使用する際、承認書を係員に提示しなければならない。

（使用の変更等）

第六条　使用者は、使用目的、使用年月日、使用しようとする施設等、使用単位その他の使用の承認を受けた事項の変更（以下「使用の変更」という。）をし、又は施設等の使用の取消し（以下「使用の取消し」という。）をしようとするときは、文京区教育センター使用変更・還付申請書（別記様式第三号）又は文京区教育センター使用取消・還付申請書（別記様式第四号）に前条第二項の規定により交付を受けた承認書（使用の変更の承認を受けた使用の取消しをしようとするときは、当該変更に係る承認書）を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定による使用の変更の申請は、一回に限り、変更前の使用日の三日前まで行うことができる。

３　第四条の規定は、使用の変更について準用する。

４　使用者は、使用の変更の承認を受けた後の使用料が既納の使用料より多いときは、その差額を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第七条　条例第十条の規定により、委員会が使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

一　官公署が行政目的のために使用するとき。　五割減額

二　区又は委員会が行政目的のために使用するとき。　免除

2　前項のほか、委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3　前二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ使用申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第八条　条例第十一条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合及び還付の額は、次に定めるとおりとする。

一　災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。　全額

二　工事その他委員会の都合により施設等の使用ができなくなったとき。　全額

三　使用日の三日前までに使用の変更の申請があった場合において、使用の変更の承認後の使用料が既納の使用料より少なくなり、委員会が相当の理由があると認めたとき。　当該差額の五割相当額

四　使用日の三日前までに使用の取消しの申請があった場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。　五割相当額

五　前各号のほか、委員会が特に理由があると認めたとき。　全部又は一部の金額

2　前項第三号、第四号又は第五号の規定により還付を受けようとする者は、文京区教育センター使用変更・還付申請書又は文京区教育センター使用取消・還付申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用者の義務）

第九条　使用者は、施設等の使用に当たっては、係員の指示に従い、その使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

（委任）

第十条　この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この規則による改正後の文京区教育センター条例施行規則第四条に規定する申請の受付その他の必要な準備については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式第1号(第3条・第7条関係)

年　　月　　日

文京区教育センター使用・減額・免除申請書

文京区教育委員会　殿

以下のとおり申請します。　　予約番号：

団体名		代表者名		
行事名				
使用目的 (具体的に)			使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名		施設・附帯設備 使用料
年　月　日 (　曜日)	午前 午後			円

使用責任者　住所
　　氏名
　　電話番号　　(　　)

使用料①	円
減免額②	円
合計(①－②)	円

減額・免除の理由
文京区教育センター条例施行規則第7条第　項第　号により

備考

別記様式第2号(第5条・第6条・第7条関係)

年　　月　　日

文京区教育センター使用・減額・免除承認書

文京区教育委員会　印

以下のとおり承認します。　　予約番号：

団体名		代表者名		
行事名				
使用目的 (具体的に)			使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名		施設・附帯設備 使用料
年　月　日 (　曜日)	午前 午後			円

使用責任者　住所
　　氏名
　　電話番号　　(　　)

使用料①	円
減免額②	円
合計(①－②)	円

減額・免除の理由
文京区教育センター条例施行規則第7条第　項第　号により

備考(変更・取消理由)

別記様式第3号(第6条・第8条関係)

年　　月　　日

文京区教育センター使用変更・還付申請書

文京区教育委員会　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり使用の変更を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="6">使用内容</td><td rowspan="3">変更前</td><td>行事名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用日時</td><td>施設名・附帯設備名</td><td>施設・附帯設備使用料</td></tr>
<tr><td>年　月　日
(　曜日)</td><td>午前
午後</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更後</td><td>行事名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用日時</td><td>施設名・附帯設備名</td><td>施設・附帯設備使用料</td></tr>
<tr><td>年　月　日
(　曜日)</td><td>午前
午後</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">文京区教育センター条例施行規則第6条第4項の規定により、差額　　円を納付します。</td><td>使用料</td><td>円</td></tr>
<tr><td>減免額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第3号の規定により、差額の5割相当額　　円の還付を申請します。</td><td>既納額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>差　額</td><td>円</td></tr>
</table>

備考

別記様式第4号(第6条・第8条関係)

年　　月　　日

文京区教育センター使用取消・還付申請書

文京区教育委員会　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり使用承認の取消しを申請します。

行事名			
使用日時		施設名	施設・附帯設備 使用料
年　　月　　日 (　　曜日)	午前 午後		円

取消理由	

使用責任者　住所 氏名 電話番号　　(　　)

納付額　　円
還付金　文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第　号により 円

備考

文京区教育センター処務規則

昭和四十一年十月十二日
文教委規則第八号

改正　昭和四六年一一月一五日文教委規則第六号　昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号
昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号　昭和五六年四月一日文教委規則第七号
昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号　昭和六一年三月三一日文教委規則第六号
平成元年三月二四日文教委規則第四号　平成九年三月二八日文教委規則第四号
平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号　平成一九年三月八日文教委規則第四号
平成二二年三月三一日文教委規則第九号　平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号
平成二七年三月二四日文教委規則第一八号　平成二九年三月二二日文教委規則第四号
平成三十一年三月二六日文教委規則第六号

（目的）

第一条　この規則は、文京区教育センター（以下「教育センター」という。）に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

（運営委員会）

第二条　文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号）第四条に基づく、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、区立学校（園）長及び区立学校教諭、並びに教育局職員のなかから、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が命じ、又は委嘱する。

２　運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

一　委員長及び副委員長は、運営委員会のなかから委員会が命ずる。

二　委員長は、運営委員会を代表し、会務を統理する。

三　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

３　運営委員会に、理事を置くことができる。

（参与）

第三条　教育センターの事業を推進するため、参与を置くことができる。

（資料提出）

第四条　教育センターは、その業務上必要な事項について、区立学校、その他の教育機関に対し、調査統計等の資料又は報告書の提出を求めることができる。

（係の設置）

第五条　教育センターに次の係を置く。

一　学校支援係

二　児童発達支援係

三　総合相談係

（職員）

第六条　教育センターに次の職員を置く。

一　所長

二　係長

三　その他の職員

２　教育センターに課務担当主査、統括指導主事及び指導主事を置くことができる。

３　係及び教育センターに主査を置くことができる。

（資格及び任免）

第七条　所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。

２　係長、課務担当主査及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。

３　前二項及び第十二条第一項各号に掲げる職員以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。

（職責）
第八条　所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。
２　係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、係の事務又は担任の事務を処理する。
３　主査は、上司の命を受け、係の事務又は課務担当主査の担任の事務のうち、特定の事務を処理する。
４　統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する職務に従事する。
（所掌事務）
第九条　教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。
学校支援係
一　教育センター運営委員会に関すること。
二　公印の管守及び文書に関すること。
三　予算、決算及び経理に関すること。
四　教育センターの施設等の維持管理に関すること。
五　教科書センターに関すること。
六　教育資料に関すること。
七　調査研究に関すること。
八　教員の研修に関すること。
九　学校支援に関すること。
十　教育支援センターに関すること。
十一　科学教育に関すること。
十二　健康教育に関すること。
十三　地域大学等連携事業に関すること。
十四　庁中取締りに関すること。
十五　前各号に掲げるもののほか、教育センターに関すること。
児童発達支援係
一　児童発達支援センターに関すること。
総合相談係
一　子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。
二　児童発達支援センターに関すること。
（所長の決定対象事案）
第十条　所長が決定できる事案はおおむね次のとおりとする。
（一）　教育センターに勤務する職員の内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、宿日直及び休日勤務に関すること。
（二）　常例に属する公告、公表、認定、証明、報告、通達、申請、照会及び回答に関すること。
（三）　教育センター業務の適正な運営を図るため、必要な指導、助言又は援助に関すること。
（四）　教育センターに関係する相互間の常例的連絡調整に関すること。
（五）　区立学校その他の教育機関に対し、教育センター運営上必要とする調査統計資料及び報告書の提出請求に関すること。
（六）　教育センターの業務に関係する職員の報酬、給与、旅費、公務災害補償等の請求及び支給に関すること。
（七）　教育センターで扱う現金及び金券の出納管理に関すること。
（八）　常例の広報に関すること。
（九）　教育センターの維持管理及び保安に関すること。
（十）　前九号のほか、常例的事項に関すること。
（事案決定の臨時代行）
第十一条　所長が出張又は休暇、その他の事故により不在のときは、所長に代わつて係長がその事案を決定することができる。
２　前項により決定できる事案は、特に至急に処理しなければならないものに限る。

３　第一項及び第二項の規定により、決定を行なつた者は、その事案について、所長に報告しなければならない。

（研究員等）

第十二条　教育センターに第六条に掲げる職員のほか、次の職員を置くことができる。

一　研究員
二　専門指導員
三　講師
四　司書
五　相談員
六　医師
七　看護師

２　前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。

（報告）

第十三条　所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。

（委任）

第十四条　この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。

（準用）

第十五条　この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。

２　前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。

付　則

この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。

付　則（昭和四六年一一月一五日文教委規則第六号）

この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

付　則（昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号）

この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。

付　則（昭和五六年四月一日文教委規則第七号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

付　則（昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

付　則（昭和六一年三月三一日文教委規則第六号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付　則（平成元年三月二四日文教委規則第四号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

付　則（平成九年三月二八日文教委規則第四号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付　則（平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付　則（平成一九年三月八日文教委規則第四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付　則（平成二二年三月三一日文教委規則第九号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付　則（平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付　則（平成二七年三月二四日文教委規則第一八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付　則（平成二九年三月二二日文教委規則第四号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

付　則（平成三十一年三月二六日文教委規則第六号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

文京区教育センター運営委員会要領

25 文教教セ第 40 号平成 25 年 4 月 23 日教育推進部長決定
26 文教教セ第 151 号 平成 26 年 5 月 2 日改正
27 文教教セ第 850 号　平成 27 年 7 月 3 日改正
29 文教教セ第 1193 号　平成 29 年 4 月 1 日改正

（目的）

第１条　この要領は、文京区教育センター条例（平成 26 年 12 月文京区条例第 31 号）第４条及び文京区教育センター処務規則（平成 27 年 3 月文教委規則第 18 号）第２条の規定に基づき、教育センターの円滑な運営を図るために、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

⑴　小学校長会長及び中学校長会長
⑵　幼稚園長会長
⑶　幼稚園・小学校・中学校の各教育研究会長
⑷　小学校副校長会長及び中学校副校長会長
⑸　幼稚園副園長・主任会長
⑹　教育推進部長
⑺　教育指導課長
⑻　教育指導課指導主事
⑼　教育センター所長
⑽　教育センター統括指導主事
⑾　相談員

（委員長及び副委員長）

第３条　運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、前条第１号の会長から選出する。

３　副委員長は、前条第１号及び第２号の会長から選出する。

（招集）

第４条　運営委員会は、委員長が招集する。

２　委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長が運営委員会を招集する。

（開催）

第５条　運営委員会は、原則年１階開催する。

（庶務）

第６条　運営委員会の庶務は、教育センター学校支援係において処理する。

付　則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

この要領は、平成２７年 4 月 1 日から施行する。

付　則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

文京区教育センター総合相談事業運営要綱

27 文教教セ第 10 号　平成 27 年 4 月 1 日教育長決定
29 文教教セ第 2683 号　平成 30 年 3 月 30 日改正
30 文教教セ第 2694 号　平成 31 年 3 月 25 日改正
2024 文教教セ第 1556 号　令和 7 年 2 月 4 日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、文京区教育センター条例（平成 26 年 12 月文京区条例第 31 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく総合相談事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条　乳幼児及び児童・生徒（以下「児童等」という。）に関する、いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待（ネグレクトを含む。）、発達障害他の心身の障害等の教育・生活に係る悩みや問題の予防・発見・解消及び発達促進に向けて、学校・園、保護者及び児童等への支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　事業において行う業務は、以下の通りとする。

⑴　総合相談室の運営
⑵　スクールカウンセラーの配置
⑶　「ふれあい教室」（教育支援センター）の運営
⑷　スクールソーシャルワーカーの配置
⑸　発達支援巡回相談
⑹　スターティング・ストロング・プロジェクト
⑺　特別支援教室心理士等巡回相談
⑻　療育指導派遣事業
⑼　学校と家庭の連携推進事業

２　前項⑵～⑷及び⑺～⑼の学校支援に係る事業を効果的に実施するために、教育指導課指導主事と連携し、かつ、各業務のコーディネートや相談窓口として事業を調整する統括指導主事及び常勤心理職を「教育相談コーディネーター」として位置づける。

（総合相談室）

第４条　子どもの発達及び教育に係る悩みを持つ、区の区域内に在住又は在学の乳幼児及び児童等とその保護者及び教職員に対して、相談活動及び心理的援助・発達支援を行うため、総合相談室を開設する。

２　総合相談室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　面接相談に関すること。
⑵　電話相談に関すること。
⑶　機能訓練及びグループ指導等に関すること。
⑷　子どもの発達及び教育の相談に係る啓発及び普及に関すること。

（スクールカウンセラー）

第５条　区立小学校及び区立中学校において、児童等、その保護者及び教員への心理的援助、相談活動等を行うため、区立小学校、区立中学校及びふれあい教室にスクールカウンセラーを配置する。

２　スクールカウンセラーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　児童等及びその保護者の相談に関すること。
⑵　教員に対するコンサルテーションに関すること。
⑶　相談活動及び心理教育の啓発活動に関すること。

３　都におけるスクールカウンセラーの勤務等については、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱（平成 13 年 3 月 12 教指企第 623 号）に定めるとおりとする。

（「ふれあい教室」（教育支援センター））

第６条　心理的理由等により長期にわたり不登校となっている児童等を対象に、通常の学校とは異なる環境における学習活動及び集団適応活動を行うことにより、当該児童等の自立の促進及び学校生活への復帰を支援する場として、特設の教室「ふれあい教室」を設置する。

２　ふれあい教室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　不登校等学校不適応の児童等の支援に関すること。

⑵　入室手続に関すること。

⑶　児童等の個別指導計画の作成に関すること。

⑷　学校、保護者及び関係機関との連携に関すること。

（スクールソーシャルワーカー）

第７条　学校・家庭・関係機関等の連携・調整及び児童等を取り巻く環境の改善を図るコーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーを置く。

２　スクールソーシャルワーカーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　問題を抱える児童等が置かれた環境の改善に関すること。

⑵　関係機関等の連携・調整・情報交換等、ネットワークの活用に関すること。

⑶　児童等・保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供に関すること。

（発達支援巡回相談）

第８条　保育園・幼稚園・幼稚園型認定こども園・育成室（以下「保育園等」という。）の職員に対し、児童等の保育に係る相談・助言及び情報提供を行うことにより、児童等の障害の早期発見及び早期療育の充実を図ることを目的として、発達支援巡回相談員を派遣する。

２　発達支援巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　保育園等の職員へのコンサルテーションに関すること。

⑵　発達障害等の支援に係る啓発に関すること。

（スターティング・ストロング・プロジェクト）

第９条　区内のすべての子どもの健やかな育ちを支えるため、より質の高い育児環境を整えることを目的に、医師・心理士・言語聴覚士・作業療法士・福祉の職にある者で構成される専門家チームが保育園・幼稚園・幼稚園型認定こども園・児童館・子育てひろば等を訪問し、専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝える。

２　専門家チームの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　区内のすべての子どもの専門的発達支援に関すること。

⑵　保育園・幼稚園・幼稚園型認定こども園・児童館・子育てひろばの職員に対する専門的スキルの伝達に関すること。

⑶　保護者に対する専門的観点からの育児方法の伝達に関すること。

⑷　専門的観点からの育児や発達支援に係る啓発に関すること。

（特別支援教室心理士等巡回相談）

第１０条　発達障害等特別な指導・支援を必要とする全ての児童等について、学校の求めに応じて、児童等が抱える学習面・生活面の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を学校が実施するための助言を行うことを目的として、臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士、公認心理師の巡回相談を行う。

２　巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　教員へのコンサルテーションに関すること。

⑵　児童等の個別指導計画、校内委員会における検討資料の作成支援に関すること。

⑶　特別支援教育に係る啓発に関すること。

３　都における巡回相談の勤務等については、特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談について～事業の概要～に定めるとおりとする。

（療育指導派遣事業）

第１１条　特別支援学級並びに通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童等に対する指導内容及び方法に関し、教員に対する指導又は助言を行うために、言語聴覚士、音楽療法士、作業療法士、理学療法士、臨床発達心理士等（以下「言語聴覚士等」という。）を派遣する。

２　派遣する言語聴覚士等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
⑴　教員へのコンサルテーションに関すること。
⑵　児童等の個別指導計画の作成支援および校内委員会での助言に関すること。
⑶　言語聴覚士等による児童等への具体的な支援方法の実践に関すること。
⑷　特別支援教育に係る啓発に関すること。

（学校と家庭の連携推進事業）

第１２条　いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」（以下「支援員」という。）を配置する。
２　支援員は、不登校等の生活指導上の課題をもつ児童等への個別支援を行うとともに、校内連携に関することを職務とする。

（専門職員等）

第１３条　事業の実施に当たり、臨床心理士・臨床発達心理士またはそれに相当する心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教諭、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、医師等の専門職員を置く。
２　ふれあい教室に、東京都公立学校非常勤教員相当の者を専門指導員として任用する。
３　支援員は、教育相談に理解があり支援員になることを希望する者のうちから教育相談コーディネーター（統括指導主事・常勤心理職）が選考し、委嘱する。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付　則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

文京区教育支援センター運営要領

23 文教教セ第 371 号　平成 24 年 3 月 30 日　教育推進部長決定
24 文教教セ第 374 号　平成 25 年 3 月 29 日　教育推進部長決定
27 文教教セ第 1987 号　平成 27 年 10 月 1 日　教育推進部長決定
28 文教教セ第 1227 号　平成 28 年 10 月 1 日　教育推進部長決定
29 文教教セ第 2684 号　平成 30 年 3 月 30 日　教育推進部長決定
31 文教教セ第 2762 号　平成 31 年 3 月 22 日　教育推進部長決定
2021 文教教セ第 1601 号　令和 4 年 3 月 22 日　教育推進部長決定
2024 文教教セ第 1856 号　令和 7 年 3 月 17 日　教育推進部長決定

（趣旨）

第１条　この要領は、文京区教育センター総合相談事業運営要綱（2024 文教教セ第 1556 号　令和 7 年 1 月 27 日教育長決定）第 6 条の規定により設置するふれあい教室（教育支援センター）（以下「教室」という。）の運営について必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条　教室は、心理的要因等により不登校状態となりあるいはその恐れのある児童・生徒について、情緒の安定、集団生活への適応、基本的生活習慣の改善、基礎学力の補充等のための相談・支援（学習支援を含む。以下同じ。）を行うことにより、児童・生徒の学校復帰を支援するとともに、社会的自立を促すことを目的とする。

２　教室は、前項の児童・生徒を支援するため、総合相談事業内の不登校対応チームその他関係機関と連携し、学校、家庭等に対する助言、援助を行う。

（対象者）

第３条　教育センター所長は、次の者を入室させることができる。

⑴　文京区立小・中学校に在籍又は区内に住所を有する、小学校 3 年生から中学生までの児童・生徒であって、長期に学校を欠席している者その他本人及び保護者が希望するとき

⑵　その他、教育センター所長が特に認める者

（入室）

第４条　入室を希望する児童・生徒の保護者は、別記様式第１号により教育センター所長に入室の申し込みをしなければならない。

２　教室は、入室を希望する児童・生徒に対し、前項の申し込みに先立ち体験を伴う見学をさせることができる。

３　教室は、児童・生徒の入室に際して、本人及び保護者の意向を確認するほか、在籍校及び総合相談事業内の各事業と緊密に連携し児童・生徒の実情等の的確な見極め（アセスメント）に努めるものとする。

４　小学校に在籍する児童の通室は、安全管理上、保護者の送迎による。ただし、保護者による送迎が困難な事由がある場合に限り、別記様式第２号により教育センター所長に送迎の代替について申し出ることができる。

５　中学生については、通室に公共交通機関を使うことが困難である等の場合に、別記様式第６合により自転車で通室することを申し出ることができる。

（出席の取扱い）

第５条　教室への出席については、在籍校の校長は指導要録上の出席扱いとすることができる。

（通室の継続）

第６条　教室への通室は、年度単位とする。

２　通室の継続を希望する児童・生徒及び保護者は、在籍校と協議の上、各年度の当初に別記様式１を改めて提出することにより教育センター所長に申し出るものとする。

（退室）
第７条　退室を希望する児童・生徒の保護者は、別記様式第３号により教育センター所長に退室を届け出るものとする。
２　教室が退室の届出を受け、又は退室を確認したときは、速やかに別記様式第４号により在籍校に通知する。
（教育相談コーディネーターの役割）
第８条　教育相談コーディネーター（統括指導主事及び常勤心理職）は、入室手続きを統括する。
２　教育相談コーディネーターは、対象となる児童・生徒の状態や環境を見極めるとともに、入室の前後を通して相談・支援が適切かつ円滑に実施されるよう指導員等に対する指導・助言を行う。
（登室・通室支援シートの作成）
第９条　対象となる児童・生徒への組織的・計画的な支援を実施するため、別記様式第５号により登室・通室支援シートを作成する。
２　作成の際は、在籍校及び総合相談事業内の各事業と緊密に連携して情報収集とコンサルテーションを行うとともに、その進捗状況に応じて内容の定期的な見直しを行う。
（指導方針等）
第１０条　教室への受け入れ及び相談・支援は、人命や人格を尊重するとともに共感的な理解に立ち、児童・生徒の自立を支援する立場から実施するものとする。
２　児童・生徒が自らの学習課題を自主的に学習することを基本としながら、教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、児童・生徒の登室・通室支援シートを基に実施する。
３　自立心の醸成、社会性・協調性の伸長など全人的な成長を図ることをねらいとして、児童・生徒の登室・通室支援シートを基に個別指導あるいは集団指導により、学習活動、課外活動、体験活動、交流活動及びSSTなどの心理的支援を行う。
（指導体制）
第１１条　教室には、指導員及びカウンセラー（以下「指導員等」という。）を置くとともに、相談・支援の必要性に応じて実習生及びボランティアを配置する。
２　指導員は、適応指導に必要な知識、経験又は技能を有し、かつ教室の役割を理解しその職務を行うことについて熱意と識見を有する者をもって充てる。
３　カウンセラーは、児童・生徒との交流、面接、心理教育等により、情報収集、行動観察、心理アセスメント及び児童・生徒の状態の改善を行うとともに登室・通室支援シートを作成する専門職員とする。
（研修等）
第１２条　指導員等は、その職務を遂行するために必要な知識、技能の習得及び向上のため、自己啓発に努めるとともに研修等を活用し職務能力の向上に努めなければならない。
２　不登校支援が長い専門家による指導員等へのスーパーヴァイズを定期的に実施する。
（施設・設備）
第１３条　教室は、相談・支援を適切に行うため保健衛生上、安全上及び管理上必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。
２　教室は、集団活動、個別指導、面接相談等のための施設及び職員室を備えるほか、スポーツ活動、体験活動等の実施について配慮するものとする。
３　教室は、教科用図書及び児童・生徒用図書その他情報教育用機器等を整備するなど、児童・生徒の教育的環境の整備に配慮するものとする。
（学校等との連携）
第１４条　指導員等は、児童・生徒の支援を行うにあたり、登室・通室支援シートを基に在籍校及び総合相談事業内の各事業との迅速かつ的確な支援体制を構築するものとする。
２　児童・生徒への支援は、入室相談時から入室後及び学校復帰後を通して、本人の状況に応じて継続して行うこととする。
３　指導員等は、児童・生徒の不登校の未然防止・早期対応・継続支援について、小・中学校に対する専門的な指導、助言及び啓発を行う。

（他機関等との連携）
第１５条　教室は、児童相談所、NPO 法人及び医療関係者等と連携・協力し、適切かつ効果的な支援及び支援を図るものとする。
２　教室は、教育センターの他の事業や教育関係機関等との連携により学習活動、課外活動などの充実を図るものとする。
（保護者への支援）
第１６条　教室は、不登校支援の経験が長い専門家によるスーパーヴァイザーを交えて保護者と懇談する機会等を定期的に設定し、保護者への専門的・継続的な支援を行う。
（守秘義務）
第１７条　指導員等は、教室運営及び支援に関して知ることができた個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。ただし、通室状況及び学習成果については在籍校長に通知することができる。
（その他）
第１８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

付　則
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
付　則
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
付　則
この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
付　則
この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
付　則
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
付　則
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
付　則
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
付　則
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

＜様式１＞

年　　月　　日

文京区教育センター所長　殿

保護者名　　印

ふ れ あ い 教 室 入 室 申 込 書

ふれあい学級への入級を希望します。

(ふりがな) 児童・生徒 氏名	(　　)	生年月日	年　月　日生
在籍校名	学校	学年・組	年　組
担任氏名			
住　所			
連 絡 先	電話番号	保 護 者 の 続 柄	
緊急連絡先	名称等 電話番号		

＜様式２＞

年　　月　　日

文京区教育センター所長　殿

保護者名　　印

ふれあい教室送迎代替申出書

「文京区教育支援センター運営要領」規定による保護者の送迎ができないため、下記のとおり送迎の代替について申し出します。

なお、ふれあい教室往復の安全管理については、保護者が全責任を持ちます。

記

児童氏名		生年月日	年　月　日生
在籍校名	学校	学　年	年
住　所			
連絡先		保護者の続柄	
代替理由			
代替方法（経路）			

＜様式３＞

年　　月　　日

文京区教育センター所長　殿

保護者名　　印

ふ れ あ い 教 室 退 室 届

ふれあい教室を退室しますので届け出ます。

(ふりがな) 児童・生徒 氏名	(　　)	生年月日	年　月　日生
在籍校名	学校	学年・組	年　組

＜様式４＞

年　　月　　日

校長　殿

文京区教育センター所長

ふれあい教室退室について（通知）

標記の件について、下記のとおり通知します。

記

１　児童・生徒氏名

２　通級期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

＜様式５＞

フェイスシート			作成者:		文京区教育センター
フリガナ 氏名		生年月日		関係機関	
所属(学校名等)		保護者氏名			
住所			紹介経路		
連絡先	(自宅)	(勤務先)		関わりのポイント	

ジェノグラム		
	本人の特徴	発達面
		行動面
		情緒面
	家庭の状況	父との関係
		母との関係
不登校の経過		兄弟姉妹関係
		その他
	学校の状況	友人関係
		担任との関係
		学業面
		その他

児童・生徒氏名		作成者:		文京区教育センター
個別支援計画		1学期	2学期	3学期
登校支援				
通級支援	生活面			
	学習面			
	対人面			

文京区スクールソーシャルワーカー運営要領

22 文教セ第 227 号　平成 22 年９月 30 日　教育推進部長決定
29 文教教セ第 2540 号　平成 30 年 3 月 30 日　教育推進部長決定
2024 文教教セ第 33 号　令和６年４月１日　教育推進部長決定

（目的）
第１条　この要領は、文京区教育センター総合相談事業運営要綱第８条に規定するスクールソーシャルワーカーの業務について、その細則を定めるものである。
（職制）
第２条　スクールソーシャルワーカーは、文京区教育センター所長が配置し、配置校の校長が指揮監督する。
２　教育相談コーディネーター(統括指導主事・常勤心理職)は、配置校と協力しながらスクールソーシャルワーカーの業務を統括する。
（職務）
第３条　スクールソーシャルワーカーは、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）に在籍する児童・生徒（以下「児童等」という。）について、児童等とこれを取り巻く環境との接点を調整することにより、児童等を取り巻く環境の改善を図るとともに、学校等、保護者及びその他関係者が自ら対処する能力を高めることができるよう支援する。
２　スクールソーシャルワーカーは、前項の目的を達成するため、次の業務を行う。
（１）　児童等、保護者及び教職員等に対する相談、支援、情報提供を行うこと
（２）　学校等における教育環境の整備及び支援体制の構築について、教育現場を支援すること
（３）　教職員等に対する研修を行うこと
（４）　関係機関とネットワークを構築し、あるいは連携し、又は調整を行うことにより、総合的、多面的な対応ができる体制を構築すること
（情報の収集）
第４条　スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等、その他の関係機関及び関係者から資料の提供を受け、若しくは報告又は意見を求めることができる。
２　スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等と連携して、保護者から情報を収集することができる。
（秘密の保持）
第５条　スクールソーシャルワーカーは、職務上知りえた秘密又は個人情報を他人又は他の機関に提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。ただし、次に掲げる場合を除く。
（１）　法令等に基づいて提供する場合
（２）　文京区要保護児童対策地域協議会において調整を図り、関係者あるいは関係機関が連携する場合
（３）　前２号の他、スクールソーシャルワーカーがその職務を遂行するため必要がある場合であって、情報共有及び守秘義務に関する協定の締結等、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策が確保されている場合。
（その他）
第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

付　則
この要領は、平成３０年４月１日から施行する。
付　則
この要領は、令和６年４月１日から施行する。

学校と家庭の連携推進事業実施要領

22 文教教セ第 430 号平成 22 年３月 31 日教育推進部長決定
23 文教教セ第 390 号平成 23 年３月 31 日教育推進部長決定
29 文教教セ第 2539 号平成 30 年３月 30 日教育推進部長決定
2020 文教教セ第 2084 号令和３年３月 30 日教育推進部長決定
2024 文教教セ第 25 号令和６年４月１日教育推進部長決定
2024 文教教セ第 1037 号令和６年 10 月 24 日教育推進部長決定
2025 文教教セ第 2075 号令和８年３月 12 日教育推進部長決定

（目的）
１　いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」（以下「支援員」という）を配置する。

（活動内容）
２　支援員は、学校に配置し、以下の活動を行うものとする。
⑴　登校時の家庭訪問による児童・生徒の出迎え及び保護者の相談に対する助言
⑵　登校後の児童・生徒への保健室・相談室での個別指導・相談
⑶　保健室・相談室登校から教室登校へのサポート
⑷　児童・生徒の不登校・人間関係に起因する問題行動・虐待等の改善や未然防止に向けた学校と保護者との連絡及び保護者の子育てに関する相談

（配置）
３　支援員の配置は、次のように行う。
⑴　教育相談コーディネーター(統括指導主事・常勤心理職)が、その他の者から　　適任者を選定し、面接を通じて決定する。
⑵　支援員の配置は、原則として１日４時間、週３回、26 週分とし、当該校との打ち合わせを経て開始する。
⑶　謝礼は、交通実費相当額を含めて、１時間当たり 1,390 円とする。
⑷　謝礼の支払いは、学校長から提出された勤務実績報告書（別紙様式）に基づき、一月分を翌月に振り込むものとする。

（庶務）
４　本事業の庶務は、文京区教育センターにおいて処理する。

付　則
この要領は、平成 23 年４月１日から適用する。
付　則
この要領は、平成 24 年４月１日から適用する。
付　則
この要領は、平成 30 年４月１日から適用する。
付　則
この要領は、令和３年４月１日から適用する。
付　則
この要領は、令和６年４月１日から適用する。
付　則
この要領は、決定の日から施行し、令和６年 10 月１日から適用する。
付　則
この要領は、令和８年４月１日から適用する。

文京区児童発達支援センターが提供する支援に関する要綱

26 文福セ第１６２７号平成２７年３月１０日区長決定
30 文教教セ第４７１号平成３０年４月１日教育推進部長決定
2021 文福障第３１８６号令和４年３月３１日区長決定

（趣旨）

第１条　この要綱は、文京区教育センター条例（平成２６年１２月文京区条例第　３１号）に規定する文京区教育センター内で行う児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）に基づく児童発達支援センター事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２条　本要綱に基づき文京区教育センター内において実施する事業は、次のとおりとする。

⑴　法第６条の２の２ 第２項に規定する児童発達支援に関する事業

⑵ 法第６条の２の２第４項に規定する放課後等デイサービスに関する事業

⑶ 法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援事業

⑷ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１８項に規定する特定相談支援事業

⑸ 障害児の相談及び福祉の増進に関すること。

⑹ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた支援

（委任）

第３条　この要綱の実施について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

文京区児童発達支援センターにおける児童発達支援事業運営要綱

２６文福セ第１６３５号平成２７年３月３１日区長決定
２８文教教セ第２５３４号平成２９年３月１５日改正
２９文教教セ第２５８０号平成３０年３月１５日改正
２０１９文福障第１４４８号令和元年９月３０日区長決定
２０１９文教教セ第２７６９号令和２年３月３０日部長決定
２０２０文教教セ第１８６２号令和３年３月３１日部長決定
２０２１文福障第３１８７号令和４年３月３１日区長決定
２０２３文福障第２８５８号令和６年２月２９日区長決定
２０２５文教教セ第１４７７号令和８年１月５日部長決定

（目的）

第１条　この要綱は、文京区が指定を受けて文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）において実施する児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援に関する事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児等に対する適正な支援を行うことを目的とする。

（基本理念）

第２条　センターは、別に定める基本理念にのっとり、事業を運営するものとする。

（運営の方針）

第３条　センターは、事業の運営に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

⑴　事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）が日常生活における基本的な動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこと。

⑵　利用児の個々の発達に即した適切な指導及び助言を行うことにより、利用児の心身の発達並びに利用児の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るような支援を行うこと。

⑶　懇切かつ丁寧に事業を行うこととし、利用児又はその支援を行う者に対し、支援の方法等について理解しやすいように説明を行うこと。

⑷　指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもって支援を行うこと。

⑸　常に利用児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該利用児の心身の特性に応じた支援を行うことができる体制を整えること。

⑹　関係機関（医療機関、保健所、幼稚園、保育園、教育センター、子ども家庭支援センター、居宅介護事業者等をいう。以下同じ。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。

⑺　利用児及びその保護者の意見を尊重し、充分な話合いを行い、支援を行うこと。

（事業所の名称等）

第４条　事業を運営する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　文京区児童発達支援センター

⑵　所在地　東京都文京区湯島四丁目７番１０号

（職員の職種及び職務内容）

第５条　事業の運営に当たってセンターに置く職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	職務内容	備考
管理者	センターの職員及び業務の一元的な管理	常勤の職員とし、他の教育センター内事業等の管理者と兼務する。
児童発達支援管理責任者	個別支援計画（以下「計画」という。）の作成及び評価、利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービス内容の管理等	常勤の職員とする。

医師	利用児の障害状況の把握、指導方針への助言及び保護者からの医療相談	嘱託医とする。
看護職員	利用児の医療面でのチェック及び疾病の早期発見、異常の際の家族又は主治医への報告並びに予防面での対応	
保育士	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
児童指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
機能訓練指導職員	専門的な知識及び技術による、利用児の障害に即した機能訓練及び発達促進	
心理職員	利用児及びその家族からの相談、利用児の発達の評価、指導方針又は計画への助言並びに関係機関との連携及び調整	

（運営日、運営時間及びサービス提供時間）

第６条　運営日、運営時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

⑴ 運営日　平日並びに毎月の第２土曜日及び第４土曜日（文京区の休日を定める条例（平成元年３月文京区条例第３号）第１条第１項第２号及び第３号に規定する日を除く。）

⑵ 運営時間　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア　平日（文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年９月文京区教育委員会規則第８号）第３条第１項第１号から第３号までに規定する休業日（以下「学校長期休業期間」という。）を除く。）

午前９時から午後６時まで

イ　平日（学校長期休業期間に限る。）並びに第２土曜日及び第４土曜日

午前９時から午後５時まで

⑶ サービス提供時間　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア　平日　午前９時３０分から午後２時まで

イ　第２土曜日及び第４土曜日　午前９時 30 分から午前 11 時 30 分まで

（事業の内容）

第７条　事業の内容は、次のとおりとする。

⑴ 計画の作成

⑵ 生活指導（日常生活に必要な基本的な動作の習得のための指導）

⑶ 集団生活適応指導（集団生活に適応するための指導）

⑷ 機能訓練（運動能力、日常生活動作、言語、コミュニケーション等能力向上のための指導及び訓練）

（事業の対象者）

第８条　事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴ 区の区域内（以下「区内」という。）に居住している者

⑵　法第２１条の５の５第１項の規定により、文京区長から障害児通所給付費等（以下「給付費」という。）を支給する旨の決定を受けた者の当該決定に係る障害児
⑶　小学校の始期に達するまでの者
２　前項に規定する者のほか、区長が必要があると認めた者は、事業を利用することができる。
３　前２項に規定する者であって、センター以外の療育機関を利用するものがセンターを利用できる日は、当該療育機関を利用できる日以外の日に限る。
（利用定員及び利用区分）
第９条　事業の一日の利用定員は３０人以内とし、利用区分は次のとおりとする。
⑴　乳児単独通園（週３日以内）
⑵　単独通園（週５日以内）
⑶　単独通園（月２日以内）
（利用の制限）
第１０条　区長は次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を拒否し、又は制限することができる。
⑴　利用児の人数が定員に達したとき。
⑵　施設の管理上支障があると認めたとき。
⑶　利用児が感染症にかかっているとき。
⑷　区長が事業の利用が困難であると認めたとき。
（送迎）
第１１条　センターは、事業の運営に当たり、センターと第９条第１号及び第２号に規定する利用区分により事業を利用する者の自宅近辺との間の送迎を行うものとする。ただし、バスの運行の委託を妨げない。
２　センターは、前項に規定する送迎を行うときは、職員を添乗させるものとし、当該職員は、利用児の乗車及び降車時に、点呼その他の利用児の所在を確実に把握することができる方法により、利用児の所在を確認するものとする。
３　第１項に規定する送迎で使用する車両には、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和４年１２月２０日付国土交通省事務連絡）に適合する安全装置を設置し、これを用いて利用児の降車時における所在の確認を行うものとする。
（利用者負担）
第１２条　事業を提供した際は、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）から当該事業に係る利用者負担額（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号）第２条第５号に規定する通所利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。ただし、文京区が定める月額負担上限額の範囲内とする。
２　前項のほか、社会体験学習その他の行事に係る費用の実費相当額について、保護者から支払を受けるものとする。
３　前２項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。ただし、口座振替の方法により当該費用の支払を受けた場合は、領収証の交付を省略できるものとする。
４　第２項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
（通常の事業の実施地域）
第１３条　通常の事業の実施地域は、原則として区内とする。
（利用に当たっての留意事項）
第１４条　保護者は、この要綱の規定及び次条第１項の利用契約書における記載事項等を遵守し、事業の運営等に協力しなければならない。
（入所）
第１５条　事業の利用を希望する児童の保護者は、指定障害児通所支援事業者である区と利用契約書を交わし、入所する。
２　区は、前項に規定する利用契約に当たり、保護者に対し、事業の利用に当たっての留意事項につ

いて事前に説明するものとする。

（退所）

第１６条　区は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用児の退所の可否について決定するものとする。

⑴　保護者から退所の申出があったとき。

⑵　利用児の欠席が長期化するとき。

⑶　利用児が病院等に入院して３か月以上経過したとき又は３か月以上の入院が見込まれるとき。

⑷　利用児が死亡したとき又は通所が困難な状況であると判断されるとき。

⑸　利用児に係る給付費の支給決定が取り消されたとき。

⑹　利用児に係る給付費の支給期間満了に伴い給付費の支給申請があった場合において、給付費を支給しない旨の決定をしたとき。

（緊急時等における対応方法）

第１７条　職員は、事業の実施中に利用児の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び保護者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（業務継続計画の策定）

第１８条　管理者は、感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じるとともに、定期的に当該業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。

２　センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（非常災害対策）

第１９条　管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（安全計画の策定）

第２０条　管理者は、利用児の安全の確保を図るため、センターの設備の安全点検、職員、利用児等に対するセンター外での活動、取組等を含めた生活その他の安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他センターにおける安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、必要な措置を講じるとともに、定期的に当該安全計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。

２　管理者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。

３　管理者は、利用児の安全の確保に関して保護者との連携を図るため、安全計画の取組内容等を保護者に周知する。

（衛生管理）

第２１条　管理者は、利用児が使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を行う。

２　管理者は、センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

⑴　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底すること。

⑵　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

⑶　職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施すること。

（虐待の防止のための措置）

第２２条　管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立った支援に努め、虐待の防止に必要な次に掲げる措置を講ずるとともに、虐待を受けているおそれがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。

⑴　虐待防止に関する責任者を設置すること。

⑵　苦情解決体制を整備すること。

⑶　職員に対し、虐待の防止に関する啓発を行うための研修を定期的に実施すること。

⑷　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。

（身体拘束等の禁止）

第２３条　センターは、利用児の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況、やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

⑴　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

⑵　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（研修の実施）

第２４条　センターは、職員の資質向上を図るための研修を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり実施するものとする。

⑴　採用時研修　採用後１月以内に１回、ほかに年２回程度

⑵　継続研修　年１回程度

（守秘義務）

第２５条　職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。

（その他）

第２６条　この要綱に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年２月１日から施行する。

文京区児童発達支援センターにおける放課後等デイサービス事業運営要綱

２６文福セ第１６３５号平成２７年３月３１日区長決定
２８文教教セ第２５３５号平成２９年３月１５日改正
２９文教教セ第２５８２号平成３０年３月１５日改正
３０文教教セ第２５９９号平成３１年３月１４日改正
２０１９文教教セ第２７７０号令和２年３月３０日部長決定
２０２０文教教セ第１８６３号令和３年３月３１日部長決定
２０２１文福障第３１８８号令和４年３月３１日区長決定
２０２３文福障第２８５８号令和６年２月２９日区長決定
２０２５文教教セ第１４７８号令和８年１月５日部長決定

（目的）

第１条　この要綱は、文京区が指定を受けて文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）において実施する児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第４項に規定する放課後等デイサービスに関する事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児等に対する適正な支援を行うことを目的とする。

（基本理念）

第２条　センターは、別に定める基本理念にのっとり、事業を運営するものとする。

（運営の方針）

第３条　センターは、事業の運営に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

⑴　事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）が日常生活における基本的な動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこと。

⑵　懇切かつ丁寧に事業を行うこととし、利用児又はその支援を行う者に対し、支援の方法等について理解しやすいように説明を行うこと。

⑶　指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもって支援を行うこと。

⑷　常に利用児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該利用児の心身の特性に応じた支援を行うことができる体制を整えること。

⑸　関係機関（医療機関、子ども家庭支援センター、小学校、育成室、居宅介護事業者等をいう。以下同じ。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。

⑹　利用児及びその保護者の意見を尊重し、充分な話合いを行い、支援を行うこと。

（事業所の名称等）

第４条　事業を運営する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　文京区児童発達支援センター

⑵　所在地　東京都文京区湯島四丁目７番１０号

（職員の職種及び職務内容）

第５条　事業の運営に当たってセンターに置く職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	職務内容	備考
管理者	センターの職員及び業務の一元的な管理	常勤の職員とし、他の教育センター内事業等の管理者と兼務する。
児童発達支援管理責任者	個別支援計画（以下「計画」という。）の作成及び評価、利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービス内容の	常勤の職員とする。

	管理等	
医師	利用児の障害状況の把握、指導方針への助言及び保護者からの医療相談	嘱託医とする。
看護師	利用児の医療面でのチェック及び疾病の早期発見、異常の際の家族又は主治医への報告並びに予防面での対応	
保育士	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
児童指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
機能訓練指導職員	専門的な知識及び技術による、利用児の障害に即した機能訓練及び発達促進	
心理職員	利用児及びその家族からの相談、利用児の発達の評価、指導方針又は計画への助言並びに関係機関との連携及び調整	

（運営日、運営時間及びサービス提供時間）

第６条　運営日、運営時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

⑴　運営日　平日並びに毎月の第２土曜日及び第４土曜日（文京区の休日を定める条例（平成元年３月文京区条例第３号）第１条第１項第２号及び第３号に規定する日を除く。）

⑵　運営時間　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア　平日（文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年９月文京区教育委員会規則第８号）第３条第１項第１号から第３号までに規定する休業日（以下「学校長期休業期間」という。）を除く。）

午前９時から午後６時まで

イ　平日（学校長期休業期間に限る。）並びに第２土曜日及び第４土曜日

午前９時から午後５時まで

⑶　サービス提供時間　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア　平日（学校長期休業期間を除く。）　午後２時から午後６時まで

イ　平日（学校長期休業期間に限る。）並びに第２土曜日及び第４土曜日　午後１時から午後５時まで

（事業の内容）

第７条　事業の内容は、次のとおりとする。

⑴　計画の作成

⑵　生活指導（日常生活に必要な基本的な動作の習得のための指導）

⑶　集団生活適応指導（集団生活に適応するための指導）

⑷　機能訓練（運動能力、日常生活動作、言語、コミュニケーション等能力向上のための指導及び訓練）

（送迎）

第８条　センターは、事業終了後に、センターから希望する利用児の自宅近辺までバスで送るものとする。ただし、バスの運行の委託を妨げない。

２　センターは、前項の規定により利用児を送るときは、バスに職員を添乗させるものとし、当該職員は、利用児の乗車及び降車時に、点呼その他の利用児の所在を確実に把握することができる方法により、利用児の所在を確認するものとする。

３　第１項に規定する送迎で使用する車両には、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和４年１２月２０日付国土交通省事務連絡）に適合する安全装置を設置し、これを用いて利用児の降車時における所在の確認を行うものとする。

（事業の対象者）

第９条　事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　区の区域内（以下「区内」という。）に居住している者

⑵　法第２１条の５の５第１項の規定により、文京区長から障害児通所給付費等（以下「給付費」という。）を支給する旨の決定を受けた者の当該決定に係る障害児

⑶　小学校に就学している者

２　前項に規定する者のほか、区長が必要があると認めた者は、事業を利用することができる。

（利用の制限）

第１０条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を拒否し、又は制限することができる。

⑴　利用児の人数が定員に達したとき。

⑵　施設の管理上支障があると認めたとき。

⑶　利用児が感染症にかかっているとき。

⑷　区長が施設の利用が困難であると認めたとき。

（利用定員）

第１１条　事業の一日の利用定員は、１５人以内とする。

２　事業の利用回数は、原則として、利用児一人につき月２回以内とする。

（利用者負担）

第１２条　事業を提供した際は、通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）から当該事業に係る利用者負担額（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号）第２条第５号に規定する通所利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。ただし、文京区が定める月額負担上限額の範囲内とする。

２　前項のほか、次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額の支払を保護者から受けるものとする。

⑴　おやつ代　一食当たり１００円（消費税込み）

⑵　社会体験学習その他の行事に係る費用　実費相当額

３　前２項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。ただし、口座振替の方法により当該費用の支払を受けた場合は、領収証の交付を省略できるものとする。

４　第２項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１３条　通常の事業の実施地域は、原則として、区内とする。

（利用に当たっての留意事項）

第１４条　保護者は、この要綱の規定及び次条第１項の利用契約書における記載事項を遵守し、事業の運営等に協力しなければならない。

（入所）

第１５条　事業の利用を希望する児童の保護者は、指定障害児通所支援事業者である区と利用契約書

を交わし、入所する。
２　区は、前項に規定する利用契約に当たり、保護者に対し、事業の利用に当たっての留意事項について事前に説明するものとする。
（退所）
第１６条　区は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用児の退所の可否について決定するものとする。
⑴　保護者から退所の申出があったとき。
⑵　利用児の欠席が長期化するとき。
⑶　利用児が病院等に入院して３か月以上経過したとき又は３か月以上の入院が見込まれるとき。
⑷　利用児が死亡したとき又は通所が困難な状況であると判断されるとき。
⑸　利用児に係る給付費の支給決定が取り消されたとき。
⑹　利用児に係る給付費の支給期間満了に伴い給付費の支給申請があった場合において、給付費を支給しない旨の決定をしたとき。
（緊急時等における対応方法）
第１７条　職員は、事業の実施中に利用児の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び保護者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
（業務継続計画の策定）
第１８条　管理者は、感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じるとともに、定期的に当該業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。
２　センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
（非常災害対策）
第１９条　管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
（安全計画の策定）
第２０条　管理者は、利用児の安全の確保を図るため、センターの設備の安全点検、職員、利用児等に対するセンター外での活動、取組等を含めた生活その他の安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他センターにおける安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、必要な措置を講じるとともに、定期的に当該安全計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。
２　管理者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。
３　管理者は、利用児の安全の確保に関して保護者との連携を図るため、安全計画の取組内容等を保護者に周知する。
（衛生管理）
第２１条　管理者は、利用児が使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を行う。
２　管理者は、センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
⑴　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底すること。
⑵　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
⑶　職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施すること。
（虐待の防止のための措置）
第２２条　管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立った支援に努め、虐待の防止に必要な次に掲げる措置を講ずるとともに、虐待を受けているおそれがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。
⑴　虐待の防止に関する責任者を設置すること。

⑵　苦情解決体制を整備すること。
⑶　職員に対し、虐待の防止に関する啓発を行うための研修を定期的に実施すること。
⑷　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。
（身体拘束等の禁止）
第２３条　センターは、利用児の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
２　センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況、やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
３　センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
⑴　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
⑵　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
⑶　職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
（研修の実施）
第２４条　センターは、職員の資質向上を図るための研修を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり設けるものとする。
⑴　採用時研修　採用後１月以内に１回
⑵　継続研修　年１回程度
（守秘義務）
第２５条　職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。
（その他）
第２６条　この要綱に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、令和８年２月１日から施行する。

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱

２０１９文福障第３１５５号令和元年３月３１日区長決定
２０２２文福障第９４５号令和４年７月２１日区長決定
２０２２文福障第３０５３号令和５年３月３１日部長決定

（目的）

第１条　この要綱は、文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）における医療的ケアの実施に当たり、実施に必要な基準等を定めることにより、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　児童発達支援事業　文京区児童発達支援センターにおける児童発達支援事業運営要綱（２６文福セ第１６３５号）の規定により実施する児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援に関する事業をいう。

⑵　放課後等デイサービス事業　文京区児童発達支援センターにおける放課後等デイサービス事業運営要綱（２６文福セ第１６３５号）の規定により実施する児童福祉法第６条の２の２第４項に規定する放課後等デイサービスに関する事業をいう。

⑶　医療的ケア　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第８１号）第２条第１項に規定する医療的ケアのうち、医療的配慮を要する特定の児童に対して、主治医からの指示書に基づき、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業において看護職員が実施する医療行為をいう。

⑷　医療的ケア児　医療的ケアを受ける児童をいう。

⑸　看護職員　センターに勤務する看護師をいう。

⑹　主治医　医療的ケア児のかかりつけ医のうち、医療的ケアについての指示を行う医師をいう。

⑺　指導医師　医療的ケアの実施に当たり、医学的見地からの指導、助言、診察等を行う医師をいう。

（対象児童）

第３条　この要綱に基づく医療的ケアの実施の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、区と利用契約を締結し、現に児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業を利用する児童とする。

（医療的ケアの内容）

第４条　医療的ケアの内容は、別に定めるところにより設置する判定会（以下「判定会」という。）が認めた範囲内で行う。

（医療的ケアの実施の申請）

第５条　対象児童の保護者で医療的ケアの実施を必要とする者（以下「申請者」という。）は、医療的ケア実施申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

⑴　医療的ケアに係る主治医指示書（別記様式第２号。以下「主治医指示書」という。）

⑵　その他区長が必要があると認めた書類

（医療的ケアの実施の決定）

第６条　区長は、前条の規定により医療的ケアの実施の申請があったときは、判定会の判定結果を踏まえ、当該実施の可否について決定する。

２　区長は、前項の規定により決定した内容について、医療的ケアの実施に関する決定通知書（別記様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（変更又は終了の申請）

第７条　前条の規定により医療的ケアを実施する旨の決定（以下「実施決定」という。）を受けた保護者は、次に掲げるときは、医療的ケア実施変更申請書（別記様式第４号）に第５条各号に規定する書類を添えて区長に提出しなければならない。

⑴　児童の医療的ケアの実施内容に変更が生じたとき。

⑵　児童の身体状況に変化があったとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

２　医療的ケア児の保護者は、医療的ケアの実施の終了を希望するときは、速やかに医療的ケア終了申請書（別記様式第５号）に第５条各号に規定する書類を添えて区長に提出しなければならない。

（変更又は終了の決定）

第８条　区長は、前条の規定により医療的ケアの実施内容について変更又は終了の申請があったときは、判定会の判定結果を踏まえ、当該変更又は終了の可否について決定する。

２　区長は、前項の規定により決定した内容について、医療的ケアの実施に関する変更・終了決定通知書（別記様式第６号）により、医療的ケア児の保護者に通知するものとする。

（医療的ケアの実施の取消し）

第９条　区長は、医療的ケア児の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、実施決定を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により実施決定又は前条に規定する医療的ケアの実施内容の変更を行う旨の決定（以下「変更決定」という。）を受けたとき。

⑵　実施決定又は変更決定の内容に違反したとき。

⑶　次条第３項に規定する医療的ケア実施確認書の内容に違反したとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

２　区長は、前項の規定による決定の取消しを行ったときは、医療的ケア実施決定取消通知書（別記様式第７号）により、医療的ケア児の保護者に通知するものとする。

（医療的ケアの実施）

第１０条　区長は、実施決定又は変更決定を行った場合は、医療的ケア個別実施マニュアルを策定するものとする。

２　指導医師は、主治医指示書により、第１３条第１項に規定する医療的ケア実施者に対し、その実施について指導及び助言を行うものとする。

３　医療的ケア児の保護者は、当該児童が医療的ケアを受けるに当たり、医療的ケアに関する事項について、区と医療的ケア実施確認書（別記様式第８号）を取り交わさなければならない。変更決定を行ったとき又は当該実施確認書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

（実施に係る報告）

第１１条　区長は、医療的ケアを実施したときは、医療的ケア実施記録（別記様式第９号）に記録し、保護者に対して日々報告するとともに、必要に応じ、指導医師及び主治医に対して報告するものとする。

２　区長は、前項に規定する医療的ケア実施記録を基に、主治医に対してその実施状況を医療的ケア実施状況報告書（別記様式第１０号）により毎年報告するものとする。

（医療的ケアの実施期間）

第１２条　医療的ケアの実施期間は、判定会において実施が可能であるとされた日から当該日の属する年度の末日までとする。

２　前項に規定する年度の次年度においても引き続き医療的ケアの実施を必要とする者は、第５条に規定するところにより改めて申請するものとする。

（医療的ケアの実施者）

第１３条　医療的ケアは、主治医の指示及び指導医師からの必要な指導及び助言を受けた看護職員（以下「医療的ケア実施者」という。）が実施する。

２　センター職員は、経管栄養における注入、薬液の吸入等の際の姿勢の介助、吸引の判断情報の提供等、医療的ケア実施者による直接的な医療的ケアが適切に実施されるよう援助するものとする。

（指導医師の役割）

第１４条　指導医師は、次に掲げる事項を担当する。

⑴　医療的ケアの診察に関すること。

⑵　主治医との連携に関すること。

⑶　第１０条第１項に規定する医療的ケア個別実施マニュアルの策定に際し、助言を行うこと。

⑷　医療的ケアの実施に際して、医療的ケア実施者及びセンター職員に対し、指導及び助言を行うこと。

⑸　判定会において専門的立場から助言を行うこと。

⑹　前各号に掲げるもののほか、医療的ケアの実施に関し区長が必要があると認めたこと。

（保護者の役割）

第１５条　医療的ケア児の保護者は、医療的ケアの実施に当たり、次に掲げる事項を行うものとする。

⑴　医療的ケアの実施に当たり、必要な医療器材等を用意すること。

⑵　医療的ケアの実施に必要な医療機関の受診、センターでの医療相談等を行い、情報提供に協力すること。

⑶　児童の健康状態及び必要な情報を日々提供し、児童の医療的ケアの実施内容に変更が生じたとき又は身体状況に変化があったときは、第７条第１項の規定により、速やかに申請を行うこと。

⑷　緊急事態等に的確に対応するため、保護者の所在を常に明確にしておくとともに、常時連絡を取ることができる体制を整えておくこと。

⑸　センター内に医療的ケア実施者が不在になるときは、センターに待機して必要な医療的ケアを実施すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

（実施における留意点）

第１６条　医療的ケアの実施に当たって区が留意する事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴　保護者が医療的ケア児に対して実施している医療的ケアの状況の把握に努めるとともに、児童の安全への配慮及び危機管理体制を確立して、事故防止に努めること。

⑵　医療的ケアにおける感染を予防するため、職員に対して手洗いを励行させること。

⑶　児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業における療育に反映させるため、主治医と緊密な連携を図り、個別連絡、文書照会等の方法により、医療的ケア児の医療情報を収集すること。

⑷　医療的ケアを安全かつ適切に実施するため、その内容やグループ構成、職員体制等に配慮すること。

⑸　園外活動、プール遊び等、普段と異なる環境で療育を行う場合は、医療的ケア児の医療的状況を十分に考慮した療育内容を検討し、当該児童の身体状況の変化に適切に対応できるよう配慮すること。この場合において、必要に応じて主治医指示書を求めるとともに、第１０条第２項に規定する指導医師の指導及び助言に基づき実施するものとする。

（研修等）

第１７条　区長は、医療的ケアを安全に実施できる環境を整備し、療育の充実及び質の向上を図るため、職員に必要な研修等を受講させるものとする。

２　区長は、看護職員に対し、必要に応じて医療機関等で臨床研修や実技指導を受講させるものとする。

（委任）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、医療的ケアの実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

写しを保管してください。

別記様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

文京区長　殿

（保護者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住　　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（連　絡　先）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療的ケア実施申請書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第５条の規定により、児童発達支援・放課後等デイサービスに関する事業において、下記のとおり医療的ケアを実施いただきますよう、申請します。

記

児童名		生年月日	年　　月　　日
医師からの診断名			
実施する医療的ケア			
その他	送迎バスの単独利用を　　希望します。　・　希望しません。		
（医療機関名） （医師名） （所在地） （連絡先）			

※ 医療的ケアに係る主治医指示書（別記様式第２号）を添付してください。

写しを保管してください。

別記様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

文京区長　殿

（医療機関名）
（医師名）
（所在地）
（連絡先）

医療的ケアに係る主治医指示書

児 童 名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月　日生

※　該当の指示内容にチェック・数値等を記入してください。

医療的ケア の 内 容		指示内容及び配慮事項
呼吸管理等	□気管 切開	ｶﾆｭｰﾚ製品名（　　）　内径（　　）mm 入口から先端までの長さ（　　）cm　交換頻度　１回／（　　） カフ　□無　□有　　肉芽　□無　□有 注意点など（　　）
	□酸素 吸入	方法　□経鼻　□気管内　□マスク　　酸素流量（　　ﾘｯﾄﾙ／分） 時間　　□常時　　□（　　）時～（　　）時　　□入眠時 ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰの装着　　□有　　□無 □常時　　□（　　）時～（　　）時　　□入眠時 SP02（　　）％以下の場合（　　） 注意点など（　　）
	□吸引	□　鼻、口からの吸引 吸引ｶﾃｰﾃﾙのｻｲｽﾞ（　　）Fr.　吸引圧（　　）kPa 鼻からの挿入の長さ（　　）cm　口からの挿入の長さ（　　）cm 注意点など（　　） □　気管カニューレからの吸引 吸引ｶﾃｰﾃﾙのｻｲｽﾞ（　　）Fr.　吸引圧（　　）kPa カニューレ入口からの挿入の長さ（　　）cm 注意点など（　　）
	□吸入	吸入時間　（　：　）（　：　） 吸入薬内容/量（　　/　　）（　　/　　） （　　/　　）（　　/　　） 注意点など（　　）
□与　　薬 （※　吸入薬は 吸入欄へ）		薬剤名/量　　時間　　用法 （　　/　　）（　：　）（　　） （　　/　　）（　：　）（　　） （　　/　　）（　：　）（　　） （　　/　　）（　：　）（　　） （　　/　　）（　：　）（　　）

（裏面へ続く。）

□経管栄養	種類　□経鼻　　□胃ろう　□腸ろう ｶﾃｰﾃﾙ（ﾁｭｰﾌﾞ）ｻｲｽﾞ（　　）Fr　　挿入長さ（　　）cm ｶﾃｰﾃﾙ（ﾁｭｰﾌﾞ）製品名（　　） □　栄養剤注入　実施時間（　　：　　）注入時間（　　分～　　分） 内容（　　）　1回量（　　）ml □胃残量が（　　）未満の時は、そのまま予定量を注入する。 □胃残量が（　　）ml 以上（　　）ml 未満の時（　　） □胃残量が（　　）ml 以上の時（　　） □胃残の色に異常がある（褐色・黄色・緑色）場合は （　　） □その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 （　　） □　水分注入　実施時間（　　：　　）（　　：　　） 内容/量（　　/　　ml）　注入時間（　　分～　　分） □胃残量が（　　）未満の時は、そのまま予定量を注入する。 □胃残量が（　　）ml 以上（　　）ml 未満の時（　　） □胃残量が（　　）ml 以上の時（　　） □胃残の色に異常がある（褐色・黄色・緑色）場合は （　　） □その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 （　　） □　薬剤注入　実施時間（　　：　　） 注意点など（　　）
□導　　尿	実施時間（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）（　：　） ｶﾃｰﾃﾙ製品名（　　）　サイズ（　　）Fr 尿道に挿入する長さ（　　）cm　　用手圧迫（　可　・　不可　） 注意点など（　　）
□人工肛門	注意点など（　　）
その他の 医療的ケア	
緊急時の対応	［発作、誤嚥、発熱時、ﾁｭｰﾌﾞ類の抜去時等に係る対応］
児童発達支援センターでの生活上の注意及び配慮事項並びに活動の制限等	［感染症発生時など］

別記様式第３号（第６条関係）

文　　第　　号
年　　月　　日

（保護者名）

様

文京区長　　印

医療的ケアの実施に関する決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった医療的ケアの実施について、文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

児童名		生年月日	年　　月　　日
医療的ケア実施の可否	１ 実施します 保護者の体制は　分離　・　館内待機　となります。 ２ 実施できません 保護者の同行と保護者による医療的ケアの実施にての療育参加となります。 （実施できない理由）		
実施する医療的ケア			
そ の 他			
実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
そ の 他	・　医療的ケアに係る留意事項については、別途、医療的ケア実施確認書（別記様式第８号）にてご連絡します。 ・　本通知結果につきまして、主治医への情報共有をお願いします。		

写しを保管してください。

別記様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

文京区長　殿

（保護者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住　　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（連　絡　先）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療的ケア実施変更申請書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第７条第１項の規定により、児童発達支援・放課後等デイサービスに関する事業において、下記のとおり医療的ケアの実施内容を変更いただきますよう、申請します。

記

<table>
<tr><td>児童名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施する医療的ケア</td><td>変更前</td><td colspan="2">変更後</td></tr>
<tr><td>（現在実施する全ての医療的ケアを記載すること。）</td><td colspan="2">（変更後に実施する全ての医療的ケアを記載すること。）</td></tr>
<tr><td>変更となる理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">送迎バスの単独利用を　　希望します。　・　希望しません。</td></tr>
<tr><td colspan="4">（医療機関名）
（医師名）
（所在地）
（連絡先）</td></tr>
</table>

※ 医療的ケアに係る主治医指示書（別記様式第２号）を添付してください。

写しを保管してください。

別記様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

文京区長　殿

（保護者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住　　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（連　絡　先）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療的ケア終了申請書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第７条第２項の規定により、児童発達支援・放課後等デイサービスに関する事業において、下記のとおり医療的ケアを終了いただきますよう、申請します。

記

児童名		生年月日	年　　月　　日
終了する医療的ケア			
終了する理由			
（医療機関名） （医師名） （所在地） （連絡先）			

※ 医療的ケアに係る主治医指示書（別記様式第２号）を添付してください。

別記様式第６号（第８条関係）

文　　第　　号
年　　月　　日

（保護者名）
様

文京区長　　印

医療的ケアの実施に関する　変 更 ・ 終 了　決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった医療的ケアの実施変更・終了について、文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

<table>
<tr><td>児童名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>医療的ケア変更・終了の可否</td><td colspan="4">1 変更します
保護者の体制は　分離 ・ 館内待機　となります。
2 変更（終了）できません
保護者の同行と保護者による医療的ケアの実施にての療育参加となります。
3 終了します
（変更（終了）できない理由）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施・終了する医療的ケア</td><td colspan="2">変更（終了）前</td><td colspan="2">変更（終了）後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="4">・　医療的ケアに係る留意事項については、別途、医療的ケア実施確認書（別記様式第８号）にてご連絡します。
・　本通知結果につきまして、主治医への情報共有をお願いします。</td></tr>
</table>

別記様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

（保護者名）

様

文京区長　　印

医療的ケア実施決定取消通知書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第９条第１項の規定により、児童発達支援・放課後等デイサービスに関する事業における医療的ケアの実施の決定を下記のとおり取り消しましたので、その旨通知します。

記

児童名		生年月日	年　　月　　日
取消しの理由			
備　　考			

別記様式第８号（第１０条関係）

医療的ケア実施確認書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「保護者」という。）と文京区（以下「区」という。）は、以下の児童に対する医療的ケアの実施に当たり、以下の事項について確認します。本確認書は、２通作成し、保護者及び区が各１通を所持します。

<table>
<tr><td colspan="2">対象の児童名</td><td></td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">診断名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">実施する医療的ケア</td><td colspan="3">（詳細は、「医療的ケア個別実施マニュアル」（別紙）のとおり）</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療的ケアの実施期間</td><td colspan="3">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療的ケアの実施時間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">主治医</td><td>医療機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>主治医名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">緊急時の対応等</td><td>具体的対応</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>搬送医療機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>担当医師</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">留意事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

その他の確認事項	共通事項	
	個別事項	

年　　月　　日

文　京　区　　（代表者）　文京区長　　印

（住　所）　文京区春日一丁目１６番２１号

保　護　者　　（住　所）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　名）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

児　　童　　（氏　名）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第9号（第11条関係）

医療的ケア実施記録

児童名		利用日	年　月　日

普段の様子	体温	℃ ～ ℃	脈拍	～ 回/分	SPO2	～ %	
	喘鳴		吸引	鼻腔・口腔 回/日	酸素流量	～ 分	
	活気		睡眠	約 時間	酸素濃度	～ %	

	登所前の様子	支援中の様子	降所時の様子
体温	時　分ごろ　℃	時　分ごろ　℃	時　分ごろ　℃
脈拍	回/分	回/分	回/分
顔色 口唇色	普通　・　不良	普通　・　不良	普通　・　不良
喘鳴	無い　・　弱い　・　強い	無い　・　弱い　・　強い	無い　・　弱い　・　強い
緊張	弱い　・　普通　・　強い	弱い　・　普通　・　強い	弱い　・　普通　・　強い
食欲	無し　・　有り	無し　・　有り	無し　・　有り
睡眠	時　分　～　時　分	時　分　～　時　分	時　分　～　時　分
排尿	最終排尿（　：　） 排尿量（　多　中　少　）	最終排尿（　：　） 排尿量（　多　中　少　）	最終排尿（　：　） 排尿量（　多　中　少　）
排便	最終排便　月　日　時頃	最終排便　月　日　時頃	最終排便　月　日　時頃
痰性状	□無 □有　色：白・黄　性状：軟・普通・固い	□無 □有　色：白・黄　性状：軟・普通・固い	□無 □有　色：白・黄　性状：軟・普通・固い
発作	□無 □有　発作時間（　：　）様子（　）	□無 □有　発作時間（　：　）様子（　）	□無 □有　発作時間（　：　）様子（　）
SpO2	%	%	%
呼吸サポート	□無 □有　経鼻エアウェイ・酸素　・　人工呼吸器	□無 □有　経鼻エアウェイ・酸素　・　人工呼吸器	□無 □有　経鼻エアウェイ・酸素　・　人工呼吸器
酸素使用	□無 □有　L/分（　：　～　：　）	□無 □有　L/分（　：　～　：　）	□無 □有　L/分（　：　～　：　）
酸素管理	□残量　MP □接続部確認	□残量　MP □接続部確認	□残量　MP □接続部確認
与薬	□無 □有　薬名：　量：	□無 □有　薬名：　量：	□無 □有　薬名：　量：
その他			
記入者			

本日の緊急連絡先	①名前（　）続柄（　） 電話番号（　）	②名前（　）続柄（　） 電話番号（　）
緊急搬送先	医療機関（　）担当医師（　）電話番号（　）	

医療的ケア実施記録を確認しました。　　保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【区事務処理欄】

所長	係長	係員

備考欄

別記様式第１０号（第１１条関係）

年　　月　　日

（病院名）

様

文京区長　　印

医療的ケア実施状況報告書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第１１条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

児童名		生年月日	年　　月　　日

月	実施内容	実施回数	実施状況	実施者
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				

実施者から			
指導医師から		確認欄	

文京区児童発達支援センター医療的ケア判定会設置要綱

２０１９文福障第３１６６号令和元年３月３１日区長決定
２０２２文福障第３０５４号令和５年３月３１日部長決定

（設置）

第１条　文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱（２０１９文福障第３１５５号。以下「実施要綱」という。）の規定により、文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）における医療的ケアの実施の可否等を判定するため、文京区児童発達支援センター医療的ケア判定会（以下「判定会」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

（所掌事項）

第３条　判定会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　児童が必要とする医療的ケアの実施、変更及び終了（以下「医療的ケアの実施等」という。）の可否に関すること。

⑵　医療的ケアの実施等を必要とする児童の療育を行う環境での生活の可否に関すること。

⑶　その他医療的ケアの実施等及び療育の実施に関し必要な事項

（組織）

第４条　判定会は、会長、副会長及び別表第１に掲げる委員をもって組織する。

２　会長は、教育推進部長の職にある者をもって充て、判定会を総括する。

３　副会長は、教育推進部教育センター所長の職にある者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営）

第５条　判定会は、会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めたときは、委員（副会長を含む。）以外の者に判定会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（面談及び観察保育）

第６条　判定会は、その開催に先立ち、医療的ケアを必要とする児童について、面談及び観察保育を実施する。ただし、医療的ケアを必要とする児童に、既に医療的ケアを実施している場合には、面談及び観察保育を省略する。

２　前項の面談及び観察保育は、センターにおいて実施し、第８条第３項に規定する部会員（部会長及び副部会長を含む。）がこれに立ち会う。

（判定）

第７条　判定会は、医療的ケアの実施等及び療育を行う環境での生活の可否について、前条に規定する面談及び観察保育の実施結果、実施要綱第５条第１号に規定する主治医意見書等を踏まえ、次の各号に掲げる項目を検討の上、総合的に判定を行う。

⑴　疾患があるものの、入院して治療する必要がなく、容態が安定していること。

⑵　医療的ケアの実施内容が、日常生活の一部として定着しており、その行為によって心身の状態の変化が起こりにくいと主治医が判断しており、かつ、判定会においてもそれが重大事故に発展する可能性が極めて低いと認められること。

⑶　日常的に他の児童から隔離した環境で療育を実施する必要がないこと。

⑷　常時、看護職員による観察や処置の必要がないこと。

⑸　心身の状態の変化などによって、療育を行う環境での生活に著しく影響がないこと。（検討部会）

第８条　判定会の効率的な運営を図るため、判定会の下に検討部会（以下「部会」という。）を置く。

２　部会は、医療的ケアの実施等及び療育を行う環境での生活の可否を決定する上で必要な事項を調査・検討し、その結果を判定会に報告する。

３　部会は、部会長、副部会長及び別表第２に掲げる部会員をもって組織する。

４　部会長は、教育推進部教育センター所長の職にある者とし、部会を統括する。
５　副部会長は、教育推進部教育センター児童発達支援係長の職にある者とし、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
６　部会は、部会長が招集する。
７　部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

（守秘義務）

第９条　判定会又は部会に出席した者は、判定会又は部会において知り得た個人に関する情報及び職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１０条　判定会及び部会の庶務は、教育推進部教育センターにおいて処理する。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、判定会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

職名等
福祉部障害福祉課長 保健衛生部保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター児童発達支援係長 教育推進部教育センター総合相談係長 教育推進部教育センター児童発達支援管理責任者　１人 教育推進部教育センター児童発達支援係看護職員　１人 指導医師

別表第２（第８条関係）

職名等
教育推進部教育センター総合相談係長 教育推進部教育センター児童発達支援管理責任者　１人 教育推進部教育センター児童発達支援係看護職員　１人 教育推進部教育センター児童発達支援係臨床心理技術者　１人 教育推進部教育センター児童発達支援係理学療法士　１人 指導医師

文京区児童発達支援センター虐待防止委員会設置運営要綱

2021 文福障第 3189 号令和４年３月３１日区長決定

（設置）

第１条　文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）において実施する事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）の虐待を防止するため、文京区児童発達支援センター虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

⑴　センターにおける利用児の虐待の防止に関すること。

⑵　センターにおける利用児の虐待の防止に関する取組に関すること。

⑶　職員の研修計画の策定及び職員のストレスマネジメント等に関すること。

⑷　利用児の虐待の防止に関する関係機関等との連絡調整に関すること。

⑸　センターにおける利用児の虐待の事故対応等の総括に関すること。

⑹　その他センターの管理者が必要があると認めたこと。

（構成）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長、副委員長及び委員は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

３　委員長は、委員会を統括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）

第４条　委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

（虐待防止マネージャー会議）

第５条　第２条に規定する所掌事項に関する具体的な事案について検討するため、委員会に虐待防止マネージャー会議を置く。

２　虐待防止マネージャー会議は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を委員会に報告するものとする。

⑴　虐待防止チェックリストの集計及び分析並びに虐待防止に関する課題の確認に関すること。

⑵　虐待防止マニュアルの作成に関すること。

⑶　職員研修の実施に関すること。

⑷　職員のストレスチェックの実施及び職場環境のチェックの実施に関すること。

⑸　センターにおける不適切な対応事例、虐待事故等が発生した際の事実確認、検証及び再発防止策の検討に関すること。

⑹　その他利用児の虐待の防止策に関すること。

３　虐待防止マネージャー会議は、議長、副議長及び議員をもって構成する。

４　議長、副議長及び議員は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

５　虐待防止マネージャー会議は、必要に応じて議長が招集し、これを主宰する。

（意見聴取）

第６条　委員長は、必要があると認めたときは、委員会に構成員以外の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

２　議長は、必要があると認めたときは、虐待防止マネージャー会議に構成員以外の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

（委員会等の非公開）

第７条　委員会及び虐待防止マネージャー会議は、非公開とする。ただし、委員長又は議長が公開することが適当であると認めたときは、この限りでない。

（守秘義務）

第８条　委員会又は虐待防止マネージャー会議に出席した者は、これらの会の運営上知り得た秘密や個人に関す

る情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた場合においても、また同様とする。

（庶務）

第９条　委員会及び虐待防止マネージャー会議の庶務は、教育推進部教育センターにおいて処理する。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

文京区児童発達支援センター虐待防止委員会

委員長	教育センター所長
副委員長	教育センター学校支援係長
委員	教育センター児童発達支援係長
	教育センター総合相談係長
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー （児童発達支援事業の児童発達支援管理責任者）
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー （放課後等デイサービス事業の児童発達支援管理責任者）
	教育センター総合相談係の虐待防止マネージャー （相談支援専門員）
	教育センター児童発達支援係の看護師
	文京区社会福祉協議会の代表

別表第２（第５条関係）

虐待防止マネージャー会議

議長	教育センター児童発達支援係長
副議長	教育センター総合相談係長
議員	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー （児童発達支援事業の児童発達支援管理責任者）
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー （放課後等デイサービス事業の児童発達支援管理責任者）
	教育センター総合相談係の虐待防止マネージャー （相談支援専門員）
	教育センター児童発達支援係の看護師
	教育センター児童発達支援係の児童発達支援事業クラスリーダー
	教育センター児童発達支援係の放課後等デイサービス事業クラスリーダー

文京区児童発達支援センター身体拘束等適正化対策検討委員会設置運営要綱

2021 文福障第 3190 号令和４年３月３１日区長決定

（設置）

第１条　文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）において実施する事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）の生命及び身体を保護するため、やむを得ない理由により利用児の身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行う場合の適正化を図るため、文京区児童発達支援センター身体拘束等適正化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

⑴　センターにおける利用児の身体拘束等の適正化に関すること。

⑵　センターにおける利用児の身体拘束等の適正化のための指針に関すること。

⑶　身体拘束等の適正化に係る職員の研修計画に関すること。

⑷　その他センターの管理者が必要があると認めたこと。

（構成）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

３　委員長は、委員会を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第４条　委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

２　委員長は、必要があると認めたときは、構成員以外の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（委員会の非公開）

第５条　委員会は、非公開とする。ただし、委員長が公開することが適当であると認めたときは、この限りでない。

（守秘義務）

第６条　委員会に出席した者は、委員会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた場合においても、また同様とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育推進部教育センター児童発達支援係において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、センターの管理者が別に定める。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

委員長	教育センター所長
副委員長	教育センター学校支援係長
委員	教育センター児童発達支援係長
	教育センター総合相談係長
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー（児童発達支援事業の児童発達支援管理責任者）
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー（放課後等デイサービス事業の児童発達支援管理責任者）
	教育センター総合相談係の虐待防止マネージャー（相談支援専門員）
	教育センター児童発達支援係の看護師
	教育センター児童発達支援係の児童発達支援事業クラスリーダー
	教育センター児童発達支援係の放課後等デイサービス事業クラスリーダー

文京区児童発達支援センター指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業運営規程

23 文福セ第４８９号平成２４年３月２８日決定
24 文福セ第７８７号平成２５年３月２２日決定
26 文福セ第１９４０号平成２７年３月２４日決定
30 文福障第３２５号平成３０年４月１日決定

（目的）

第１条　この規定は、文京区児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）が指定を受けて実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１８項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児に対する適正な相談支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　児童発達支援センターは、事業の運営に当たって、次に定める事項を遵守するものとする。

⑴　事業を利用する障害児（以下「利用児」という。）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うこと。

⑵　利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児又はその保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うこと。

⑶　利用児又はその保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用児又はその保護者の立場に立って、支給決定障害児等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

⑷　市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めること。

⑸　利用児又はその保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活及び社会生活を実現するように行うこと。

⑹　自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図ること。

（事業所の名称等）

第３条　事業を運営する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　　文京区児童発達支援センター

⑵　所在地　　東京都文京区湯島四丁目７番１０号

（職員の職種、数及び職務内容）

第４条　事業の運営に当たって児童発達支援センターに置く職員の職種、職務内容及び数は、次のとおりとする。

	職　　種	職務内容	数	備　　考
児童発達支援センターに置く職員	管理者	児童発達支援センターの職員及び業務の一元的な管理	１人	常勤の職員とし、教育センター内事業等の管理者と兼務する。
	相談支援専門員	利用児又はその保護者からの日常生活全般に係る相談及びサービス利用計画の作成に関する業務	１人以上	常勤の職員とする。

（運営日及び運営時間）
第５条　運営日及び運営時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを変更することができる。
⑴　運 営 日　月曜日から金曜日まで並びに第２土曜日及び第４土曜日（文京区の休日を　定める条例（平成元年３月文京区条例第３号）第１条第１項第２号及び第３号に規定する日を除く。）
⑵　運営時間　午前９時から午後５時まで
（事業の内容）
第６条　事業の内容は、次のとおりとする。
⑴　利用児又はその保護者からの日常生活全般に関する相談に関する業務
⑵　サービス利用計画の作成に関する業務等
（事業の主たる対象者）
第７条　事業の主たる対象者は、区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者であって、障害福祉サービス等を利用する障害児とする。
（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、区内とする。
（虐待の防止のための措置）
第９条　管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。
（研修の実施）
第１０条　児童発達支援センターは、職員の資質向上を図るための研修の機会を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり設けるとともに、業務体制を整備する。
⑴　採用時研修　採用後１月以内に１回、ほか年２回程度
⑵　継続研修　年１回程度
（守秘義務）
第１１条　職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。
（その他）
第１２条　この規程に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付　則
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

文京区児童発達支援センター給食事業実施要綱

１２文福セ第１０３６０号平成１３年3月３０日区長決定
３０文教教セ第２７０２号平成３１年３月１４日改正
２０１９文福障第１４４９号令和元年９月３０日区長決定
２０２０文教教セ第１８６４号令和3年3月３１日部長決定
２０２３文教教セ第773号令和５年９月29日部長決定
２０２３文教教セ第1580号令和６年３月25日部長決定
２０２５文教教セ第621号令和７年８月13日部長決定

（趣旨）

第１条　この要綱は、文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）の児童発達支援事業を利用する者等に対して実施する給食事業について、必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第２条　給食事業を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかに該当する者をいう。

⑴　児童発達支援事業を利用する者

⑵　前号に掲げる者の保護者

⑶　前２号のほか、児童発達支援センター所長（以下「所長」という。）が必要があると認める者

（実施日等）

第３条　給食は、月曜日から金曜日まで１日１回昼食に実施する。ただし、センターの休館日及び所外活動日は、実施しない。

（献立等）

第４条　給食は、あらかじめ栄養士が作成した献立を所長と協議の上決定し、その決定した同一の献立により一括して調理する。ただし、一括して調理した給食を受けることが困難な利用者に対しては、個別に調理した給食を提供することができる。

（給食費の徴収）

第５条　所長は、別表に規定する利用者の区分に応じ、同表に規定する一食当たりの金額に利用者の給食の利用回数を乗じて得た額を、当該利用者から徴収するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１号に規定する利用者及び当該者に係る同条第２号に規定する利用者については、給食費は、無料とする。

（栄養及び衛生管理）

第６条　給食は、第４条の規定により決定した献立に従い、調理するものとする。

２　調理を行う者は、調理に当たり、検食用として、洗浄、消毒等を行わず、購入した状態の原材料及び調理済み食品を各50グラム程度清潔な容器に密封し、摂氏マイナス20度以下で２週間保存するものとする。

３　調理、配膳及び給食指導を行う者は、常に身体を清潔に保つよう留意するとともに定期的に細菌培養検査を受けなければならない。

（食物アレルギーの対応）

第７条　調理及び配膳を行う者は、食物アレルギー対応として、除去食又は代替食を調理するほか、専用容器に配膳するものとする。この場合において、児童名及びアレルゲンを分かるように表示するものとする。

（実績の確認）

第８条　所長は、給食の支給に当たっては、毎日支給の実績を記録するものとする。

（委任）

第９条　この要綱の施行について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京福祉センター給食事業実施要綱別表の規定の適用については、なお従前の例による。

付　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱第２条及び第５条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する給食に係る給食費について適用し、同日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

別表（第５条関係）

利　用　者		一食当たりの金額
第１号利用者及び第２号利用者	当該第１号利用者に係る文京区児童福祉法施行細則（昭和４０年３月文京区規則第１５号）第１４条の規定により交付を受けた障害児通所支援受給者証に記載された障害児通所の利用者負担に関する事項における負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）が３７，２００円である場合	０円
	当該第１号利用者に係る負担上限月額が４，６００円である場合	０円
	当該第１号利用者に係る負担上限月額が０円である場合	０円
第２条第３号に規定する利用者		４９０円

文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領

制定 27 文教教セ第 992 号平成 27 年 7 月 29 日教育推進部長決定
2024 文教教セ第 1557 号令和 7 年 2 月 4 日改正

（趣旨）
第１条 この要領は、文京区教育センター条例（平成２６年１２月文京区条例第３１３１号。以下「条例」という。）第２条第５号に基づき、文京区教育センター（以下「センター」という。）に設置する教育資料室（以下「資料室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（管理）
第２条　資料室は、文京区教育センター所長（以下「所長」という。）がこれを管理する。
（資料の種類）
第３条　資料室の備付資料は、次のとおりとする。
⑴　文京区教育委員会作成・発行の教育関係資料
⑵　文京区立幼稚園、文京区立幼稚園型認定こども園及び小・中学校作成・発行の教育関係資料
⑶　文京区幼稚園研究部会、小学校研究部会、中学校研究部会及び区内教育関係団体作成・発行の教育関係資料
⑷　文京区立幼稚園、文京区立幼稚園型認定こども園及び小・中学校に関係する教育関係資料
⑸　文京区以外の教育委員会及び教育関係機関作成・発行の教育関係資料
⑹　調査研究に必要な各種資料
⑺　その他所長が必要と認めるもの
（資料の収集及び保存）
第４条　資料は、発行される毎に各２部を収集する。
２　資料の保存期間は、長期とする。
３　前項の規定にかかわらず、所長は、修理不能その他廃棄が適当と認められる資料を処分することができる。
（資料の登録）
第５条　資料を備え付けるときは、当該資料に関する題名、発行者、発行日等の情報を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により登録しなければならない。ただし、軽易な資料で登録する必要がないと所長が認めたときは、この限りでない。
２　前項の登録が完了した資料は、分類の表示をし、当該分類ごとに配架して利用に供さなければならない。
（利用者の範囲）
第６条　資料室は、文京区立幼稚園、文京区立幼稚園型認定こども園及び小・中学校に勤務する教職員、文京区職員のほか、一般利用に供することができる。
２　前項の規定に関わらず、資料の貸出しは、文京区立幼稚園、文京区立幼稚園型認定こども園及び小・中学校に勤務する教職員、文京区職員に行う。
（開室時間）
第７条　資料室の開室時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、所長は、資料の整理その他の都合により、開室時間内でも臨時に閉室することができる。
（閲覧）
第８条　資料の閲覧をしようとする者は、センターに申し出て備付けの用紙に所定の事項を記入しなければならない。
（貸出し）
第９条　資料の貸出しを受けようとする者は、センターに申し出て備付けの用紙に所定の事項を記入しなければならない。

２　資料の貸出期間は１４日以内とし、ほかに当該資料の貸出しを希望する者がいない場合は、１回に限り期間を延長することができる。ただし、点検その他資料整理上必要があるときは、貸出期間内でも返却させることができる。
３　貸出しをする資料の数は、原則として１人につき５点以内とする。
４　所長は、貸出しが不適当と認めた資料については、制限することができる。

（督促）

第１０条　所長は、資料の貸出しを受けた者が貸出期間内に返還しないときは、返還されるまで督促し、当該資料の回収に努めなければならない。

（利用の制限）

第１１条　所長は、資料室を利用する者(以下「利用者」という。)が条例第８条各号のいずれかに該当するときは、入室を制限し、又は退室させることができる。

（委任）

第１２条　この要領に定めるもののほか、資料室の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要領は、平成 27 年４月１日から施行する。

（教育センター教育資料室資料収集指針の廃止）

２　教育センター教育資料室資料収集指針（２３文教教セ第３０９号）は、廃止する。

付　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

文京区教育センター科学教育事業実施要領

23 文教教セ第 47 号平成 23 年 4 月 1 日教育長決定
25 文教教セ第 28 号平成 25 年 4 月 1 日改正
28 文教教セ第 2180 号平成 29 年 4 月 1 日改正

（目的）

第１条　この要領は、文京区教育センター条例（平成９年３月文京区条例第 13 号）第２条第１号に基づき、科学教育事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条　観察や実験、ものづくり等による自然事象の体験を通して、子どもたちの自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むとともに、コンピュータを活用した情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図る。

（実施内容）

第３条　教育センターは、自然科学教育及び情報科学教育に関する次の講座等を実施する。

（１）自然科学教育

①「やってみましょう楽しい実験」

基礎的な自然体験や実験を通して、自然科学に対する興味・関心や知的好奇心を育むことをねらいとした講座

②「親子理科教室」

親子でのものづくりや観察を通して、自然科学の楽しさを体験し、自然科学への興味・関心を高めることをねらいとした講座

③「科学教室」

自然科学に関する発展的な観察や実験、ものづくり等を通して、科学的なものの見方や考え方、創造性を育むことをねらいとした講座

④「子ども科学カレッジ」

大学の最新の研究成果に触れるとともに、学術研究の素晴らしさを体験することをねらいとした講座

⑤「出前授業」

小学校に専門指導員を派遣し、理科の授業支援や教員対象の理科実技研修への支援及び科学クラブへの指導を行う。

⑥「移動科学教室」

小学校のＰＴＡ活動に専門指導員を派遣し、科学的事象の体験を通して理科や科学のおもしろさを知る機会を提供する。

⑦理科授業の予備実験等支援

教育センター科学実験室に単元の実験器具や実験材料をパッケージで準備し、教員が自由に予備実験や教材研究できる環境を提供する。

（２）情報科学教育

①「子どもパソコン教室」

基礎的なプログラミングやものづくりの体験を通して、パソコンに慣れ親しみ、パソコンの動作を科学的な見方から学ぶことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

②「小学生プログラミング教室」

プログラミングの体験を通して、基礎概念を学び自身で簡単なオリジナルアプリケーション制作を行うことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

③「中学生プログラミング教室」

プログラミングの体験を通して、基礎概念を学び自身でアプリ開発・ゲームプログラミング・Web デザインの制作等を行うことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

（定員）
第４条　講座の実施にあたり、必要に応じ、定員を設けるものとする。
（対象）
第５条　講座の実施にあたり、区内に在住又は在学する５歳児以上の幼児、小学生・中学生及び保護者の中から、必要に応じ、対象を設けるものとする。
（費用負担）
第６条　ものづくりに必要な教材に係る経費は、参加者の負担とすることができる。ただし、100 円未満については切り捨てるものとする。
２　文京区教育センターを実施会場としない講座に係る保険料、交通費、入園料の実費は、参加者の負担とする。
（委任）
第７条　この要領に定めるもののほか、教室の運営に必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付　則
この要領は、平成 23 年５月１日から施行する。
付　則（平成 25 年４月１日 25 文教教セ第 28 号）
この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 29 年４月１日から施行する。
付　則（平成 29 年３月２１日 28 文教教セ第 2180 号）

文京区教育センター防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

２７文教教セ第９３９号平成２７年８月１０日教育長決定

（目的）

第１条　この要綱は、文京区教育センター（以下「センター」という。）が設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めることにより、敷地等の安全対策を推進するとともに、区民等の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 防犯カメラ　センター敷地等の安全対策の推進を目的（犯罪を予防することを従たる目的とするときを含む。）として、特定の場所に固定して設置される撮影装置であって、撮影した映像を表示し、又は記録する機能を備えたものをいう。

⑵ 映像　防犯カメラの映像表示装置（電気通信回線に接続している電子計算機を含む。以下同じ。）により表示された映像であって、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。

⑶ 映像データ　防犯カメラの映像記録装置（電気通信回線に接続している電子計算機を含む。）により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、防犯カメラの映像表示装置等を用いて映像として表示することにより、特定の個人を識別することができるものをいう。

⑷ 区民等 文京区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

（センターの責務）

第３条　センターは、映像データを収集し、保管し、又は利用するに当たっては、防犯カメラ設置者として、文京区個人情報の保護に関する条例（平成５年３月文京区条例第６号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、区民等の基本的人権を尊重するとともに、映像データの保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

（管理責任者等）

第４条　防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、管理責任者、取扱責任者及び取扱者（以下「防犯カメラ操作者」という。）を置く。

２　管理責任者は、教育センター所長（以下「所長」という）の職にある者とし、防犯カメラの運用及び維持管理がこの要綱に則して適正に行われるよう、敷地等に設置される防犯カメラに関する事務を総括する。

３　取扱責任者は、教育センター学校支援係長の職にある者とし、防犯カメラの維持管理並びに映像データの閲覧、取出し及び保存（以下「映像データの閲覧等」という。）に関する事務を総括する。

４　取扱者は、センターに所属する職員のうちから所長が指定する者及び第７条第１項第１号に規定する取扱者とし、管理責任者及び取扱責任者の指揮監督の下に、防犯カメラの運用及び維持管理並びに映像データの閲覧等に関する事務を行う。

（防犯カメラの設置に係る措置）

第５条　センターは、防犯カメラを設置しようとするときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴ 防犯カメラの撮影対象区域及び台数は、第１条に規定する敷地等の安全確保に必要な最小限の範囲とすること。

⑵ 防犯カメラを設置している旨を撮影対象区域又はその近接する場所に表示すること。

⑶ 映像データを安全かつ適正に管理するため、防犯カメラの設置場所について必要な措置を講ずること。

⑷ 私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

（映像データの適正な管理）

第６条　センターは、防犯カメラ操作者以外の者に、映像データの閲覧等を行わせてはならない。

２　管理責任者は、第８条第１項及び第２項の規定にかかわらず、センター利用者の安全確保のため緊急を要するときは、防犯カメラ操作者に映像データの閲覧等を行わせることができる。この場合において、管理責任者は、映像データの閲覧等の日時、理由、操作者等を書面により記録しなければならない。

3　防犯カメラ操作者は、映像データに関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
4　映像データは、撮影時の原状により保管するものとし、編集、加工、複製、印刷又は持出しをしてはならない。ただし、第８条第１項及び第２項の規定により開示し、又は提供しようとする場合においては、この限りでない。
5　映像データの保管期間は、映像データとして記録された日から原則として１４日以内とする。ただし、第８条第１項及び第２項の規定により開示し、又は提供しようとする場合においては、この限りでない。
6　前項に規定する保管期間を超えた映像データは、速やかに映像データの消去、上書き又は物理的な粉砕等により破棄しなければならない。
7　映像データの閲覧等を行う場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、映像データの漏えい、滅失又は毀損が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

（業務委託に係る措置）

第７条　センターは、防犯カメラの保守等の維持管理に係る業務を委託するときは、当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し、次に掲げる措置を講じさせなければならない。
⑴ 防犯カメラ及び映像データの取扱者を特定し、制限すること。
⑵ 前号の取扱者に対し、研修又はその他の方法により、個人情報の保護について啓発をすること。
⑶ 映像データの保管について、安全かつ適切な措置を講じ、その内容をセンターに報告すること。
⑷ 映像データを受託した業務の目的の範囲を超えて利用し、又は第三者に提供しないこと。
⑸ 受託した業務を第三者に委託しないこと。
⑹ 受託した業務の遂行に当たり、映像データの編集、加工、複製又は印刷が必要な場合には、センターの許可を必ず受けること。
⑺ 防犯カメラの運用状況について、センターに報告すること。
⑻ 前各号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要なこと。
2 センターは、受託者に個人情報保護条例及び文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則（平成１６年１月文京区教育委員会規則第１号）の遵守を義務付けなければならない。

(映像データの開示等)

第８条 センターは、個人情報保護条例第１６条第１項の規定により区民等から自己の映像に係る開示の請求があったときは、当該区民等が特定でき、かつ、当該映像が他の記録された区民等と容易に区別できるものを開示するものとする。
2 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、映像に記録された区民等の同意を得ずに映像データを外部提供してはならない。
⑴ 刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第１９７条第２項又は第２７９条の規定により、捜査機関又は裁判所から公文書による映像データの提供に係る照会を受けた場合において、センターが当該照会に対し理由があると認めたとき。
⑵ 前号のほか、法令に定めがあるとき。
⑶ 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
3 センターは、映像データを外部提供しようとするときは、この要綱の趣旨及び当該提供の目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめるものとする。この場合において、外部提供を受ける者に次に掲げる条件を付さなければならない。
⑴ 映像データを安全かつ適切に管理すること。
⑵ 映像データの取扱者を特定し、又は制限すること。
⑶ 映像データを複製しないこと。
⑷ 映像データを第三者に提供しないこと。
⑸ 外部提供を受ける必要がなくなったときは、映像データを速やかに返却すること。
⑹ 前各号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。
4 映像データを外部提供しようとするときは、映像データの取出しは、防犯カメラ操作者が行い、必要に応じて捜査機関を立ち会わせることができる。
5 センターは、映像及び映像データの開示の請求又は外部提供の照会を受けたときは、日時、請求者（又は照会者)、映像及び映像データの範囲等を書面により記録しなければならない。

６ 前各項に規定するもののほか、映像及び映像データの開示及び外部提供に関する事項については、個人情報保護条例の定めるところによる。

（苦情処理）

第９条 管理責任者及び取扱責任者は、区民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成２７年９月１日から施行する。

（準備行為）

２ 防犯カメラの設置その他の必要な準備については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

令和８年８月発行

令和７年度版　文京区教育センター紀要（第 60 号）

編集・発行　文京区教育委員会文京区教育センター
所在地　文京区湯島四丁目 7 番 10 号
電話　03 - 5800 - 2591
E-mail　b704000@city.bunkyo.lg.jp
URL　https://www.bunkyo-tky.ed.jp/ed-center/